

序 章

1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」

鎌倉市環境基本計画は、環境基本条例の3つの理念（注1）を実現することを目指して平成17年度までの計画として平成8年2月に策定されました。この計画を受けて、その後の環境問題に関する状況の変化や新たな課題に対応するため、平成18年3月にその一部を改訂し、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする第2期環境基本計画を策定しました。4つの基本方針（注2）を掲げ、鎌倉市の環境保全を市民、事業者、滞在者そして行政が協力・連携して、総合的、計画的に推進していくため、次の表のとおり7つの目標の柱と15の目標の項目にまとめました。

※ 平成23年3月、第2期鎌倉市環境基本計画の策定から5年が経過し、基本的に現行の計画の目標等を継承しつつ、主に目標を達成するための指標や施策等を現状に即して見直しました。

さらに、東日本大震災を契機とする国のエネルギー政策の見直しや放射能問題などから、一部見直しが必要な状況となり、また、平成24年鎌倉市議会6月定例会において「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」が可決され、同条例に規定される基本計画及び実施計画を視野に入れた改訂も必要となったため、平成25年4月、「鎌倉市環境基本計画第2期改訂版 一部改訂」を策定しました。

7つの目標の柱		15の目標の項目	
1	地球環境の保全	①	地球環境
2	人の健康の保護と生活環境の保全	②	大気
		③	水・土
		④	化学物質・放射性物質
		⑤	音
3	歴史的文化的環境の確保	⑥	歴史的遺産
4	良好な都市環境の創造	⑦	緑・水辺
		⑧	景観
		⑨	美化
5	健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保	⑩	生態系の保全
		⑪	自然とのふれあい
6	循環型社会の構築	⑫	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
		⑬	水の循環利用
		⑭	エネルギーの有効利用
7	環境教育の推進	⑮	環境教育

「かまくら環境白書」平成28年度版では、計画の15の目標の項目ごとに平成27年度における状況や取組をまとめるとともに、その評価を行いました。

（注1）鎌倉市環境基本条例における3つの理念

- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

（注2）4つの基本方針

- 1 環境の恵みを将来世代に継承します。
- 2 環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。
- 3 自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。
- 4 鎌倉から地球環境保全をすすめます。

2 平成27年度における「環境」をめぐる動き

私たちが日常で利用する自動車による大気汚染や騒音などの交通公害、一般家庭などからの排水による河川の汚濁、廃棄物の問題などいわゆる都市生活型公害、さらに地球温暖化といった地球規模の問題、人の営みやそれを支える施設が水の健全な循環に影響を与えているという水循環に関わる問題など、環境問題は多様化・複雑化が進んでいます。また、こういった様々な環境問題に対して、自ら主体的に行動し、多様なアプローチから持続可能な社会を構築していける環境保全の担い手を育てることも重要であると考えられています。

本市の環境保全にあたって、これらの問題への対応や担い手の育成は重要な課題であると考え、ここでは、平成27年度における、「地球温暖化」に対する国際的な動向とそれに対するわが国の動向、健全な水循環の維持・回復のための取組みを積極的に推進することを定めた「水循環基本法」に関しての概要、また、環境教育などを通じた担い手の育成を唱える「持続可能な開発のための教育」の考え方の概要を紹介します。

(地球温暖化対策)

平成27年(2015年)の世界の年平均気温の1981~2010年平均基準における偏差は、+0.42℃で、1891年の統計開始以降、最高の値となりました。世界の年平均気温は、長期的には、100年当たり0.71℃の割合で上昇しています。

また、平成27年(2015年)の日本の年平均気温の1981~2010年平均基準における偏差は+0.69℃で、統計を開始した1898年以降では4番目に高い値となりました。長期的には、100年当たり約1.16℃の割合で上昇しています。

近年、世界と日本で高温となる年が頻出している要因としては、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響が考えられます。また、世界と日本の平均気温は、数年~数十年程度の時間規模で繰り返される自然変動の影響も受けて変動しており、2015年の世界の年平均気温が高くなった要因の一つとして、2014年夏から続いていたエルニーニョ現象が2015年春以降さらに発達したことが考えられます。

※出典：国土交通省気象庁HPより

●国際的な動向

平成27年(2015年)11月30日から12月13日まで、フランスのパリにおいて、第21回国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)及び京都議定書第11回締約国会合(CMP11)が開催されました。

ここで、世界的な長期目標として、産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及することや今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡、また、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること等を定めた、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

●日本の動向

フランス・パリで開催されたCOP21に先立ち、第30回地球温暖化対策推進本部において、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比-26.0%とする約束草案を決定し、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局へ提出した。

(水循環基本計画)

健全な水循環の維持、回復などを目的として、「水循環の重要性」「水の公共性」「健全な水循環への配慮」「流域の総合的管理」「水循環に関する国際的協調」の5つの基本理念に定めた平成26年（2014年）7月に「水循環基本法」が施行されました。

本計画は、同法第1条に定められている目標を達成するため、我が国の水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう、平成27年7月に策定された、水循環に関する施策の基本となる計画に位置付けられるものです。

※ 出典：環境省報道発表資料、水循環基本計画より

（地球温暖化対策計画）

COP21で採択されたパリ協定や平成27年度7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定（平成28年5月13日）されました。

計画では、2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

※ 出典：環境省報道発表資料より

第1章 地球環境の保全

1 地球環境（目標の項目①）

目標：将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、国際的視野を持って地球環境の保全をすすめます。

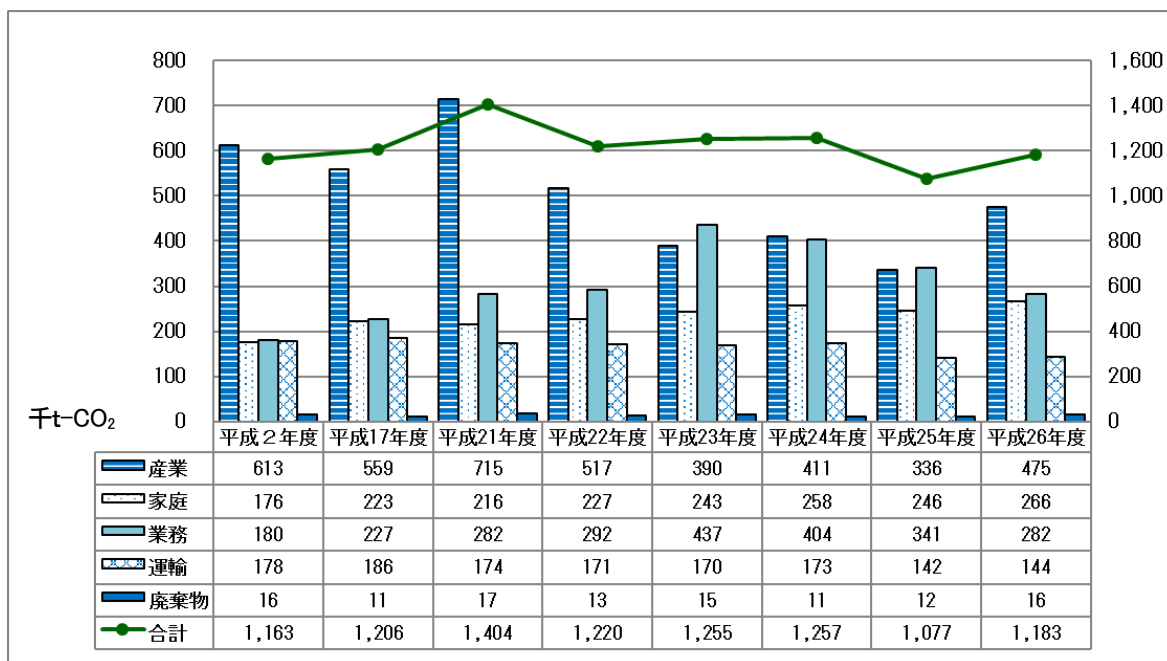
◆目標達成するための指標

市域における温室効果ガス排出量（仮数値今後変動の可能性有り） 平成27年度(2015年度)までに平成2年度(1990年度)に比べ、16.1%削減 (平成32年度(2020年度)までに平成2年度(1990年度)に比べ、28%削減)
--

市域で排出される温室効果ガスのうち、95パーセント以上が二酸化炭素です。この二酸化炭素排出量の推移は、平成21年度には一時的に約140万トンを超えました。その後、東日本大震災の影響により、120万トン台に減少し、平成26年度には、118万トン排出され、平成2年度に比べ約1.7%の増加となっています。

本市の部門別二酸化炭素排出量の推移をみると、産業部門、運輸部門、廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成2年度に比べ減少しているのに対し、業務部門、家庭部門は増加しています。原因として業務部門においては、商業施設の増加や設備機器、OA機器の増加、家庭部門においては世帯数の増加、電化製品の種類の増加、電化製品の保有台数の増加、電化製品の大型化など様々な要因が考えられ、さらなる省エネの取組に加え、エネルギーマネジメントなどによるエネルギー消費のスマート化の推進をいかに進めていくかが温室効果ガス削減に向けて重要となると考えます。

東日本大震災以降、エネルギー消費者の省エネ意識は向上していますが、日本のエネルギー需給において抜本的な改革が必要なことは明らかです。このような状況において、本市では平成24年7月9日に制定された「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」に基づき、平成26年3月に鎌倉市エネルギー基本計画を、平成27年3月には鎌倉市エネルギー実施計画を策定しました。今後、温室効果ガス排出量削減のためにはエネルギー施策として本計画で掲げている低炭素社会、循環型社会の構築の推進が重要になると考えます。



グラフ 1-1 鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移

※ 平成26年度版までのかまくら環境白書では、市域の温室効果ガス排出量の算出に市域の電気及び都市ガスの使用量、ごみの焼却量、自動車保有台数などの数字を用いて推計していましたが、平成27年度版のかまくら環境白書から、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版」に示されている計算式に準じ、推計を行っています。

※ 二酸化炭素以外の温室効果ガスは工業や農業プロセスから排出される割合が高いため、工業及び農業が盛んではない鎌倉市では温室効果ガスの大部分が二酸化炭素であることがデータでも示されています。そのため、二酸化炭素のみを計算の対象としています。

(1) 温室効果ガス等排出量の現状

●わが国の状況

〈環境政策課〉

国は平成22年（2010年）1月、気候変動枠組条約事務局に平成32年（2020年）の温室効果ガス排出削減量について平成2年（1990年）比で25%削減する旨を提出し、地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップに中期目標値25%削減を掲げて取組を進めてきました。

しかし、平成23年（2011年）3月の東日本大震災の発生により原子力発電が稼働停止し、火力発電の稼働割合が増加したことなどに伴い電力排出原単位が上昇し25%削減の目標達成が困難な状況になりました。

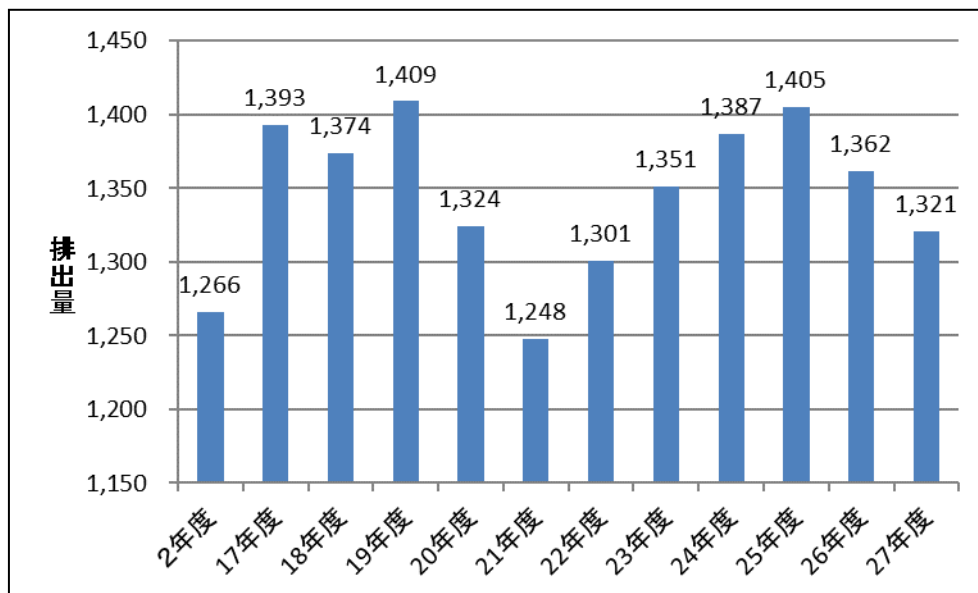
平成25年（2013年）11月、国は平成17年（2005年）比で3.8%削減と経済成長との両立をめざした現実的な目標を発表しました。

平成27年度（2015年度）のわが国の温室効果ガス総排出量は、13億2,100万t-CO₂で、対基準年度（平成2年度（1990年度））比、4.3%（5,500万t-CO₂）の増加となっています。前年度の総排出量と比べると電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善に伴う電力由来のCO₂排出量の減少により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したことなどから、3.1%（4,000万t-CO₂）減少しています。

平成27年度（2015年度）までのわが国の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ1-2のとおりです。

※第3期鎌倉市環境基本計画及び地球温暖化対策地域実行計画では、新たな枠組み（パリ協定）に貢献するため、「日本の約束草案」を基に、2021年以降の温室効果ガス削減を推進することになります。（温室効果ガスの排出量を2030年までに2013年度比で26%削減）

百万t-CO₂



グラフ 1-2 わが国の温室効果ガス排出量の推移

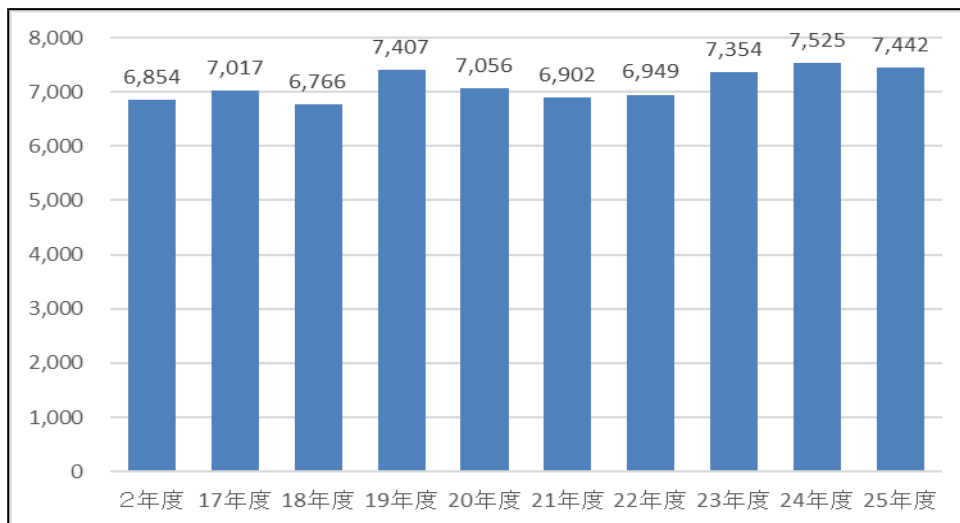
※ 環境省HPより（速報値）

●神奈川県状況

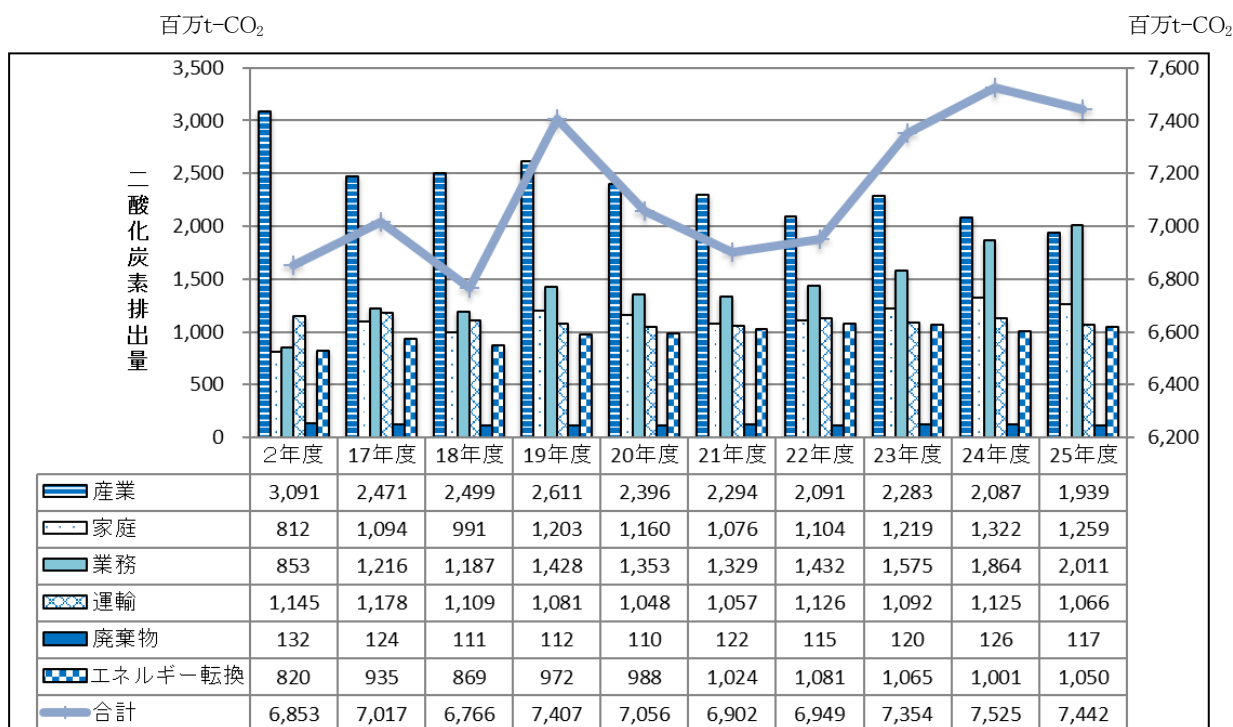
<環境政策課>

平成25年度（2013年度）の神奈川県内の温室効果ガス排出量は、速報値で7,442万t-CO₂、国の排出量（14億800万t-CO₂）の5.6%にあたります。京都議定書の基準年の平成2年度（1990年度）と比べて8.6%増加しています。さらに神奈川県の前年度確定値と比較すると1.1%減少しています。平成25年度（2013年度）の部門別二酸化炭素排出量の推移はグラフ1-3のとおりです。

なお、平成26年度の神奈川県二酸化炭素排出量は、本書作成時には未公開であったため、記載していません。



グラフ1-3 神奈川県二酸化炭素排出量の経年変化（単位：万t-CO₂）



グラフ 1-4 神奈川県部門別二酸化炭素排出量の推移

※ 「神奈川県の温室効果ガス排出量推計結果」より（速報値）

※ 統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

(2) 地球温暖化対策の推進

●鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画の推進

〈環境政策課〉

平成17年(2005年)に発効された京都議定書において、わが国は国際的削減目標として平成2年(1990年)比で平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの平均の温室効果ガス排出量を6%削減することを約束しました。

この当時の国等の動向を踏まえ本市では、温室効果ガス排出量を抑制するため平成20年(2008年)3月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、その後国の地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップ中期目標値25%に基づき平成23年3月に同計画を一部見直し、平成2年度(1990年度)比で平成27年度(2015年度)までに16.1%削減を掲げ、目標達成のための具体的な取組及び推進体制を示しました。

地球温暖化対策の取り組みとして、平成27年度は、環境保全推進会議(市民、事業者、環境保全団体、市が協働して環境保全施策を推進する組織)等と次の事業等に取り組みました。

- ・夏休み子ども向け自然観察会
- ・緑のカーテン栽培講座
- ・ライトダウンキャンペーン
- ・環境月間パネル展示
- ・省エネナビ・エコワットの貸出

(詳細は、第6章 循環型社会の構築 3 エネルギーの有効利用)

(※「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」は平成27年度までが計画期間であったため、平成27年3月に「鎌倉市地球温暖化地域実行計画」を策定し、平成28年度以降、同計画を推進しています。)

●鎌倉市における環境マネジメントシステム導入の状況

〈環境政策課〉

①ISO14001認証取得事業所

「ISO14001」は、地球温暖化防止のほか幅広い視点からの環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、これを実行・記録・点検し、方針などを見直すシステム(環境マネジメント)の国際規格です。現在、全国で約18,300事業所がこの規格を認証取得しています。

「ISO14001」認証取得事業所の状況は、公益財団法人日本適合性認定協会のホームページで確認できます。

②エコアクション21(EA21)認証登録事業所

環境活動評価プログラムの「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントの簡易な方法で、国際標準化機構の「ISO14001」規格をベースとしており中小事業所でも取り組みやすい環境マネジメントシステムです。現在、全国で約7,600事業所がこの規格を認証取得しています。市内では3事業所が認証登録されています。

市内の「エコアクション21」認証登録事業所の状況は、エコアクション21中央事務局のホームページで確認できます。

③かまくらエコアクション21参加登録事業所

「かまくらエコアクション21」は、鎌倉市独自の登録制度で、環境省が策定した「エコアクション21」に準拠する形で、環境マネジメントシステムを構築し、環境活動レポートを作成した事業所が鎌倉市に登録し、市から登録証明書を無料で交付するものです。

環境マネジメントシステムとしては、認知度は低いものですが、規模の小さな事業所の環境への取組としては十分効果的であり、「エコアクション21」あるいは「ISO14001」導入へのワンステップとして取組を開始することもできます。

平成27年3月末現在、表1-1のとおり7業所が参加登録しています。

表 1-1 かまくらエコアクション21参加登録事業所の状況

	かまくらエコアクション21 参加登録事業所	業 種	登録年月日
1	鎌倉市役所	公務 (地方公務)	平成17年3月31日
2	リネックス有限会社	サービス業 (廃棄物処理業)	平成18年7月11日
3	株式会社ルミネウイング	不動産賃貸管理	平成18年8月3日
4	湘南モノレール株式会社	鉄道業	平成19年4月4日
5	鎌倉市資源回収協同組合	廃棄物収集運搬業	平成19年4月13日
6	財団法人鎌倉市公園協会	市内公園管理	平成19年8月9日
7	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	社会福祉法人	平成19年12月25日

●エコショップ・エコ商店街認定制度

〈環境政策課〉

地球環境への負荷軽減を考慮し、ごみの減量化、資源化の推進に取り組む市内事業者をエコショップ・エコ商店街として認定する制度を平成21年度から開始しました。

エコショップは、事業活動に伴う物品の購入や運送・売買、冷暖房の温度設定、省エネ対策、環境教育の実施などの認定要件42項目中3項目以上実施している事業所を認定します。

エコ商店街は、ごみの適正排出処理の主体的実施、買い物袋持参奨励、ペットボトルなど資源化物の回収事業の実施、エコイベントの開催、環境教育の実施などの認定要件6項目中2項目以上を実施し当該商店街団体加盟事業者の5割以上がエコショップの認定要件を満たしていることが前提です。

認定された事業者や商店へ認定証とステッカーを交付し認定事業所に取材を行い環境に関する取組等についてまとめ、市のHPで紹介する等、認知度のアップ、環境にやさしい事業所の普及拡大に努めています。

平成27年3月末現在のエコショップ認定数、表1-2のとおり28事業所です。エコショップが取り組んでいる認定要件は表1-3のとおりです。

表 1-2 エコショップ認定事業所の状況

	エコショップ認定事業所	業種	登録年月日
1	鎌陽洞	鎌倉彫	平成21年7月28日
2	有限会社トップアート鎌倉	画材、額縁製造販売	平成21年7月28日
3	株式会社紀ノ国屋鎌倉店	スーパーマーケット	平成21年7月28日
4	有限会社ティアンドワイビジネスクリエーション	婦人服販売	平成21年7月28日
5	鎌倉Alice	ダンス用品、パーティファッション等販売	平成21年7月28日
6	株式会社社長	墓石販売	平成21年7月28日
7	スズキヤ西鎌倉店	スーパーマーケット	平成21年12月22日
8	株式会社カトレア	ビル管理	平成22年2月15日
9	鎌倉とうきゅう	小売業	平成23年1月1日
10	生活協同組合コープかながわ西鎌倉店	生活協同組合	平成23年1月26日
11	二楽荘	中国料理店	平成23年2月1日
12	クリエイトS・D鎌倉玉縄店	小売業	平成23年2月2日
13	クリエイトS・D鎌倉手広店	小売業	平成23年2月2日
14	クリエイトS・D鎌倉津西店	小売業	平成23年2月2日
15	クリエイトS・D鎌倉大船店	小売業	平成23年2月2日
16	生活協同組合コープかながわ玉縄店	生活協同組合	平成23年2月9日
17	八百文商店	青果物小売販売業	平成23年3月23日
18	北鎌倉ベルタイム珈琲	コーヒー豆自家焙煎の販売	平成23年6月24日
19	有限会社カインドリーセンター	一般廃棄物処理業、リサイクルショップ	平成23年10月17日
20	リサイクルブティック ジュリアン	リサイクル品の委託・販売	平成23年10月17日
21	今昔きもの きたの屋	小売業	平成23年10月17日
22	カイビー	小売業	平成23年10月18日
23	セカンドハンズ そうすけ	小売業	平成23年10月24日
24	ヴェール21 鎌倉	婦人服小売業	平成23年10月24日
25	有限会社クレー	小売業	平成23年11月4日
26	鎌倉ブルースリー	リサイクル&アンティーク(小売業)	平成23年11月14日
27	鎌倉山下飯店	飲食業	平成24年1月17日
28	クリエイトS・D 鎌倉材木座店	小売業	平成27年3月6日

表 1-3 <取組項目と内容>

1 事業者が事業活動で必要な物を買うとき(物品)	
(1)	コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋類、名刺、トイレットペーパーなどは、できるだけ再生紙を使用している製品を購入する。
(2)	パソコン、プリンター、ファクシミリ、複写機などのOA 機器を購入(買換え)する際は、できるだけ省エネ型又はリサイクルしやすい素材の機器を購入(買換え)する。
(3)	原材料、中間製品、事務用品などは、できるだけ環境ラベル製品を購入する。
(4)	できるだけリターナブル容器に入った製品を購入する。
(5)	できるだけ詰め替え可能な製品を購入する。
(6)	できるだけ使い捨て製品(紙コップ、紙皿、使い捨て容器入りの弁当等)の購入をやめる。
2 事業者が事業活動で必要な物を買うとき(設備)	
(7)	車両を購入(買換え)する際は、できるだけ低公害車を購入(買換え)する。
(8)	燃料設備を設置(更新)する際は、できるだけ都市ガス、LPG など環境負荷の少ない燃料を使用する設備を設置(更新)する。
(9)	給湯・暖房設備を設置(更新)する際は、できるだけソーラー(太陽光)システム設備を設置(更新)する。
(10)	照明設備を設置(更新)する際は、できるだけ高効率蛍光灯、インバーター照明を設置(更新)する。
(11)	事務所等を改修する際は、できるだけ二重窓、複層ガラスを設置(更新)することにより、建物の断熱性能を向上させる。
(12)	事務所等を改修する際は、できるだけ日射の室内への導入、床や壁面での蓄熱、通風の活用ができる(パッシブソーラー)ように改修することにより、太陽光の活用を図る。
3 事業者が品物を運ぶとき	
(13)	できるだけ最大積載量に見合った輸送単位の設定を行う。
(14)	できるだけ共同輸配送、帰り荷の確保を行う。
(15)	できるだけ発注・輸送の計画化・平準化、行き過ぎた少量・多頻度輸送やジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行う。
(16)	できるだけ通い箱(繰り返し使用する梱包材)を利用する。
(17)	自動車運転に当たって、急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジン停止(アイドリングストップ)を徹底する。
(18)	排気ガス・騒音のレベルを抑えるため、適正な車両整備を行う。
4 事業者が品物を売るとき	
(19)	レジ袋辞退促進のための独自の仕組みを設ける。
(20)	できるだけ簡易包装を行う。
(21)	できるだけ量り売り、ばら売りをを行う。
(22)	環境ラベル製品の重点的な販売促進を行う。
(23)	リターナブル容器に入った製品の重点的な販売促進を行う。
(24)	詰め替え可能な製品の重点的な販売促進を行う。

(25)	できるだけ紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルなどの店頭回収・リサイクルを行う。
(26)	できるだけ使用済み製品の引き取りを行う。
(27)	できるだけ修理部品の長期的な確保を行う。
5 事業者が事業活動で物などを使うとき	
(28)	事業所内では、冷暖房の温度を暖房は20 度以下、冷房は28 度以上に設定する。
(29)	事業所内では、使用しない時の照明やOA 機器のスイッチオフを励行する。
(30)	事業所内のエレベーターをできるだけ使用しないようにする。
(31)	事業所内では、使用済み用紙の裏紙を利用する。
(32)	事業所内では、使用済み封筒を再利用する。
(33)	事業所内では、文書は両面印刷を行う。
6 事業所からごみを捨てる時	
(34)	事業所内に必要十分な数の分別回収ボックスを設置して、ごみの分別を徹底する。
(35)	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを行う。
(36)	できるだけ食品残渣物をコンポスト化(堆肥化)する。
7 事業所周辺の環境をよくすることに貢献する	
(37)	できるだけ事業所の敷地内、屋上及び壁面の緑化を行う。
(38)	できるだけ雨水利用設備を設置する。
(39)	できるだけ駐車場や店頭オープンスペース等を透水性舗装にする。
8 事業所の従業員の知識、意欲を高める	
(40)	朝礼等の際に、事業活動における環境への配慮に関する事業所の方針の徹底を図る。
(41)	従業員研修の一部に、環境への配慮に関する講義等を組み入れる。
(42)	事業活動における環境への配慮に関する責任者を決めて、その者に権限を与える。

鎌倉市エコショップ認定制度実施要綱別表

●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）

＜環境政策課＞

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、「グリーン契約」とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

国や地方自治体などに環境配慮製品を優先調達させることを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。通称グリーン購入法）が平成13年4月に施行されました。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号、通称環境契約法）が平成19年11月に施行されました。このなかで、国の基本方針に基づき、政府機関、地方公共団体などへ調達方針（地方公共団体は努力目標）を作成・公表することが求められています。

鎌倉市役所では、平成14年12月に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定し、平成24年3月に環境配慮契約の内容を含め、一部見直しを行いました。

平成15年度に81品目ではじめたグリーン購入の対象品目を、平成27年度の調達方針の改正により250品目としました。平成27年度の分野別の調達率は表1-4のとおりです。

表1-4

市役所における平成27年度調達物品に対するグリーン適合品調達率						
分野 項目	紙類	文具類	オフィス家具等	OA機器	移動電話 (携帯電話等)	家電製品
平成27年度 適合品調達率	99.3%	89.3%	97%	95.7%	100%	100%
分野 項目	エアコンデショナー 等	照明	自動車等	消火器	制服・作業服	インテリア・寝装寝 具
平成27年度 適合品調達率	33.3%	79.3%	75%	100%	76.6%	99.4%
分野 項目	作業手袋	その他 繊維製品	設備	防災備蓄 用品	役務	公共工事 (資材)
平成27年度 適合品調達率	66.5%	89.9%	100%	40.8%	92.9%	99.8%
分野 項目	公共工事 (建設機械)	公共工事 (目的物)				
平成27年度 適合品調達率	100%	100%				

※温水器等、公共工事（工法）については調達実績がなかったため、未記載です。

(3) その他地球環境問題への対応

●使用木材の適正な選定

〈建築住宅課〉

違法伐採による生産国における森林の減少・劣化からの生物多様性の喪失や、地球温暖化の進行が、世界的な問題となっており、合法性のある木材の使用を推進していくことが、地球環境の保全に寄与するとされています。

鎌倉市でも、建築工事等の際にコンクリートの型枠や下地材、仕上げ材等の木材について、グリーン購入調達方針に基づいた材料の調達を働きかけるなどして、合法性のある木材の使用を推進しています。

●特定フロン回収事業

〈ごみ減量対策課〉

特定フロン等については、地球温暖化防止の観点からも回収事業を進めています。

名越・今泉のクリーンセンターで回収されたフロンは、専用のボンベに一時保管後、ボンベが満杯になると、専門事業者が分解処理を行っています。なお、特定フロン処理量の推移は表 1-5 のとおりです。

表 1-5 特定フロン処理量の推移

	CFC-12 (kg)	HCFC-22 (kg)	混合 (kg)	HFC-134a (kg)
平成23年度	—	28.3	—	8
平成24年度	28.3	—	—	14.3
平成25年度	—	26.1	—	31.4
平成26年度	—	8.8	—	41.5
平成27年度	21.9	—	—	24

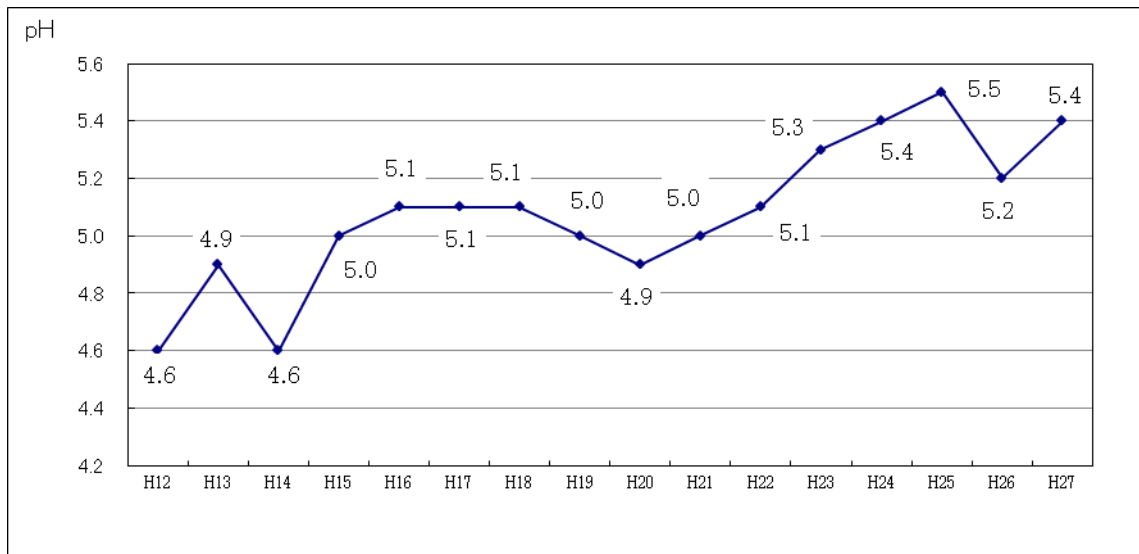
※CFCはクロロフルオロカーボンを表し、HCFCはハイドロクロロフルオロカーボンを、HFCはハイドロフルオロカーボンを表します。CFCが削減されるとオゾン層の保護に寄与し、HFCを削減することで地球温暖化対策に寄与します。特定フロン処理量は、家電リサイクル法の対象外の家電から回収し、処理したものです。

●酸性雨の状況

〈環境保全課〉

酸性雨とは、水素イオン濃度指数(pH)が5.6以下の雨をいい、主に工場のばい煙や自動車の排出ガスなどに含まれる硫酸化合物、窒素酸化合物が原因とされています。

本市では平成6年度から簡易測定による調査を実施しており、市役所中庭で雨水の採取を行っています。平成27年度の測定結果はグラフ 1-4 のとおりで、長期的には酸性の度合いが横ばい傾向にあります。



グラフ 1-5 pH測定結果

(4) 地球市民としての環境活動

●かながわ地球環境保全推進会議への参加

<環境政策課>

かながわ地球環境保全推進会議は、地球サミットにおける「アジェンダ21」の採択を受け、わが国で初めて採択されたローカルアジェンダ「アジェンダ21かながわ」の推進母体として平成5年（1993年）に設置されました。

その後、推進会議では、県民、企業、NPO等、行政の協働によって、神奈川地球環境保全行動指針国内外の環境問題に関する状況の変化に対応するために、平成15年(2003年)に「新アジェンダ21かながわ～持続可能な社会への道しるべ～(新アジェンダ)」が新たに採択されました。鎌倉市もマイアジェンダに登録しています。

平成27年度は、平成27年5月27日、7月22日に総会が開催され、環境行動宣言とされる「かながわエコ10トライ」等についての報告等が行われました。

●地域間交流

<環境政策課>

平成27年度は、5市1町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町）で担当者による情報交換会が鎌倉市で行い、地球温暖化対策に係る補助金における各市町村の実施状況について、情報交換を行いました。

第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

1 大気（目標の項目②）

目標：誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。

◆目標達成するための指標

二酸化窒素などの大気汚染物質	環境基準の達成
ベンゼンなどの有害大気汚染物質	環境基準の達成
大気中のダイオキシン類	環境基準の達成

鎌倉市における大気環境は、例年どおりほぼ横ばいの状況が続いています。二酸化窒素などの大気汚染物質は、環境基準を達成しています。また、ベンゼンなどの有害大気汚染物質、大気中のダイオキシン類は、環境基準を達成しています。ただし、光化学オキシダントについては、県内他都市と同様に環境基準を達成していませんでした。引き続き、自動車排出ガス等による大気汚染を防止する施策の推進が必要です。

(1) 工場等からの固定発生源対策の推進

大気汚染は、燃料その他、物の燃焼や化学処理、機械処理などにより排出される物質に起因し、その主な発生源は、工場・事業場（固定発生源）や自動車（移動発生源）などです。

大気汚染状況の判断基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する環境基準（人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）があります。

鎌倉市役所屋上で測定された二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、光化学オキシダントを除いて、環境基準を達成していました。

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐら環境（平成27年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 I 大気、III 化学物質をご参照ください。

●神奈川県生活環境の保全等に関する条例における取組

＜環境保全課＞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）では、公害の防止など環境全般に関する規定のほか、様々な環境問題に対応するものとなっています。

条例の施行後10年余りが経過する中で、地域住民等の環境問題に対する意識の高まりなど社会的状況の変化や大気・水質の環境改善が認められている状況等を踏まえ、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を促進するため、神奈川県は条例を改正し平成23年7月22日に公布、平成24年10月1日に施行しました。

条例の主な改正点は、指定事業所の環境配慮の実効性をより明確にするために、環境管理事業所の自主管理能力の評価手法を改め、環境管理事業所登録の要件に適合した場合に、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している当該事業所を「環境配慮推進事業所」として登録することにしました。

また、これまでの条例では、環境管理事業所は変更の許可申請の手続きを免除されていましたが、改正

後は、環境配慮推進事業所にのみ免除規定を適用することになり、「環境配慮書」の提出も廃止しました。

改正した条例に基づく、平成27年度の市内の指定事業所数、環境管理事業所認定数、環境配慮推進事業所認定数、環境配慮書提出件数は、表2-1のとおりです。

※指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある事業所で、規則で定める作業を行うものです。
 ※環境管理事業所・環境配慮推進事業所とは、一定の環境管理・監査を行っている事業所が、県への申請に基づき認定を受けたものです。環境配慮推進事業所については、設備の変更等を行う場合、手続が簡略化されます。

表 2-1 指定事業所数等年度末現在数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定事業所	158	139	134	128
環境管理事業所	5	4	3	4
環境配慮推進事業所	0	1	1	2
環境配慮書提出件数	1			

※神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正（平成24年10月1日施行）により、環境配慮推進事業所新設、環境配慮書廃止。

※平成25年度の指定事業所数については、台帳整理を行った結果による値。

●一般環境大気測定

<環境保全課>

①一般環境大気測定局による測定

鎌倉市役所屋上には神奈川県の一般環境大気測定局があり、二酸化窒素などの大気汚染状況を常時監視しており、環境基準の適合状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
二酸化硫黄 SO ₂	○	○	○	○
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○
微小粒子状物質PM2.5	—	—	○	○
光化学オキシダントOX	×	×	×	×

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施を示す。

※微小粒子状物質PM2.5は平成25年度11月より測定開始。

②鎌倉市による測定

市では、神奈川県の一般環境大気測定局と同じく市役所屋上において、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染物質について測定を行っています。平成27年度の環境基準の適合状況については表 2-3 のとおり、いずれも環境基準を達成していました。

表 2-3 一般大気環境基準の適合状況

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示します。
 ※ジクロロメタンは平成13年4月20日、その他のものは平成9年2月4日に環境基準が設定されています。

●大気のダイオキシン類調査

〈環境保全課〉

市では大気環境中のダイオキシン類等について、市役所屋上で、平成10年度から調査を実施してきましたが、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行により、平成12年度からは神奈川県が実施することになりました。

平成27年度のダイオキシン類の濃度調査結果は、表 2-4 のとおり、全て環境基準を達成していました。

表 2-4 ダイオキシン類濃度調査結果 単位：pg-TEQ/m³

項目	濃 度			環境基準
	夏季	冬季	年平均値	
ダイオキシン類	0.022	0.023	0.022	0.6以下

※平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同法においてポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質がダイオキシン類と規定されています。また、同法に基づき環境庁告示第68号をもってダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が、0.6pg-TEQ/m³以下と規定されています。

※pg(ピコグラム)：重量を表す単位で、1兆分の1グラムを指します。

※TEQ(毒性等量)：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量を表します。

●クリーンセンターの排出ガスのダイオキシン類調査

〈環境センター〉名越・今泉クリーンセンター担当

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガス等に含まれているダイオキシン類の濃度を調査しています。(一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類測定結果については、29ページの「一般廃棄物処分場の地下水等のダイオキシン類調査」でまとめています。)

調査の結果、表 2-5 のとおり、排出ガスのダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を達成していました。

(名越・今泉両クリーンセンターでは、ダイオキシン類等削減対策工事として、既設炉の排出基準(5ng-TEQ/m³N)より低い1ng-TEQ/m³Nを目指した改修を行いました。)

表 2-5 排出ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m³N

調査年月日	名越クリーンセンター		今泉クリーンセンター		排出基準
	平成27年 11月9日	平成27年 11月10日	—		
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
排出ガス	0.0015	0.00027	廃止	停止	5以下

※m³N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※n g (ナノグラム)：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

※排出ガス：ごみ焼却施設から排出されるガス。

●山崎浄化センターの汚泥焼却排ガスのダイオキシン類調査

〈浄化センター〉

山崎浄化センターでは、汚泥焼却排ガスに含まれているダイオキシン類の測定をしています。

平成27年度の測定結果は、表 2-6 のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-6 汚泥焼却排ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m³N

検体	測定値	排出基準
汚泥焼却排ガス	0.0000014	5以下

※m³N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※n g (ナノグラム)：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

●固定発生源対策の推進

〈環境保全課〉

市内事業所に設置されている廃棄物焼却炉及びボイラーの維持管理状況を把握するため、市では県と合同で立入検査を実施しています。その結果、調査を実施した1事業所は、適正な管理がなされていることが確認されています。

●光化学スモッグの発生状況

〈環境保全課〉

光化学スモッグは、工場の煙突や自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素などに太陽からの紫外線が当たることにより発生する光化学オキシダントによるものです。

光化学オキシダントが環境基準(1時間値が0.06ppm)の2倍以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される光化学スモッグ注意報の状況を見ると、表 2-7 のとおり、平成27年度には県内で10回の発令があり、鎌倉市を含む湘南地域では3回の発令ありました。

表 2-7 注意報発令日数及び被害者数の推移

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
発令日数県全体(日)	5	5	16	9	10
湘南地域(日)	4	0	10	3	3
被害者数県全体(人)	1	0	75	0	0
湘南地域(人)	0	0	0	0	0
本市(人)	0	0	0	0	0

～PM2.5（微小粒子状物質）への対応について～

鎌倉市では、平成25年3月9日から神奈川県においてPM2.5の高濃度予報が発令された場合には、注意喚起を促すために防災用行政無線、防災安全メール等でお知らせするとともに、ホームページで公開することとしています。

※神奈川県ではPM2.5の常時監視を行い、測定結果等をホームページに掲載しています。

鎌倉市内では、市役所屋上及び岡本にて測定を行っており、平成27年度の計測結果は以下のとおりです。

・市役所：長期基準 $11.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）、短期基準 $25.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）であり、環境基準を達成しています。

・岡本：長期基準 $13.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）、短期基準 $28.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）であり、環境基準を達成しています。

※PM2.5（微小粒子状物質）とは…大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の微小な粒子を“微小粒子状物質（PM2.5）”といいます。

粒子状物質は主に呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼすため、さらに小さな微小粒子状物質（PM2.5）は肺の奥まで達し、呼吸器系・循環器系及び肺がんの疾患が懸念されています。

(2) 自動車交通公害対策の推進

●自動車排出ガス等環境調査

〈環境保全課〉

①自動車排出ガス測定局による測定

神奈川県自動車排出ガス測定局は岡本の大船フラワーセンター前にて二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質について常時監視を行っており、全ての項目において、環境基準を達成していました。平成27年度の環境基準の適合状況は表2-8のとおりです。なお、平成15年10月1日から、県内では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によりディーゼル車の運行規制を実施しています。

表 2-8 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	○	○
一酸化炭素 CO	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM2.5	—	—	—	×	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施。微小粒子状物質（PM2.5）は平成25年度11月より測定開始。

②鎌倉市による測定

市では市内主要道路7地点で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの自動車排出ガス等の調査を年2回実施しています。平成27年度の測定結果については、すべての地点で環境基準に適合した結果となっており、平均値もほぼ例年なみでした。

表 2-9 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（二酸化窒素）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
海岸橋交差点前	—	—	—	—	○
鎌倉青少年会館前	○	○	○	○	○
消防団第25分団器具置場前	○	○	○	○	○
腰越行政センター前	○	○	○	○	○
手広交差点前	○	○	○	○	○
大船警察署前	○	○	○	○	○
フラワーセンター前	○	○	○	—	—
植木小学校前	—	—	—	○	—
関谷小学校前	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施。

※平成26年度フラワーセンター前から植木小学校前に測定箇所を変更。

※平成27年度植木小学校前から海岸橋交差点前に測定箇所を変更。

2-10 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（浮遊粒子状物質）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
海岸橋交差点前	—	—	—	—	○
鎌倉青少年会館前	○	○	○	○	○
消防団第25分団器具置場前	○	○	○	○	○
腰越行政センター前	○	○	○	○	○
手広交差点前	○	○	○	○	○
大船警察署前	○	○	○	○	○
フラワーセンター前	○	○	○	—	—
植木小学校前	—	—	—	○	—
関谷小学校前	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施。

※平成26年度フラワーセンター前から植木小学校前に測定箇所を変更。

※平成27年度植木小学校前から海岸橋交差点前に測定箇所を変更。

●鎌倉地域の地区交通計画

＜交通計画課＞

鎌倉地域の地区交通計画は、自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり、歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり、活力と賑わいのある歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくりを目標として、現在ある道路や駐車場などを活用した交通需要マネジメント（TDM）施策を推進してきました。

交通事業者、駐車場事業者などの協力により、平成13年10月から「七里ガ浜パークアンドレールライド」及び「鎌倉フリー環境手形」、同年12月から「由比ガ浜パークアンドライド」、平成18年4月から「江の島パークアンドレールライド」、平成20年3月から「稲村ガ崎パークアンドレールライド」を開設しました。

利用状況は、表2-11のとおりです。

表2-11 パークアンドライド等の利用状況

施策名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況
七里ガ浜パークアンドレールライド	303	4,470	303	5,019	303	4,743	304	3,387
由比ガ浜パークアンドライド	300	3,040	300	3,020	300	3,070	301	3,153
江の島パークアンドレールライド	303	4,672	303	5,412	303	7,253	304	8,314
稲村ガ崎パークアンドレールライド	303	3,122	303	3,223	303	3,828	304	4,014
鎌倉フリー環境手形A(頼朝きっぷ)	362	11,224	362	10,844	365	15,376	366	17,758
鎌倉フリー環境手形B(義経きっぷ)	362	1,334	362	1,353	121	528		

※パークアンドライドの単位は「台」、鎌倉フリー環境手形の単位は「枚」。

①七里ガ浜パークアンドレールライド

鎌倉地域から西へ約4km離れた七里ガ浜にある国道134号沿いの駐車場(約350台)を利用し、徒歩約1分の江ノ電七里ヶ浜駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。駐車料金と電車料金とを合わせて手頃な価格とすることにより、混雑する鎌倉地域の外側で公共交通への乗り換えを促すものです。

運用開始日	平成13年10月6日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～16時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,800円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電全線(藤沢駅～鎌倉駅)の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚500円・小人1枚250円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)・鎌倉プリンスホテル

②由比ガ浜パークアンドライド

鎌倉地域の南側に位置する国道134号沿いの由比ガ浜地下駐車場(約200台)を利用し、鎌倉駅、鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス(フクちゃん号)や江ノ電に乗り換えてもらうシステムです。シャトルバスをはじめ、江ノ電鎌倉駅から長谷駅間や「鎌倉フリー環境手形」と同じバス路線を自由に利用することができます。

運用開始日	平成13年12月1日(土)
運用日等	1月1日～3日、7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～15時) (土・日曜、祝日はシャトルバスを運行)
利用対象	普通乗用車
利用料金	○自動車1台当たり1,660円 【内訳】 ○4時間分の駐車料金 ○由比ガ浜地下駐車場～鎌倉駅・鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス 5つの指定バス路線及び江ノ電鎌倉駅～長谷駅間の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○4時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚460円・小人1枚230円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用 ○シャトルバスは、20分間隔で運行(道路状況により遅延する場合があります) シャトルバスは、一般の路線バスとしても乗車可能(大人180円・小人90円) ※但し、ICカードの場合：大人175円・小人88円
事業主体	京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)・神奈川県・タイムズ24(株)

③江の島パークアンドレールライド

鎌倉市と接する藤沢市片瀬にある国道134号沿いの駐車場(約200台)を利用し、徒歩約10分の江ノ電江ノ島駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。

運用開始日	平成18年4月29日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～17時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,500円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電鎌倉駅～江ノ島駅間の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚400円・小人1枚200円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)

④稲村ガ崎パークアンドレールライド

稲村ガ崎の国道134号沿いの駐車場(約50台)を利用し、徒歩約3分の江ノ電稲村ヶ崎駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。6時間分の駐車料金と江ノ電の1日フリー切符が2枚セットされています。

運用開始日	平成20年3月1日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～17時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,800円 【内訳】 ○6時間分の駐車料金 ○江ノ電全線(鎌倉駅～藤沢駅間)の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○6時間を超えた場合の駐車料金は300円/1時間 ○同乗者の1日乗車券の追加購入は、大人1枚580円・小人1枚290円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	神奈川県道路公社・江ノ島電鉄(株)

⑤鎌倉フリー環境手形

鎌倉地域内の電車及びバスの乗車料金をセットにして手頃な価格の乗車券を販売することにより、出発地から公共交通を利用してもらうとするシステムです。鎌倉駅を起点とし、主な観光スポットへ向かう5つの指定バス路線及び電車の一定区間が一日自由に乗り降りできます。

都心方面から鎌倉を訪れる観光客は、JR横須賀線を利用する人と小田急線藤沢駅経由で江ノ電を利用する人がいるため、「鎌倉フリー環境手形」も「A(頼朝きっぷ)」、「B(義経きっぷ)」の2種類を販売していたが、「B(義経きっぷ)」については、平成26年9月30日をもって販売を終了しました。

種類	環境手形A(頼朝きっぷ)
発売開始日	平成13年10月1日(月)
発売日	通年(ただし、正月三が日は除く)
料金	570円(小人290円)
発売場所	《鎌倉駅周辺》 ○鎌倉市観光総合案内所 ○江ノ電：鎌倉駅、長谷駅、江ノ電鎌倉インフォメーション ○湘南京急バス：鎌倉営業所、鎌倉駅前案内所 《北鎌倉駅周辺》 ○円覚寺売店 ○北鎌倉古民家ミュージアム ※円覚寺売店については、別途、拝観料が必要です。
切符の概要	利用範囲 《電車》 ○江ノ電鎌倉駅～長谷駅 《バス》 ○鎌倉駅～北鎌倉駅 ○鎌倉駅～大塔宮 ○鎌倉駅～浄明寺 ○鎌倉駅～大仏前 ○鎌倉駅～名越 【特典】協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス
事業主体	京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)

●オムニバスタウン計画

<交通計画課>

オムニバスタウン計画は、鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造を基本理念として、利用者の立場に立ったバスサービスの充実、バス走行環境の総合的向上、移動制約者（高齢者や障害者等）が利用しやすいバス交通の実現などの基本方針に基づき、施策を推進してきました。

ミニバスについては、平成12年から「鎌倉駅西口線」、平成13年から「新鎌倉山循環線」及び「小動線」（平成22年4月から休止中）、平成15年から「城廻循環線」、平成16年から「教養センター循環線」の運行を開始しました。

●公用車の低公害車導入

<管財課>

低公害車とは、大気汚染物質の排出が少なく環境負荷が少ない自動車です。主に、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車等です。

平成27年度における市役所所有の低公害車は、電気自動車6台、ハイブリット自動車3台、マイルドハイブリット自動車1台の計10台です。利用状況は、表2-12のとおりです。

表2-12 公用車の低公害車導入状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
電気自動車	6台	6台	6台	6台
ハイブリット自動車	2台	2台	2台	3台
天然ガス自動車	2台	2台	0台	0台
マイルドハイブリット自動車	2台	2台	2台	1台
合計	12台	12台	10台	10台
導入率	5.1%	5.5%	4.3%	4.3%

2 水・土（目標の項目③）

目標：人や水辺の生物が住みやすい良好な水質と土壌を確保します。

◆目標達成するための指標

河川水質	環境基準の達成
海域水質	環境基準の達成
地下水質	環境基準の達成
ダイオキシン類(水質、底質、土壌)	環境基準の達成
市街化調整区域の下水道整備率	平成27年度(2015年度)までに下水道法事業認可済の市街化調整区域で75%
河川の水生生物	水質階級Ⅱ以上

河川的环境は、公共下水道整備の推進に伴い、年々、水質の改善が見られています。

河川水質は、「人の健康の保護に関する項目」についてはすべて環境基準を満たしています。また、「生活環境の保全に関する項目」であるBOD(生物化学的酸素要求量)、pH(水素イオン濃度)等も全て環境基準を達成しています。環境基準、各物質の測定データは、「かまくらの環境(平成27年度鎌倉市環境調査データ集)」第3章 公害の現況と対策 Ⅱ水質をご参照ください。

海域水質(由比ヶ浜沖・七里ヶ浜沖、A類型)、地下水質、ダイオキシン類(水質、底質、土壌)についても環境基準を達成しています。※底質、土壌は平成24年度実施

平成27年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は7.2ha、13.2%です。

河川の水生生物による水質調査は、二又川(神戸川)において水質階級Ⅱ(平成22年度実施)です。

※pH: 溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。

※BODはBiochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。

(1) 水質の改善

水質汚濁の原因としては、工場などの事業活動による排水と一般家庭からの生活排水があります。事業活動による排水で水質に影響を与えるおそれのあるものとして、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質と食物残さなど有機物による汚濁物質があります。こうした物質が排出されないように事業活動による排水は、法律等により厳しく規制されています。

一方、生活排水の汚染源には有機物質が挙げられますが、公共下水道の普及とともに、水質汚濁は改善されてきています。今後も、水環境を把握するために監視パトロールを行っていきます。

●市内8河川水質調査(BOD経年変化)

＜環境保全課＞

水質調査の主な項目はBOD・COD等の生活環境の保全に関する項目など全21項目で、平成27年度の水質汚濁の指標となるBODの環境基準との適合状況は表2-13のとおりです。

「人の健康の保護に関する項目」及び「生活環境の保全に関する項目」について水質調査を実施しました。その結果、調査を実施した市内すべての河川で、環境基準を達成していました。

さらに、月1回16河川について河川パトロールを実施しています。河川パトロールでは、8項目(pH、電気導伝率、濁度、DO、水温、塩分、気温、透視度)の簡易測定と異常の有無等の監視を行っています。

(巻末資料の調査マップ参照)

※DO : Dissolved Oxygen (溶存酸素) の略。水中に溶け込んでいる酸素の量。一般に汚れが多いと値が小さくなる。

※COD : Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量) の略。

表 2-13 BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況

河川名	平成27年度	河川名	平成27年度
豆腐川	パトロールのみ	新川	○
滑川	○	梶原川	○
稲瀬川	パトロールのみ	町屋川	○
極楽寺川	パトロールのみ	山崎川	○
音無川	パトロールのみ	小袋谷川	○
行合川	パトロールのみ	砂押川	○
神戸川	○	玉縄雨水幹線	○
大塚川	○	土腐川	パトロールのみ

※環境基準に対して○は適合、×は不適合。

※滑川・神戸川の判定には、いずれも県管理の河川のため、神奈川県の実測値を使用。

※環境基準の類型指定については、滑川・神戸川はB類型(BOD 3mg/L以下)、大塚川・新川・梶原川・町屋川・山崎川・小袋谷川・砂押川・玉縄雨水幹線はD類型(BOD 8mg/L以下)。

●水質の改善

＜下水道河川課＞

公共下水道は、市街地における雨水を排除し、汚水を処理するための施設で、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図る上で不可欠です。

市が実施した水質調査の結果においても、下水道整備が進んだことから、河川の水質の改善が見られています。平成27年度末現在の水洗化普及・接続状況は表2-14のとおりですが、今後、更なる河川水質の改善には、市街化調整区域における下水道の普及率とともに、全市内の下水道の接続率を高めていくことが重要です。

平成27年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は7.2ha、13.2%です。市街化区域の下水道整備率は表2-15のとおりです。

表 2-14 水洗化普及・接続状況(平成27年度末)

処理区	行政区域内人口(a)	処理区域内人口(b)	水洗化人口(c)	普及率 (b/a)×100	処理区域内接続率 (c/b)×100
鎌倉処理区	72,827人	71,921人	69,944人	99%	97%
大船処理区	99,811人	95,851人	86,457人	96%	90%
計	172,638人	167,772人	156,401人	97%	93%

表2-15 市街化区域と市街化調整区域の下水道整備状況(平成27年度末)

	市街化区域	市街化調整区域
事業認可時期	昭和33年3月	平成20年6月
整備面積	2,592.3ha	7.2ha
整備率	99.5%	13.2%

●水質保全のための啓発

〈環境保全課〉

地元の河川において水辺の生き物の観察や水質調査を体験することは、環境問題を身近なものとして捉えることができ、今後の環境保全行動へ向けた有効かつ重要な啓発手法の一つです。市としては、学校教育等との連携など、多様な展開を図りつつあります。

平成27年度は、環境保全団体と市の協働で市立関谷小学校6年生（66名）が関谷川で水質調査と水生物調査を行いました。

(2) 土壌・地下水汚染対策の推進

●水質・土壌等のダイオキシン類調査

〈環境保全課〉

県ではダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成12年度からダイオキシン類の調査を実施しています。平成27年度の測定結果は表2-16、表2-17のとおりです。

表 2-16 河川（水質）のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/L

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.045	0.097	1以下

表 2-17 河川（底質）のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/g

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	—	—	150以下

※底質についての環境基準は、平成14年9月1日以降150pg-TEQ/gが適用されるようになりました。

※底質について平成27年度は調査を実施していません。

●一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類調査

〈環境施設課〉

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガスに含まれるダイオキシン類調査のほか、一般廃棄物最終処分場の地下水などのダイオキシン類についても調査を実施しています。平成27年7月29日に実施した調査の結果は表2-18のとおり、環境基準を達成しています。

なお、焼却残さは、平成12年4月以降、溶融固化処理をしており、関谷最終処分場に埋立てを行っていません。溶融固化処理されたものは、道路の路盤材などに加工され、利用されています。

表 2-18 最終処分場地下水等のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

検体	調査結果	環境基準
6号地モニタリング井戸	0.069	1以下
保有水等	0.055	※

※ 6号地保有水は公共用水域へ排出していないため、排出基準値の適用はありません。

●山崎浄化センターの放流水のダイオキシン類調査

〈浄化センター〉

山崎浄化センターでは、放流水に含まれているダイオキシン類の測定をしています。平成27年度の調査の結果は、表2-19のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-19 山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

検体	測定値	排出基準
放流水	0.0012	10以下

※p g (ピコグラム)：重量をあらわす単位で1兆分の1グラムを指します

●工場・事業所への立入検査等

〈環境保全課〉

市では神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行っており、排水の規制基準を超えている施設への指導や未然防止のための啓発を行っています。

平成27年度には2事業所を対象として立入検査を実施したところ、全ての事業所において条例の排水基準を満たしていることを確認しました。

(3) 地盤沈下の監視

●地盤沈下調査

〈環境保全課〉

地盤沈下は、地下水を過剰に採取することにより生ずると言われています。本市では昭和52年から柏尾川周辺の工業地域（調査対象6.42km²、測量延長7.78km）の水準測量調査を行っています。

平成27年度の調査結果は表2-20のとおりです。なお、平成25年度より地盤沈下調査は隔年にて実施されることとなったため、平成26年度の調査は実施していません。

平成27年度の調査水準点数は15点で、有効水準点数13点、沈下した水準点8点、隆起した水準点5点不動水準点0点となりました。直近2年間における沈下点の変動量は全て5mm未満、最大沈下点の変動量は0.48cmでした。

※地盤沈下調査のデータは、「かまくらの環境（平成27年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 V地盤沈下をご参照ください。

表 2-20 地盤沈下調査水準測量結果

		手広なのはな公園	神戸製鋼所 (藤沢市)	三菱電機鎌倉製作所	県立フラワーセンター	デンカ
標高 (m)	平成25年度	7.9113	7.9760	8.2427	7.5925	9.4068
	平成27年度※1	7.9113	7.9757	8.2468	7.5920	9.4042
変動量(mm)		※2	-0.3	+4.1	-0.5	-2.6
		三菱電機情報技術総合研究所	深沢派出所横歩道	神鋼橋横歩道	山崎浄化センター横歩道	玉縄橋横歩道
標高 (m)	平成25年度	10.4485	7.7806	9.3557	9.6298	10.2105
	平成27年度※1	10.4437	7.7807	9.3563	9.6301	10.2112
変動量(mm)		-4.8	+0.1	+0.6	+0.3	+0.7
		鎌倉市大船行政センター	新富岡橋	鎌倉市大船体育館	芝浦メカトロニクス	市立玉縄小学校
標高 (m)	平成25年度	9.1975	-	9.8971	-	8.5355
	平成27年度※1	9.1944	10.3935	9.8937	10.4137	8.5347
変動量(mm)		-3.1	-1.8	-3.4	※2	-0.8

※1:平成27年度の標高は「手広なのはな公園」及び「芝浦メカトロニクス」を固定点とし、平成25年度の標高に基づき計算したものである。

※2:固定点としたため、変動量なし。

3 化学物質・放射性物質（目標の項目④）

目標：化学物質を適正に管理し、安全に使用します。

◆目標達成するための指標

揮発性有機化合物(VOC)	排出量の削減
有害な化学物質(大気・水質・土壌)	環境基準の達成(再掲)
ダイオキシン類(大気・水質・土壌・底質)	環境基準の達成(再掲)

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。

このような中、どのような化学物質がどこからどれだけ排出されているかを知るとともに化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らす制度の一つとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」)が制定されました。市民、事業所、行政などが化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るというリスク・コミュニケーションが重要視されています。

平成27年度に事業所から届出された届出排出量(大気、公共用水域など)は、6,630(kg/年)で、前年度に比べ643(kg/年)減少、また、届出移動量(下水道、廃棄物)は26,052(kg/年)で前年度に比べ51,522(kg/年)減少しました。※排出量及び移動量は、届出のあった各事業所における平成26年度の実績値の合計。

ベンゼンなどの有害な化学物質(大気)、ダイオキシン類(大気・水質・底質・土壌)は、環境基準を達成しています。※底質及び土壌は平成24年度実施

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐら環境(平成27年度鎌倉市環境調査データ集)」第3章 公害の現況と対策 III化学物質をご参照ください。

(1) 化学物質に関する情報の収集、提供

●化学物質等に関する情報の収集・提供

〈環境保全課〉

PRTR法に基づき、事業者は個別事業所ごとの化学物質の環境への排出量・移動量を把握し国へ届出をしています。国は、そのデータを用途別に集計し、またPRTR法の届出義務対象外の排出源からの排出量も推計し併せて公表しています。

神奈川県では、国から通知されたデータをもとに各市町村別等に詳細なデータ推計し結果を公開しています。

神奈川県における排出割合を見ると製造業からの届出排出量・移動量は、全体の95.2%を占めています。総届出排出量・移動量において割合が大きい化学物質は、トルエン、キシレンで全体の約4割を占めています。

国への平成27年度における鎌倉市内の報告事業所数は22事業所で、届出排出量は6,630(kg/年)でした。前年度に比べ643(kg/年)減少しました。同じく届出移動量は、26,052(kg/年)で前年度に比べ51,522(kg/年)減少しました。届出排出量のほとんどは、大気や公共用水域へ排出され、届出移動量は下水道や廃棄物へ移動します。

※届出排出量及び移動量は、届出のあった各事業所における平成26年度の実績値の合計です。

(2) 化学物質対策

●建築材料等の使用制限

<建築住宅課>

市の建物の新築や改修等に際し、室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書を設けています。建築材料の使用制限の原則、施工中の安全管理、測定について定め、厚生労働省の指針値等により措置や監督を行いシックハウス対策に努めています。

●アスベスト対策

<管財課・関係各課>

平成17年に兵庫県尼崎市においてアスベストに起因する健康被害が発生しているとの新聞報道がなされた以降、各メディアが健康への影響を連日報じ、社会的に大きな問題となりました。このことから、鎌倉市においても全庁的に情報の共有化を図るとともに、市民からの問合わせへの対応や、市の管理施設における吹き付け材の使用状況を調査することについて基本的な方針を協議し、平成8年度以前に竣工した建築物において文部科学省と厚生労働省の調査基準に準拠し調査を実施しました。

その結果、8施設についてアスベスト含有が認められました。平成18年度末において6施設については、アスベストの除去が済み、残りの2施設、野村総合研究所跡地本館及び七里ガ浜浄化センター(第4試験室の天井、A系排風機室)については、閉鎖をしています。

平成20年1月に、今まで国内で使用がないとされてきた3種類のアスベスト(アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト)の使用が確認され、また、同年6月には、平成17年当時、公式なアスベスト含有率測定方法がなかった「バーミキュライト(ひる石)」という物質について、日本工業規格による測定方法が定められました。

そのため、市では平成17年度に市が管理する施設の調査を実施していますが、改めてアスベストの含有が確認されなかった本庁舎関連の16施設19箇所及び学校関連施設13施設38箇所、分析調査を実施しました。

その結果、3施設についてアスベスト含有が認められ、全ての施設で除去工事を実施しました。

(3) 放射性物質に関する情報の収集、提供

●放射性物質に関する情報の収集・提供

<危機管理課・各施設管理者>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の問題が新たな懸案となりました。

平成23年度から、市では、子ども関連施設(市立小中学校、市立・私立保育園等)、スポーツ施設、海水浴場、公園、浄化センターや一般廃棄物処理施設等において、空間放射線量の測定や、給食食材等の放射性物質濃度の測定を継続して実施しています。

空間放射線量の測定及び給食食材の検査において、平成27年度に基準値を超える値は検出されていません。なお、国の定める基準値以下でも放射性物質が検出された場合には産地や食材の変更等、その都度対応を行うこととしています。測定結果と対応については、市のホームページで公開しています。

また、平成24年1月23日からは、市民向けに簡易放射線測定器の貸し出しを実施しています。

4 音（目標の項目⑤）

目標：自然が醸し出す音を楽しめるまちにします。

◆目標達成するための指標

環境騒音	環境基準の達成
自動車騒音	環境基準の達成（面的評価の向上）

騒音は工場・事業場・建設作業などの固定発生源と自動車による移動発生源から発生するものとに大別されます。移動発生源では自動車などの交通騒音が依然として全県的な問題となっています。本市では、市域における騒音環境の実態を把握するため、道路交通騒音調査と環境騒音調査を実施しています。なお、騒音には、用途地域や時間帯ごとに自動車騒音の限度値や環境基準等が定められています。

環境中の騒音は、環境基準と比較して100%（昼間・夜間）の適合率です。（表2-24 参照）

騒音規制法に基づく自動車騒音の状況監視に係る事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律に基づき、平成24年度から都道府県及び市（特別区）が該当事務を行うこととなりました。そのため、本市では平成24年度から騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準に沿った測定評価に変更し、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）に対する騒音測定評価と幹線道路に面する地域の住居等の面的評価を行いました。

平成27年度における自動車騒音の測定結果は、3つの幹線道路に対して3幹線が昼夜ともに環境基準に適合していました。（表2-22 参照）

地域の住居等の面的評価は、全戸数（3,504戸）に対して昼夜ともに99.5%が環境基準を達成していました。（表2-23 参照）

（1） 工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

●騒音に対する配慮

<環境保全課>

これまでの調査の結果、生活環境に影響を及ぼす主な騒音は自動車などの移動発生源によるもので、道路に面する地域ではその影響が顕著に見られます。自動車交通に伴う騒音は、車両の改良、道路構造の改善など、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図ることが求められます。また、建設工事現場からの騒音についても苦情が寄せられています。工事における特定建設作業は騒音規制法（昭和43年法律第98号）・振動規制法（昭和51年法律第64号）により届出が義務付けられており、適正な騒音・振動対策のもとで作業が行われるよう指導を行っています。さらに、身近な生活騒音問題については、一人ひとりの自覚や近隣とのコミュニケーションを図ること、相手の立場を尊重した思いやりの気持ちを持つことが大切です。

（2） 交通騒音振動対策の推進

近年の生活環境における騒音は、道路交通騒音が大きな比重を占めています。道路交通騒音の調査結果は、例年ほぼ横ばいで推移しています。

自動車騒音常時監視*は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間に分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価（以下「面的評価」**という。）します。

市では、平成24年度からの5カ年計画で、幹線交通を担う道路に面する地域の住居等の面的評価を実施します。

*道路を走行する自動車の運行に伴って発生する騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

**道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域（道路端から50m）について、沿線の特定地点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して、環境基準の達成状況を把握しています。

表 2-21 平成27年度対象路線

路線名	起点	終点	評価区 間延長 (km)	車線数	道路 構造	遮音壁等 の有無	低騒音舗 装の有無
金沢鎌倉線	十二所	雪ノ下2丁目1	4.2	2	平面	無	無
大船停車場線	大船1丁目4	小袋谷2丁目18	1.4	2	平面	無	無
小袋谷藤沢線	台2丁目21	植木501	3.5	2	平面	無	無

表2-22 平成27年度騒音測定結果

路線名	測定場所 (用途地域)	道路近傍 騒音レベル (LAeq)		環境基準 (要請限度)		背後地騒音レベル (LA95)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6-22時	22-6時	6-22時	22-6時	6-22時	22-6時
金沢鎌倉線	雪ノ下4-1-19付近 (近隣商業地域)	69	65	70以下 (75以下)	65以下 (70以下)	43	32
大船停車場線	小袋谷2-14-13付近 (第二種住居地域)	66	61			42	32
小袋谷藤沢線	植木590-1付近 (第一種住居地域)	65	60			38	33

※環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)」とした。

※要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度(特例)」とした。

環境基準の達成状況（平成27年度対象の面的評価結果）

全体（3,504戸）では昼夜ともに基準値以下は3,486戸（99.5%）、昼間のみ基準値以下は7戸（0.2%）、夜間のみ基準値以下は0戸（0.0%）、昼夜とも基準値超過は11戸（0.3%）となりました。

近接空間（1,306戸）では昼夜ともに基準値以下は1,304戸（99.8%）、昼間のみ基準値以下は2戸（0.2%）、夜間のみ基準値以下は0戸（0.0%）、昼夜とも基準値超過は0戸（0.0%）となりました。

非近接空間（2,198戸）では昼夜ともに基準値以下は2,182戸（99.3%）、昼間のみ基準値以下は5戸（0.2%）、夜間のみ基準値以下は0戸（0.0%）、昼夜とも基準値超過は11戸（0.5%）となりました。

表2-23 平成27年度対象の面的評価結果

	昼夜ともに 基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜ともに 基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (3,504戸)	3,486	99.5	7	0.2	0	0.0	11	0.3
近接空間 (1,306戸)	1,304	99.8	2	0.2	0	0.0	0	0.0
非近接空間 (2,198戸)	2,182	99.3	5	0.2	0	0.0	11	0.5

(3) 近隣騒音等に関する対策の推進

●近隣問題対策の推進

〈環境保全課〉

市に寄せられた全苦情件数24件のうち騒音に関する苦情件数は14件で、全体の60%を占めています。原因については建設作業による工事音、事業者の作業音、飲食店の音響機器音や人の声等さまざま、建設現場における重機については、特定建設作業の届出書提出時や騒音苦情の連絡があった際に近隣への配慮や、日曜日・祝祭日作業禁止などの作業時間帯遵守を厳しく指導しています。

苦情に対しては早急な解決に向けた取組を行うほか、市広報紙による呼び掛けを実施するなど、苦情等の未然防止に努めています。

●環境騒音調査

〈環境保全課〉

環境騒音調査は、市内全域の主要道路に面しない一般地域に38ヵ所の調査地点を設けて、簡易的な騒音レベルの測定調査を実施しています。平成27年度は19地点で調査を行い、環境基準適合状況は表2-24のとおりです。全調査地点の測定結果から、測定値が環境基準を達成した地点の割合で環境騒音の評価をすると、昼の時間帯での適合率は100%、夜の時間帯に調査を行った10地点での環境基準への適合状況も100%でした。

昼間の調査では、主に鳥のさえずりなどの自然音の影響がみられ、夜間の調査では、自動車の交通に伴う影響がみられました。

表 2-24 環境騒音の環境基準適合状況

No.	調査地点	類型	調査結果		No.	調査地点	類型	調査結果	
			昼	夜				昼	夜
4	二階堂 257-20	A	○	—	22	岡本 2-18-4	B	○	○
5	長谷 5-8-2	A	○	—	25	材木座 3-16-22	C	○	—
6	極楽寺 4-1-7	A	○	○	26	材木座 3-3-34	C	○	—
9	山ノ内 304	A	○	—	29	台 2-8-5	C	○	—
10	台 5-11-17	A	○	○	30	岩瀬 1137-1	C	○	—
13	手広 2-23	A	○	—	33	笛田 1-6-12	C	○	—
14	笛田 5-10	B	○	○	34	山崎 1390-30	C	○	—
17	西鎌倉 2-5-7	A	○	○	36	腰越 2-10-7	C	○	—
18	七里ガ浜東 2-12	A	○	—	38	岡本 1324	C	○	—
21	城廻 360 隣	A	○	—					

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未調査を示す。

類型…A類型：専ら住居の用に供する地域 B類型：主として住居の用に供する地域

C類型：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供する地域

昼夜…昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

●深夜花火の禁止

＜環境保全課＞

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れており、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、様々に海を楽しんでいます。

一方、夏の深夜に、若者などにより音の大きい花火が行われることがあり、近くの住民の安眠を妨げるなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市は平成16年3月に「深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。

これにより、夜10時から翌朝6時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要があるとして、平成16年7月1日には七里ガ浜海岸の一部（鎌倉高校下から七里ヶ浜有料駐車場東端までの海岸部分の砂浜と駐車場）を「深夜花火特別対策区域」に指定しました。

特別対策区域では、看板の設置、ポケットティッシュの配布による啓発を図るとともに、7月と8月の2カ月間、金、土曜日の午後10時から午後11時30分までの1時間半、地域住民の協力のもと深夜花火の防止のため、夜間パトロールを実施しました（平成27年度は実施回数15回）。

また、平成27年度は7月17日～8月31日の22日間の午後9時から翌朝5時まで、警備員によるパトロールも同時に行いました。

周知啓発については、市内歩道橋2カ所への横断幕の設置、啓発用ポケットティッシュの配布、ポスター・ステッカーの掲示及び配布を行いました。なお、平成27年度における「鎌倉警察署管内」・「鎌倉市役所」への深夜花火における苦情件数及び110番件数（7、8月）は、市への苦情0件、警察への苦情（110番通報を含む）は5件でした。警察への苦情は前年度の18件から5件へと大幅に減りました。



写真 2-1 啓発用の看板(七里ガ浜 国道134号沿い)

●航空機騒音に関する情報収集・国への要請

<環境保全課>

市では、航空機騒音に関する情報収集・提供を行っています。航空機騒音に関する苦情をまとめ、県を通じて国等に要請を行うことにより、騒音の削減に努めています。特に、横須賀基地に米軍原子力空母が帰港し、米軍によるNLP(夜間連続離発着陸訓練)が実施されている期間は騒音被害が多く発生します。神奈川県政策局基地対策部基地対策課は、市町村の苦情状況を取りまとめ、それらの資料等をもとにして、基地周辺9市(大和市、綾瀬市、座間市他)とともに米軍や政府等への抗議及び飛行訓練中止等の要請を行っています。

第3章 歴史的文化的環境の確保

1 歴史的遺産（目標の項目⑥）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産を保全・活用し、世界遺産に登録されることをめざします。

◆目標達成するための指標

世界遺産への登録	早期登録の実現
史跡の公有地化	平成27年度(2015年度)までに236,798.93㎡

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

平成25年4月30日にユネスコの諮問機関であるイコモスから「不記載」との勧告がなされ、6月4日には政府が推薦取下げの方針を表明しました。本市は、世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、神奈川県、横浜市、逗子市など関係機関と連携し、再推薦・登録に向け、「鎌倉」の顕著な普遍的価値を証明するための比較調査に取り組んでいます。

史跡の公有地化取得面積は、229,175.67㎡、取得率は96.78%（追加指定含む88.37%）です。

（1） 歴史的遺産とこれを取りまく自然環境の保全

●歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)は、「わが国固有の文化的資産として国民が等しくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。平成27年度末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町・材木座地区約174ha（逗子市分約6.8haを含む）、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約158haの合計約989ha（逗子市分約6.8haを含む）が国により指定されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、県により歴史的風土特別保存地区に都市計画決定されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入れ面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたす場合、所有者は県に買入れの申出を行うことができます。平成27年度は75,762.38㎡が買入れられました。

表 3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

歴史的風土特別保存地区名	指定面積 (ha)	平成27年度買入面積 (㎡)	取得面積累計 (ha)
建長寺・浄智寺・八幡宮	約172.0	6,677.53	約38.7
永福寺跡	約5.7	—	—
護良親王墓	約2.0	—	約0.8
瑞泉寺	約119.0	54,712.46	約64.2
浄妙寺	約8.1	—	約1.3
妙本寺・衣張山	約67.0	4,872.61	約18.0
大仏・長谷観音	約110.0	2,375.02	約50.1
寿福寺	約18.0	—	約1.7
円覚寺	約29.0	7,124.76	約1.8
朝比奈切通し	約7.0	—	約0.6
名越切通し	約20.0	—	約9.1
極楽寺	約9.8	—	約5.7
稲村ガ崎	約6.0	—	約0.1
合 計	約573.6	75,762.38	約192.1

(2) 歴史的遺産の指定の推進

●文化財保護法等に基づく文化財(史跡等)の指定

<文化財課>

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)、鎌倉市文化財保護条例(平成17年3月条例第13号)に基づき指定された文化財は、平成27年度末現在、表3-2に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、文学館本館及び国宝館本館等が登録されています。

表 3-2 指定文化財件数一覧

単位：件

種別		国 宝	国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財	建造物	1	21	8	33	63
	絵画	4	29	9	51	93
	彫刻	1	38	24	85	148
	工芸	6	22	15	28	71
	書跡	3	43	2	19	67
	典籍	—	—	—	4	4
	古文書	—	8	—	11	19
	考古資料	—	4	2	15	21
	歴史資料	—	2	—	3	5
無形文化財		—	—	—	2	2
民俗文化財(資料)	有形	—	—	2	23	25
	無形	—	—	1	—	1
記念物	史跡	—	31	2	9	42
	名勝	—	3	—	—	3
	天然記念物	—	—	—	32	32
合 計		15	201	65	315	596

(3) 文化財の保護・活用

●国指定史跡の公有地化

<文化財課>

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等については公有地化を進めており、平成27年度末現在の取得状況は、表3-3のとおりです。

表 3-3 国指定史跡の公有地化の状況

史跡名	指定年月日	指定面積 (㎡)	取得計画面積 (㎡)	既取得面積(㎡)	取得率
永福寺跡 ※1	昭和41年6月14日	87,463.54	70,833.08	61,859.30	87.33%
鶴岡八幡宮境内 ※2(御谷地区)	昭和42年4月24日	193,345.51	31,107.41	28,929.73	93.00%
	計画外面積→		6,295.33	6,295.33	100%
亀ヶ谷坂	昭和44年6月5日	32,925.16	3,666.62	3,666.62	100%
北条氏常盤亭跡	昭和53年12月19日	115,033.28	112,144.91	98,388.08	87.73%
名越切通 ※3	昭和41年4月11日	62,265.11	8,383.94	4,721.32	56.31%
東勝寺跡	平成10年7月31日	50,156.40	8,983.29	8,448.03	94.04%
朝夷奈切通 ※4	昭和44年6月5日	97,098.87	957.35	957.35	100%
大町釈迦堂口遺跡	平成22年8月5日	14,981.08	15,909.91	15,909.91	100%
合計	—	—	258,281.84	229,175.67	88.73%

※1 追加指定/平成20年7月28日

※2 追加指定/平成17年8月29日

※3 追加指定/昭和56年10月13日・昭和58年11月26日・平成20年7月28日・平成21年7月23日

※4 追加指定/平成15年8月27日・平成19年7月26日・平成20年7月28日

●文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況

<文化財課>

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって多くの埋蔵文化財包蔵地の存在が知られており、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が発掘されています。平成27年度の国庫補助に基づく緊急調査の実施状況は、表3-4のとおり、平成26年度からの継続も含めて3件で、調査面積は199.61㎡でした。

表 3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査

遺跡名	所在地	面積(㎡)
台山遺跡	山ノ内	69.60
積善遺跡	十二所	47.00
東勝寺跡	小町三丁目	83.01
合計		199.61

●文化財の保存・修理

<文化財課>

国、県、市では、指定文化財の修理等について補助を行っています。平成27年度の文化財修理補助事業は、表3-5のとおりです。

表 3-5 平成27年度文化財修理補助事業

補助対象文化財	事業内容
国指定重要文化財建長寺蘭溪道隆坐像	後補の漆の除去、欠損部の補足、曲枿の製作
国指定重要文化財円覚寺伝法衣	解体、皺伸ばし、補強、仕立等
国指定重要文化財円覚寺文書	補紙、裏打ち、墨の剥落止め等
国指定重要文化財東慶寺文書	補紙、裏打ち、汚れ・シミの除去等
国指定重要文化財鶴岡八幡宮摂社若宮	地質調査、耐震診断、内部彩色の一部剥落止め等
国指定史跡鶴岡八幡宮境内	参道である段葛の路面整備、参道両側の桜の植樹、玉石の積み直し等
国宝円覚寺舎利殿	消防設備等の整備（放水銃の改修、炎検知器の改修等）
国宝銅造阿弥陀如来坐像	状態調査、修理及び洗浄
神奈川県指定重要文化財杉本寺観音堂	耐震ダンパーの設置
神奈川県指定有形民俗文化財鶴岡八幡宮神輿	解体、金具修理、漆塗り、彩色等
市指定有形文化財安国論寺出土の埋納品	破損した鉄製双耳壺の補修等

また、毎年度4月1日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の日常的な維持管理に係る奨励金を交付しており、平成27年度の交付件数は189件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和47年に発足した鎌倉文化財防災連絡協議会が、年2回消防設備保守点検等を実施しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財建造物を所有する29団体で構成されています。

●文化財の保護についての普及、啓発の推進

<文化財課>

市教育委員会は、市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「文化財めぐり」を実施しています。平成27年度は、建長寺山門及び妙高院本尊の聖観音菩薩坐像を拝観しました。

●市民団体による史跡案内

<市民・事業者>

NPO法人 鎌倉ガイド協会は、鎌倉及び鎌倉周辺を訪れる人々や在住者に、史跡、文化財等の案内、解説をし、理解していただくことにより地域の魅力を伝え、観光の振興、文化の普及、社会教育及びまちづくりの推進に寄与することを目的として活動しています。

当協会は、協会が独自に企画して案内する「史跡めぐりガイド」、鎌倉近辺の観光ガイドを希望される方を対象として実施する「一般ガイド」、小中学校や旅行会社からの依頼により案内する「総務ガイド」を行っています。

平成27年度は「史跡めぐりガイド」は10,463名、「一般ガイド」は3,245名、「総務ガイド」は12,980名、合計では26,688名の方々のご案内をしました。

当協会では、会員を対象とした研修会を毎月開催して、史跡や自然を学び、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境の保全・啓発に努めています。

又、当協会は、鎌倉を訪れ、鎌倉観光をされる人々に古都鎌倉の良さや自然環境の大切さを伝えていきます。そのために、「ごみ」の持ち帰り、生物を大切にする、周囲の環境を壊さないようにする等の啓発を行っています。併せて活動中のゴミ拾い、クリーンアップ等の清掃活動への参加、植樹の協力、散策路の整備、大正時代に設置された石碑の清掃・リペイント、さらには歩行中の人や近隣の皆様、社寺等に迷惑のかからないようにするなど、環境に対する保全と啓発活動を行っています。

(4) 世界遺産への登録

●世界遺産登録推進事業

<歴史まちづくり推進担当>

- ・再推薦・登録に向けた取組として、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会（4 県市委員会）において、平成26年度から平成28年度の3年間国内外の類似資産との比較研究を進めていくこととし、現地調査を実施しました（平成27年度は国内7地域、中国2回及び韓国1回）。
- ・上記比較研究を進めるため、「鎌倉」文化遺産比較研究委員会を2回開催しました。
- ・神奈川県教育委員会と4県市委員会の共催により、世界遺産登録啓発ポスター事業を実施しました。
- ・4県市委員会の普及啓発事業として、比較研究の中間報告のための連続講座を3回、講演会を1回開催しました。

●（仮称）鎌倉歴史文化交流センター設置事業

<歴史まちづくり推進担当>

- ・（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備基本計画に基づき、展示設計及び建物改修工事設計を実施しました。
- ・近隣自治会を対象として説明会を10回開催しました。
- ・扇ガ谷一丁目用地の既存建物を「博物館その他これらに類するもの」に改修するにあたり必要となる建築基準法の手続きとして、公聴会を開催し、鎌倉市建築審査会を経て、用途許可を取得しました。
- ・2度の入札不調等を経て、平成28年3月、（仮称）鎌倉歴史文化交流センター改修工事等に着手しました。

●歴史的遺産と共生するまちづくり推進事業

<歴史まちづくり推進担当>

- ・歴史上価値の高い建造物及びその周辺市街地と、そこでの歴史・伝統を反映した人々の活動とが一体となって形成してきた、良好な市街地環境(歴史的風致)の維持向上に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定することとしました。
- ・鎌倉市歴史的風致維持向上計画の策定にあたり、法を所管する国土交通省・文部科学省・農林水産省との協議を進めました。また、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を開催し、計画内容の検討を行いました。
- ・平成27年12月に鎌倉市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成28年1月には3省庁の大臣の認定を受けました。

第4章 良好な都市環境の創造

1 緑・水辺（目標の項目⑦）

目標：公園や緑地、市街地の樹木などの緑や水辺地を保全・整備・創造・管理し、うるおいとやすらぎのあるまちをつくりまします。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に約188ha
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に約12㎡

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、潤いと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、地球温暖化対策や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

また、神奈川県内の都市部ではヒートアイランドや地球温暖化の影響を受け気温上昇が見られます。豊かな緑と海に恵まれた本市においては、顕著な状況は現われていませんが、従来見られなかった南方系の昆虫が見られることがあります。

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の対策の一つとして鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑の保全は重要です。

平成27年度末、都市公園等の施設緑地の面積は149.25ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は8.64㎡です。

(1) 保全すべき緑地の確保

●近郊緑地保全区域・特別保全地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)は、「首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること」を目的としています。平成27年度末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市分と合わせて約1,096haが国により指定され、このうち鎌倉市分は約294haです。また、本市域における近郊緑地保全区域のうち、重要な部分を構成している約131haについては、「鎌倉近郊緑地特別保全地区」として指定(都市計画決定)されています。

●特別緑地保全地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地を、快適で住みよいまちづくりを目指して将来にわたり保全していくために、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条に基づいて都市計画に定める地域地区です。平成27年度末現在、10地区(城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山、手広・笛田、等覚寺、梶原五丁目)、面積約48.8haを指定(都市計画決定)しています。

●確保緑地の適正整備事業

<みどり課>

特別緑地保全地区及びその候補地で放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象に、適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などに取り組んでいます。平成27年度は、常盤山特別緑地保全地区にて適正整備事業を実施しました。

●緑地保全契約の締結等による保全の推進

<みどり課>

緑地保全契約は、鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づき、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、所有者の同意を得て締結するものです。緑地の所有者等に対しては、保全の支援のため、奨励金を交付しています。なお、平成27年度末現在の契約面積は約56.2haになります。

●保存樹木、保存樹林等の指定

<みどり課>

保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するもので、所有者等の承諾を得て指定し、その保全の支援のため奨励金を交付しています。平成27年度末現在の保存樹木の指定は334本、保存樹林の指定は約254.2ha、保存生け垣面積の指定は約10,100㎡になります。

●緑地保全基金の充実

<みどり課>

「鎌倉市緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和61年3月条例第21号)に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和61年4月に設置されたものです。市費による積立、運用利子の積立、寄附金による積立が歳入の原資となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出の内訳となります。平成27年度末の市費積立などの累計は表4-1のとおりです。

平成27年度末までに約36.75haの緑地と約61.20haの公園用地を基金の処分により買い入れました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

市費積立	運用利子積立	寄附金等積立	基金処分	基金現在額
11,850,000,000	940,143,166	668,101,523	12,702,267,663	755,977,026

●保安林の指定

<みどり課>

森林法(昭和26年法律第249号)は「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的としています。この法律に基づいて、平成27年度末現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5種約171ha(重複指定含む)の保安林が、国または県により指定されています。

●農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

＜産業振興課＞

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)は、「農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区115haが指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において47.9haが「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

●生産緑地地区の指定

＜都市計画課・産業振興課＞

生産緑地法(昭和49年法律第68号)では、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。平成27年度末現在、136カ所、約17.1haが生産緑地地区として都市計画で定められています。この地区においては、建築などの行為が規制されています。

(2) 都市公園等の整備

●都市公園等の整備

＜公園課＞

市内の都市公園等の整備状況は表4-2のとおりです。平成27年度末で249カ所、合計面積149.25haの公園が整備されており、市民1人当たりの公園面積は8.64㎡となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(23.7ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笛田公園(5.9ha)」、都市林である「鎌倉広町緑地(48.0ha)」などがあります。さらに、街区公園が234カ所(合計面積21.49ha)、都市緑地が6カ所(合計面積6.46ha)あります。このほか市が所有する緑地が102.46haあります。

表 4-2 都市公園等の整備状況

	箇所数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
平成23年度	242	99.77	5.73
平成24年度	243	99.79	5.74
平成25年度	243	99.79	5.76
平成26年度	247	101.11	5.84
平成27年度	249	149.25	8.64

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりのある樹林地等について、平成15年12月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様度の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の4つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林—広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など5つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成16年8月に（仮称）鎌倉広町緑地基本計画を、平成17年7月に基本設計を策定しました。また平成17年6月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年12月に第一工区（約35.0ha）、平成25年4月に第二工区（約13.1ha）の事業認可を取得しました。

約48haの用地取得と平成25年度から二箇年度に渡る整備工事が完了したことから、平成27年4月より用地取得が完了した部分（約48ha）について開園しました。

今後は、鎌倉広町緑地の全面開園に向けて、残りの用地取得を進めながら、市民との協働により、田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の保全作業に取り組んでいます。



写真 4-1 鎌倉広町緑地

●(仮称)山崎・台峯緑地の保全

<公園課>

平成18年7月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成19年6月に基本計画を、同年12月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し用具庫、トイレや展示案内スペースがある必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

また、(仮称)山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園(風致公園)の都市計画については、平成19年11月に都市計画の変更決定、平成20年1月に事業認可を取得、事業に着手し、用地取得等を進めています。



写真 4-2 (仮称)山崎・台峯緑地

●開発事業における手続及び基準等に関する条例(旧開発事業指導要綱)に基づく空地の確保

<道水路管理課>

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号)では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』(旧開発事業指導要綱では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区において開発事業を行おうとする場合、事業者は原則として歩道の用に供するまちづくり空地、通り抜け歩道の用に供するまちづくり空地などを設置するように努めなければならない』)とされています。この制度は平成8年1月から施行されており、平成27年度末現在、大船駅や鎌倉駅の周辺を中心に73カ所、旧開発事業指導要綱で設置された部分と合わせて計約1,979㎡の「まちづくり空地」が確保されています。なお、平成27年度における鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく「まちづくり空地」の設置実績は、52㎡でした。

(3) 緑化の推進

●風致地区・開発事業区域内での緑化

<都市調整課・みどり課>

鎌倉市風致地区条例、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、風致地区内行為許可申請、開発許可申請等に当たり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしています。平成27年度の緑化指導の件数は86件です。

●接道緑化の奨励

〈みどり課〉

まち並みのみどりの奨励事業では、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱（昭和55年告示第6号）に基づき、敷地の接道部分に生け垣を設置し、又は樹木を植栽する人に対し、その費用の一部を補助するものです。平成27年度は表4-3のとおり11件、距離にして118mの接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして16,347.9mに達しており、緑豊かなまち並みの景観の創造に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

年 度	項 目	件 数(件)	延 長(m)		本 数(本)
			総 延 長	道 路 面	
平成24年度		25	310.3	281.7	746
平成25年度		8	87.0	70.9	239
平成26年度		10	145.1	136.7	354
平成27年度		11	118.0	109.0	357
	累 計	1,287	24,390.8	16,347.9	67,025

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和55年度～平成12年6月)」の実績が含まれています。

●公園、道路などの公共用地の緑化

〈施設管理者〉

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和47年度からの実績は、延べ172施設、延べ113,296本となっています。

(4) 市民との連携の推進

●トラスト運動「鎌倉風致保存会」との連携

〈市民・事業者〉〈みどり課〉

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機ともなった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「公益財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。

財団には平成27年度末で404人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。平成27年度には、日本のナショナル・トラスト発祥の地となった御谷山林の手入れをはじめ、笹目緑地、十二所果樹園などで緑地保全活動を行いました。この他、中学生の「みどりのボランティア」体験など、34回の行事・活動を実施しました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和58年3月条例第27号)により、毎年寄附を受け入れています。平成27年度に寄せられた寄附金763千円を基金に積み立て、同額を基金から公益財団法人鎌倉風致保存会に寄附しています。昭和58年度から平成27年度までの寄付金積立額(市費積立、運用利子積立を除く)の累計は182,034,911円です。

●鎌倉市緑化まつりの開催

〈市民・事業者〉〈みどり課〉

平成27年10月31日(土)、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区及び鶴岡八幡宮境内において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及を図ることを目的として、市と緑化関係団体で構成する鎌倉市緑化まつり実行委員会との共催による「第27回鎌倉市緑化まつり」を開催しました。

(5) 公園・緑地等の管理

●樹林管理事業による樹林の維持管理への支援

＜公園課＞

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。平成27年度は、八幡宮地区で行いました。

(6) 親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

●クリーンアップかまくら一海・まち一の実施

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

クリーンかまくら連絡会・鎌倉の海を守る会と市は、「みんなで作るごみの散乱のない美しいまち」に向け「クリーンアップかまくら2015一海・まち」として市内一斉清掃を行いました。当日は午前10時から11時まで清掃活動を行い、自治・町内会、子供会、商店会などの皆様も参加していただきました。詳細は表4-4のとおりです。

表4-4 クリーンアップ実施状況

		参加人数	ごみ収集量
春 季	5月 6日 (祝) 「海の部」	1,326人	6,616kg
	5月31日 (日) 「まちの部」	355人	1,350kg
秋 季	9月23日 (祝) 「海の部」	1,098人	4,538kg
	9月27日 (日) 「まちの部」	379人	1,336kg

●道路、河川などの清掃

＜作業センター＞

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式により清掃しています。この清掃実績は表4-5のとおりです。

表4-5 河川清掃実績

年 度	(委 託)		(直 営)	
	清掃河川数	清掃距離(m)	清掃河川数	清掃距離(m)
平成23年度	29	21,795	23	5,860
平成24年度	39	26,640	15	2,795
平成25年度	33	22,758	15	2,465
平成26年度	51	28,080	20	1,770
平成27年度	42	25,214	28	3,005

※平成19年度から、「清掃河川数」、「清掃距離」に変更しました。

●海岸清掃

〈環境保全課〉

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、神奈川県及び相模湾沿岸自治体(8市5町)を中心に企業・団体等の参画を得て、平成3年4月1日に(公財)かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約150kmの海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表4-6のとおりです。

表 4-6 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況 単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	海 藻	合 計
平成24年度	284	16	4,164	4,464
平成25年度	231	29	3,376	3,636
平成26年度	238	21	2,310	2,569
平成27年度	202	21	2,272	2,495

●河川維持管理協力団体による河川清掃

〈市民・事業者〉〈道水路管理課〉

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長の委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。平成27年度に活動した団体と河川名は表4-7のとおりです。

表 4-7 維持管理協力団体

協力団体名	委嘱河川名
鎌倉自主探鳥会グループ	佐 助 川
かまくら環境会議	扇 川
関谷川を守る会	関 谷 川
鎌倉ホテル保存会	逆 川

2 景観（目標の項目⑧）

目標：豊かな自然環境に恵まれた都市環境を継承・発展させ、魅力的な都市景観へと高めます。

◆目標達成するための指標

景観形成の詳細なルールを定めている地区の指定	平成27年度(2015年度)までに4地区
市民・NPOによる景観形成組織の育成	平成27年度(2015年度)までに2組織
違反屋外広告物の除却	屋外広告物法に基づく未申請物件数をゼロ (平成27年度(2015年度)までに87件以下)
風致地区の指定拡大	指定拡大

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成7年9月に鎌倉市都市景観条例を制定しました。

その後、平成16年6月の景観法制定を受け、**平成19年1月に市全域を対象とした景観計画の策定**、都市景観条例を改正・施行し、これまでの景観施策に法的根拠を持たせました。さらに平成20年3月には鎌倉駅及び北鎌倉を中心とした市街地約232haを景観地区に指定しました。

平成27年度末、景観形成の詳細なルールを定めている地区は4地区、市民・NPOによる景観形成組織の育成については、市民活動の支援を行いながら検討しています。

違反屋外広告物の除却件数は101件でした。

鎌倉風致地区は、現在2,194haが指定されており更なる拡大に向けて検討しています。

(1) 良好な都市景観形成の誘導

●景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

〈都市景観課〉

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールにしたがってまちづくりを進める制度です。

これまでの地区指定等の状況は表4-8のとおりです。

表 4-8 景観形成地区の指定状況

	地区の名称	地区指定	景観形成の方針等
		基準等策定	
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏) 景観形成地区※	平成10年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な歩行空間づくり ・魅力的な建物づくり ・品のあるにぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用
		平成13年8月1日	
2	浄明寺胡桃ヶ谷(住友) 景観形成地区	平成11年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある住宅地環境の維持、向上 ・建築物の色彩配慮 ・建物用途の混在防止 ・敷地内及び接道部の緑化 ・広告物等や自動販売機の制限
		平成12年3月15日	
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区 ※	平成14年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・建物色彩の周囲との調和 ・オープンスペースや敷地内の緑化 ・道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮 ・広告物の周囲との調和
		平成14年7月15日	
4	由比ガ浜中央景観形成地区※	平成17年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用 ・広告物の周囲との調和 ・安全で快適な歩行空間の確保
		平成18年11月7日	

※印のある地区は、平成19年1月1日から、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

●景観法に基づく届出制度

＜都市景観課＞

鎌倉市では、平成8年から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。平成27年度の届出状況は、表4-9のとおりです。

表 4-9 景観法に基づく届出状況

種別	内容	件数
宅地開発	300㎡以上の土地の区画形質変更など	76件
建築物	共同住宅、商業ビルの新築など	60件
工作物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	271件

●景観地区における建築物の認定制度

＜都市景観課＞

平成20年3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。平成27年度の申請件数は154件です。

●風致地区の指定

＜都市計画課・都市調整課＞

神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)は、「都市の風致を維持すること」を目的としています。平成27年度末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

●良好な屋外広告景観の形成

＜都市景観課＞

良好な屋外広告景観の形成を図るため、市では平成11年4月から、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除却について神奈川県から事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制や誘導を行っています。

平成27年度の屋外広告物の許可物件数は2,847件、違反屋外広告物除却件数は、101件です。市では、平成15年9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

●景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ寺社仏閣の他に、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年7月に鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例に引き継がれ、表4-10のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-10 景観重要建築物等一覧

指定No	建築物の名称	所在地	指定年月	備考
第1号	鎌倉文学館(旧前田家別邸)	長谷	平成2年10月	公共施設
第2号	伊藤邸(旧望洋楼)	—	平成2年12月	住宅
第3号	篠田邸(旧村田邸)	由比ガ浜	平成3年3月	住宅
第4号	寸松堂	笹目町	平成4年2月	店舗併用
第5号	日本基督教団鎌倉教会会堂	由比ガ浜	平成4年3月	教会
第6号	ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜	平成4年3月	教育施設
第7号	かいひん荘 鎌倉	由比ガ浜	平成4年8月	ホテル
第8号	石川邸(旧里見淳邸)	西御門	平成6年2月	住宅
第9号	平成15年指定解除	—	—	—
第10号	川合邸	—	平成7年1月	住宅
第11号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	小町	平成7年1月	教会
第12号	鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)	長谷	平成7年1月	公共施設
第13号	白日堂	長谷	平成8年3月	店舗併用
第14号	小池邸	大船	平成8年3月	住宅
第15号	石島邸	雪ノ下	平成9年3月	住宅
第16号	旧安保小児科医院	御成町	平成9年3月	事務所

第17号	高野邸	扇ガ谷	平成10年4月	住宅
第18号	村上邸	—	平成11年12月	住宅
第19号	旅館対僊閣	長谷	平成12年10月	旅館
第20号	笹野邸	佐助	平成13年1月	住宅
第21号	のり真安齋商店	長谷	平成13年5月	店舗併用
第22号	三河屋本店	雪ノ下	平成14年4月	店舗併用
第23号	東勝寺橋	小町	平成14年4月	橋梁
第24号	榎亭	鎌倉山	平成15年3月	店舗
第25号	湯浅物産館	雪ノ下	平成15年3月	店舗併用
第26号	ホテルニューカマクラ	御成町	平成16年3月	ホテル
第27号	去来庵	山ノ内	平成16年3月	店舗
第28号	平井家住宅・長屋門	城廻	平成18年4月	住宅
第29号	旧華頂宮邸	浄明寺	平成18年4月	公共施設
第30号	野尻邸（旧大佛次郎茶亭）	雪ノ下	平成21年3月	住宅
第31号	加賀谷邸	長谷	平成21年3月	住宅
第32号	成瀬家住宅	手広	平成21年9月	住宅
第33号	極楽洞	極楽寺	平成22年11月	坑門

●景観重要建造物の保存・活用(都市景観資源)

〈都市景観課〉

景観重要建造物とは、景観法に基づく制度で、地域の景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核としてその維持、保全及び継承を図るものです。平成22年9月1日に、表4-11のとおり旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）を「景観重要建造物」に指定しました。

表 4-11 景観重要建造物一覧

第1号	旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）	雪ノ下	平成22年9月	公共施設
-----	---------------	-----	---------	------

(2) 都市景観形成事業の推進

●電線類の地中化

〈道路課〉

小町通りの電線類の地中化事業については、平成19年度に工事に着手し、平成21年度には全延長の内、駅前広場側の不二家前から瀬戸橋までの約70メートル区間が、景観舗装を含めて完成しました。

残りの瀬戸橋から鉄の井までの約530メートル区間についても、平成24年度に電線類地中化工事が完成しました。

平成25年度には景観舗装工事が完成し、すべての事業が完了しました。

●砂押川プロムナードにおける桜の保全再生

〈再開発課〉

砂押川沿いでは、市民と協働のもと美しい桜並木を守り伝えていくため、プロムナードの桜の保全再生に向けた「砂押川桜保全再生計画」を策定し、樹勢回復治療等の取組を積極的に進めています。

3 美化（目標の項目⑨）

目標：住む人と訪れる人との協力で、散乱ごみと落書きのないまちをめざします。

◆目標達成するための指標

飲料用自動販売機回収容器設置率	平成27年度(2015年度)に95%以上
自治町内会のまち美化クリーンデー実施率	平成27年度(2015年度)に100%
まち美化推進重点区域	平成27年度(2015年度)までに6区域
アダプト・プログラムの実施地区	平成27年度(2015年度)までに5地区

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。そこで、平成13年3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）が制定されて以来、市ではまち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定を行ったり、クリーン・キャンペーン、市内一斉清掃などを実施して、まち美化啓発に努めています。また、散乱ごみの中でも特にたばこの吸い殻が目につくため、平成17年度から路上喫煙に対するマナーアップのための路上禁煙指導を実施していましたが、改善が見られないため平成20年9月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）が制定されました。

平成27年度末、飲料用自動販売機回収容器設置率は97%（平成27年度実施）、自治町内会のまち美化クリーンデー実施率は64%、まち美化推進重点区域は4区域、アダプト・プログラムの実施地区は9地区です。

（1）散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

●ごみの散乱防止

＜環境保全課＞

市民と行政が協働してごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき、ごみの散乱のない環境をつくる仕組として、「まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

平成24年度からは平成27年までを計画期間とする第3次まち美化行動計画に基づいて、さらにまちの美化を推進しています。

●路上喫煙の防止

＜環境保全課＞

路上喫煙による市民等の身体・財産の被害やたばこの吸い殻の散乱、さらに、たばこの煙やにおいによる不快感等を防止し、快適な生活環境を保持することを目的として鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が制定されました。この条例では市内の屋外の公共の場所で喫煙しないよう努めるとともに、路上喫煙禁止区域（鎌倉駅・大船駅周辺の人通りの多い区域）を指定し、そこでの路上喫煙を禁止しています。

●ごみ持ち帰りの啓発と観光ごみの削減

〈環境保全課〉

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りの呼びかけを掲載し、観光客等に啓発。平成7年6月に観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ヶ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年6月には、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所、平成21年11月に大船駅西口に同様の大型ごみ容器を設置しました。これらのごみの収集回数は、平日は1日2回、土・日・祝祭日、1月2・3日は1日3回です。なお、大船駅西口はJR大船駅の耐震工事に伴い平成26年3月に撤去しました。ごみの持ち帰り及びまちの美化を促進するため、まち美化推進協議会の協議を経て、由比ヶ浜海岸石碑広場は平成26年4月、鎌倉駅東口・西口、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の5箇所についても平成27年3月に全て撤去しました。

●不法投棄の防止

〈環境保全課〉

鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例（昭和47年10月条例第24号）に基づいて市内の山林、道路際、谷戸等、不法投棄されやすい場所をパトロールするとともに、不法投棄防止看板を設置するなど、その未然防止に努めています。不法投棄物は警察と協議のうえ、投棄した者に処理させていますが、個人の土地（空地等）へ投棄されている場合で投棄した者が不明のときは、土地所有者へ連絡し、処理を要請するとともに、日頃から周囲を清潔に保つなど不法投棄されないよう指導しています。

表 4-12 タイヤ・鉄くずなどの不法投棄処理状況と費用

鉄くず・廃棄プラスチック・タイヤ	合計
10m ³ 135,000 円	135,000 円

表 4-13 家電4品不法投棄物処理状況と費用

エアコン		テレビ		冷蔵庫		洗濯機等	
0台	0円	37台	83,516 円	5台	20,806 円	5台	12,420円
				3品 合計	47 台	合計	116,742円

表 4-14 不法投棄物処理件数

	鎌倉地区	大船地区	合計
平成23年度	40件	62件	102件
平成24年度	25件	43件	68件
平成25年度	13件	33件	46件
平成26年度	24件	37件	61件
平成27年度	30件	43件	73件

●落書きの防止

〈環境保全課〉

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成16年12月に鎌倉市落書き防止条例（平成16年12月条例第9号）が制定され、平成17年4月から施行されました。

その後、平成24年度から27年度までを計画期間とする「第2次落書きのないまちづくり行動計画」に基づいて、落書きの発見・通報の呼びかけや消去依頼など落書きの防止策に取り組んでいます。

平成27年度には、通報などにより、613件613箇所の落書きが発見され、管理者及び市民活動団体の協力等により613箇所の落書きが消去されました。



写真4-3 市内の落書き状況

(2) 美化活動の実施

●まち美化統一クリーンデーの実施

〈環境保全課〉

市では、地域の自治会町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。平成27年度の実施団体数は119団体で、これらの団体には、表4-17のとおり奨励金を交付しています。

表 4-15 奨励金交付状況

年度	実施団体数
平成24年度	111
平成25年度	118
平成26年度	117
平成27年度	119

●あき地の適正管理

〈環境保全課〉

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和47年10月条例第23号)に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者又は管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表4-18のとおりです。

表 4-16 あき地の調査状況

単位：件

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査件数	366	364	352	302
指導件数	229	230	181	182

●愛護会による公園や街路樹の清掃

〈市民・事業者〉〈公園課〉

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会では、公園や街路樹周辺の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。平成27年度に活動した団体数と箇所数は表4-19のとおりです。

表 4-17 愛護会による清掃実績

種 類	団体数	活動箇所数
公園愛護会	92	156
街路樹愛護会	20	36

●アダプト・プログラム

〈市民・事業者〉〈環境保全課〉

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を平成12年10月から実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうという制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードを設置し、清掃活動に必要な用具等を提供しています。

表 4-18 アダプト・プログラム実施団体一覧

実施団体名	実施場所	発足年月日
ロジューマンクリーン ファイターズ	フラワーセンター付近市道	平成14年7月20日
常盤道普請の会	長谷隧道付近市道	平成18年11月1日
玉縄城址まちづくり会議	玉縄 七曲坂	平成19年10月1日
腰越まちづくり市民懇話会	神戸川・二又川	平成20年5月1日
グリーンバード鎌倉	若宮大路	平成21年4月1日
トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS	天園ハイキングコース等	平成22年10月1日
東御門ボランティアグループ	西御門	平成23年1月1日
三菱電機株式会社電子システム 事業本部鎌倉地区	三菱電機株式会社鎌倉製作所周辺	平成23年3月1日
泣塔クラブ	鎌倉市指定文化財「泣塔」周辺	平成27年9月25日



写真 4-4 アダプト・プログラム実施団体活動の様子

第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

1 生態系の保全（目標の項目⑩）

目標：さまざまな生物とともに生きられるよう、貴重種をはじめ市内に生息・生育する野生動植物の保全に努めます。

◆目標達成するための指標

野生動植物の生態調査・研究の推進 生態系の保全体制の整備

野生生物が急速に地球上から姿を消しはじめています。その理由は、都市開発や森林開発で棲みかが奪われたり、生活排水やその他の原因で生息環境が汚染されたりと様々な理由が考えられますが、どの理由にも共通するのは人間の活動が彼らの生命を脅かしていることです。生態系は植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く土壌、水、空気などの微妙なバランスから成り立っており、このバランスが崩れると生物の種類数や個体数にも影響がでできます。人もこの生態系の中に組み込まれており、生態系の保持は重要な課題となっています。

鎌倉市では、緑化推進専門委員が、鎌倉市緑の基本計画に位置づけのある保全すべき緑地において、自然環境のモニタリングを実施し、市民団体等と協働して生態系の保全体制の整備に努めています。

（1）緑地の保全のための市内に生息・生育する野生動植物に関する調査・研究、情報の収集

●鎌倉市自然環境調査

〈みどり課〉

鎌倉市緑の基本計画で保全対象に位置づけた市内22箇所の緑地を対象に、平成12年度から14年度にかけて、その実態を把握するための自然環境調査を実施しました。

この調査の結果は、平成15年3月に報告書にまとめられ、その概要は表5-1（22地区の位置図は図5-1）のとおりで、概要版を作成し、市内の小中学校に配布するとともにホームページで公開しています。

また、平成27年度末現在で、22箇所の緑地のうち13箇所の全部又は全部又は一部の緑地が特別緑地保全地区等の法制度の適用及び都市公園としての整備により保全されています。

表 5-1 鎌倉市自然環境調査結果概要

※地区名は調査時の調査対象地区名です。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
関谷公園 約2.90ha	69科138種	哺乳類：モグラ、タヌキ他3科3種 鳥類：17科25種 爬虫類：カナヘビ1科1種 両生類：ニホンヒキガエル1科1種 昆虫類：79科201種 底生動物：13科16種	関谷公園は、湧水の水質は良く、周辺自然環境も豊かです。一部に水を溜めるなど、湿地の再活用を検討することで、動物生息空間としての価値が、さらに高まる可能性があります。
城廻地区 約4.5ha	66科166種	哺乳類：モグラ他3科3種 鳥類：17科24種 爬虫類：ヒバカリ1科1種 両生類：ニホンヒキガエル、アマガエル、 ニホンアカガエル3科3種 昆虫類：77科152種 魚類：1科1種 底生動物：12科14種	城廻地区の水質は悪化の傾向にあります。周辺が住宅地に囲まれており、生活排水等が流入していると推察されます。しかし、池周辺では、カワセミの繁殖の可能性がある他、ユガモ、アオサギが飛来するなど、人があまり訪れない池に水鳥が集まっているようであり、適切な管理をしながら、維持していくことが望まれます。
玉縄城址地区 約3.56ha	55科126種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：18科22種 爬虫類：アオダイショウ1科1種 昆虫類：61科121種	玉縄城址地区、植木地区は、周辺の開発により、林縁部が増大し、林床にアズマネザサが密生する場所が多くあります。玉縄城址地区、植木地区は単独緑地としてではなく、龍宝寺などの周辺緑地と一体として扱い、保全していくことが重要です。なお、市民からの情報では、植木周辺でフクロウが数年前に巣をつくっていたということです。
植木地区 約4.60ha	46科86種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：15科20種 昆虫類：55科114種	
龍宝寺地区 約13.31ha	62科129種	哺乳類：ヒミズ、モグラ他2科3種 鳥類：15科20種 昆虫類：65科151種	龍宝寺地区は、寺の裏山に当たる部分で、比較的まとまりのある緑地となっています。平地部分は住宅地や神社仏閣が、尾根部分には学校が建設されており、複雑な地形をした斜面林が帯状に伸びています。面積が大きい割に種数はあまり多くありません。しかし、岡本地区、観音山地区、城廻地区、玉縄城址地区、植木地区と隣接し、かつその中央に位置しているため、各緑地をつなぐ位置にあるので重要です。これらの緑地は一体として扱い、その連続性に注意して保全することが重要です。特に龍宝寺はその中心として、また、緑地同士をつなぐ回廊として保全していくと効果的です。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
岡本地区 約5.19ha	45科80種	哺乳類：2科2種 鳥類：11科14種 昆虫類：35科80種	岡本地区及び観音山地区の平地部分はほとんど開発されてしまい、丘陵部分に島状にある緑地です。龍宝寺などの周辺緑地と一体として捉え、保全していくことが重要です。
観音山地区 約2.55ha	50科98種	哺乳類：アカネズミ他2科2種 鳥類：18科23種 昆虫類：48科96種	
岩瀬地区 約15.62ha	94科270種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、タヌキ 他5科5種 鳥類：17科26種 爬虫類：3科4種 両生類：ニホンヒキガエル1科1種 昆虫類：85科226種 底生動物：9科10種	岩瀬地区は関東ローム層が堆積し、耕作に適しています。スギ、ヒノキ植林、竹林、アカマツ植林、クヌギ植林、オニシバリーコナラ群集などが生育し、一部畑作が行われています。樹林は今も管理がなされています。また、東側（横浜市側）及び南側に緑地が続いているので、比較的多くの哺乳類が確認されて、市民からニホンザルを見たとの情報も寄せられております。岩瀬地区の周辺は、湧水が豊富で多数の井戸があります。
貞宗寺地区 約4.91ha	46科88種	哺乳類：モグラ、タヌキ他3科3種 鳥類：オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウ他17科26種 昆虫類：44科84種	貞宗寺地区では、複数の猛禽類の飛翔が確認されました。あまり大きな緑地ではありませんが、鳥類にとって比較的良好的な自然環境が維持されているものと考えられます。
天神山地区 約5.42ha	63科126種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：16科20種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 両生類：アマガエル1科1種 昆虫類：56科115種	天神山地区は、丘陵部分に島状にある緑地で、確認種はあまり多くありませんが、面積が比較的大きく、市民からの情報では、渡り鳥の中継緑地として使われているとのことで、動物の移動経路として重要です。
六国見山森林公園 約9.74ha	65科145種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、 アカネズミ他4科4種 鳥類：15科22種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 昆虫類：51科131種	六国見山森林公園の北側は住宅地となっており、急な斜面には植木類が植栽されています。西側、南側の緑地は割合広く、緑地が連続していますので、中型哺乳類のノウサギが生息しています。公園西側、南側は今回の調査の対象外ですが、市民からの情報では野草の種類は多いそうです。また、六国見山周辺は、秋期、タカの渡りの重要な休息所となっています。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
上町屋地区 約1.66ha	60科125種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：13科19種 昆虫類：31科78種	上町屋地区は、住宅地に囲まれた小面積の斜面で、大部分が針葉樹の植林となっていて、生物相も単純です。しかし、この緑地も動物の移動には重要なので、緑地の質を高め、周辺緑地との連続性を高めるような整備を行うことが重要です。
昌清院地区 約1.02ha	70科136種	哺乳類：1科1種 鳥類：17科21種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 昆虫類：53科106種 魚類：1科1種 底生生物：7科7種	昌清院地区は社寺林で、ため池があり、鎌倉中央公園（台峯）と連続しています。そのため、面積は小さいですが、比較的多くの動物種が確認されました。昌清院のため池には、枯木が倒れ込み、落ち葉が底に堆積し、水深が浅くなっています。
鎌倉中央公園 （台峯） 約36.69ha	104科361種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他6科7種 鳥類：フクロウ他21科38種 爬虫類：4科6種 両生類：4科6種 昆虫類：127科453種 魚類：モツゴ、ホトケドジョウ、 クロヨシノボリ他3科3種 底生生物：25科30種	鎌倉中央公園（台峯）は、全体的に確認個体数が多く、特に爬虫類、両生類は多く確認されました。鎌倉中央公園（台峯）は、他地区と比べて面積が大きく、そのうえ尾根と谷が織りなす変化に富んだ自然環境が形成され、湧水、ため池、湿地、素ぼりの水路など、多様な水系が存在し、立地に特有な植生も保たれていて、動物にとっては良好な生息環境が維持されていると言えます。
等覚寺地区 約2.73ha	76科157種	哺乳類：1科1種 鳥類：16科20種 爬虫類：トカゲ1科1種 昆虫類：46科98種	等覚寺地区、寺分一丁目地区は、丘陵部が島状に残された小面積の樹林地で、確認種も少ない状況です。住宅地を挟んで隣接する両者を一体として考え、効果的な保全を行う必要があります。
寺分一丁目地区 約2.45ha	60科119種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：14科17種 爬虫類：ヤモリ、トカゲ、 カナヘビ3科3種 昆虫類：43科93種	

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
手広地区 約15.40ha	75科179種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他5科5種 鳥類：フクロウ他22科36種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 シマヘビ3科3種 両生類：3科5種 昆虫類：130科485種 魚類：3科4種 底生動物：21科24種	手広地区は企業の敷地内であり、一般の立ち入りが制限されているため、動物にとって静かで好適な環境が保たれています。また、藤沢市との境に位置し、藤沢市側に川名緑地、新林公園と緑地が広がっており、比較的良好な環境が維持されているものと思われる。藤沢市側の緑地と一体として扱い、一般の立ち入りを制限して保全することが、より効果的であると考えられます。
青蓮寺地区 約1.44ha	64科129種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他4科4種 鳥類：15科18種 爬虫類：トカゲ1科1種 昆虫類：59科110種	青蓮寺地区は、常緑広葉樹の自然林が生育する社寺林でいわゆる鎮守の森です。面積は小さいもののタヌキの糞が確認されるなど、比較的多様な動物が観察されました。青蓮寺地区は、手広・笛田地区から連なる緑地と道路を隔てて隣接しており、さらに住宅地や学校が間にあるものの、手広地区と比較的に近くに位置します。これらの緑地間を行き来できるので、タヌキのような中型哺乳類の生息が可能になっていると考えられます。
手広・笛田地区 約7.06ha	66科141種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他3科3種 鳥類：チョウゲンボウ 他19科28種 爬虫類：トカゲ1科1種 両生類：アマガエル1科1種 昆虫類：75科180種	手広・笛田地区の南西には畑が広がり、東側には住宅を挟んで、水田が広がっています。緑地全体としては、道路による分断はあるものの、鎌倉山へと連なり、帯状にかなりの広がりを持っています。この緑地の広がり、周辺にある耕作地との連続性を考慮に入れ保全していけば、生物相がより豊かになると考えられます。
常盤山地区 約21.60ha	80科206種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他3科3種 鳥類：15科22種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 ジムグリ3科3種 昆虫類：68科185種	常盤山地区の植物は、関東地方を北限とするカラタチバナやカゴノキ等が確認され、温暖な気候下の植物相の特徴を表している一方で、関東地方を南限とするツクバトリカブトも多く確認されました。また、サルシナが確認されましたが、市民からの情報によると市域西部には大変少ないとのこと。さらに、昔は、フクロウの巣があったという市民情報も得られました。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
広町地区 約59.05ha	101科404種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他6科7種 鳥類：オオタカ、ノスリ、フクロ ウ他21科38種 爬虫類：カナヘビ、アオダイショウ、 ヤマカガシ2科3種 両生類：4科5種 昆虫類：122科462種 魚類：ホトケドジョウ、 シマヨシノボリ2科2種 底生動物：29科38種	広町地区は、22地区で一番広い緑地で、緑地内に複数の谷戸が存在し、多様な水辺環境が形成されていました。そのため、多くの種が確認されました。しかし、一部の谷戸では乾燥化が進行しており、その対策が急がれます。広町地区は鎌倉市西部地域を代表する緑地の中心として保全していくことが重要です。
小動岬地区 約0.83ha	35科62種	哺乳類：イタチ他2科2種 鳥類：15科20種 昆虫類：35科74種	小動岬地区は22地区中唯一、海からの風を直接受ける地区で、海岸地区特有のイソギクハチジョウススキ群集やマサキトベラ群集が生育していました。他では生育しない海岸植物も多く確認されました。また、ユリカメメ、ウミネコなど、海岸に特有のカモメ類も確認されました。市民からは、アオバトが時々休憩しているとの情報が得られました。

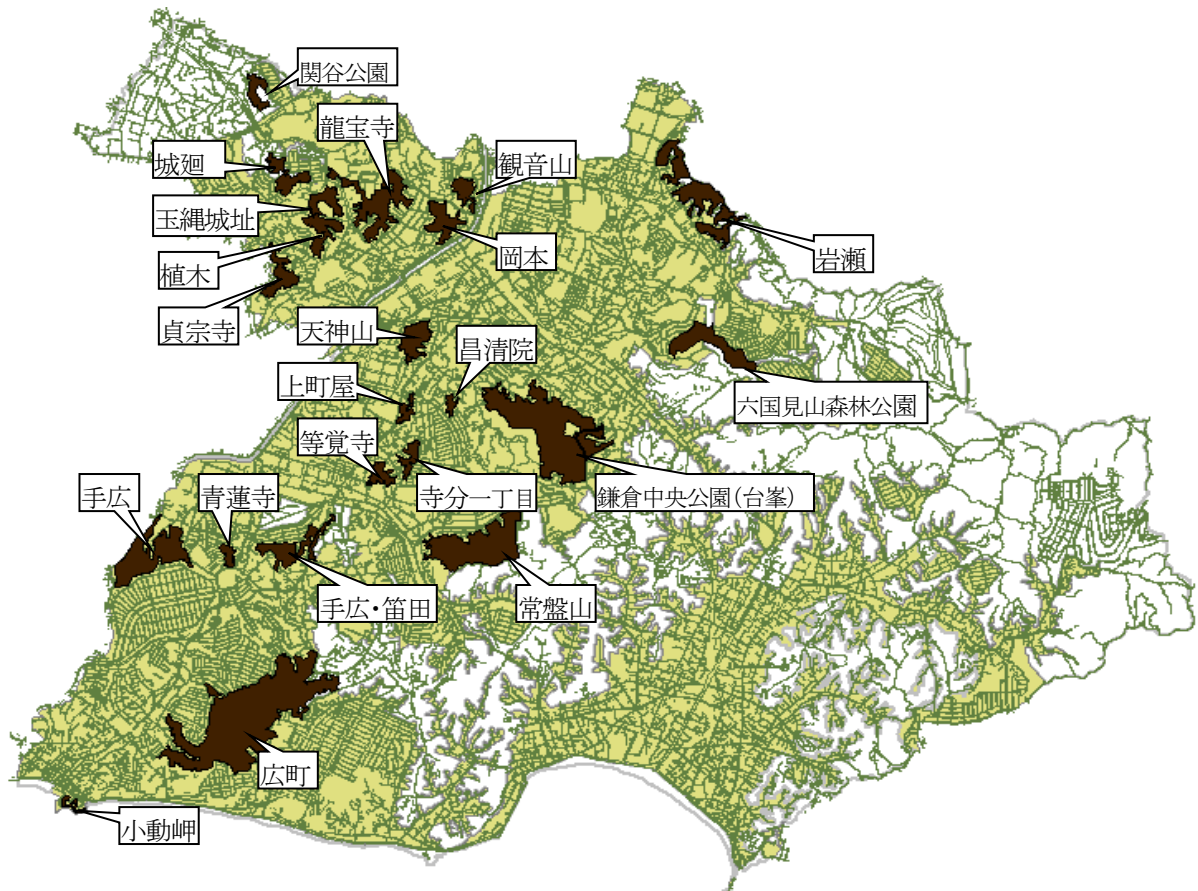


図 5-1 鎌倉市自然環境調査対象地区位置図

(2) 野生動植物の保全

●天然記念物の樹木の保護

<文化財課>

市では鎌倉市文化財保護条例等によって天然記念物の樹木等を保護しています。
鎌倉市指定の天然記念物としては、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど32件があります。

●傷病野生動物の保護

<環境保全課>

傷病野生鳥獣の保護については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法第88号）に基づき神奈川県が策定する鳥獣保護事業計画の一つの施策事業として位置づけられています。

市では、平成4年度から傷病野生鳥獣の保護を行っており、治療等を必要とする野生鳥獣を横浜市立金沢動物園内にある動物病院に搬送しています。

平成27年度の実績は表5-2、表5-3のとおりです。

表 5-2 傷病野生鳥獣保護通報実績

	種類	通報内容及び件数				合計
		病気	傷害	幼鳥獣	その他	
鳥類	9	0	11	2	0	13
獣類	1	17	1	0	0	18
その他	0	0	0	0	0	0
合計	10	17	12	2	0	31

表 5-3 傷病野生鳥獣保護処理実績

	種類	処理内容及び個体数					合計
		搬送	放野	死亡	指導	その他	
鳥類	9	6	5	2	0	0	13
獣類	1	13	5	0	0	0	18
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	19	10	2	0	0	31

●鎌倉メダカ

<環境保全課>

環境省の絶滅危惧種に指定されたメダカは、市内では昭和60年頃に滑川の源流近くで生息していることが観察されて以来、確認できない状況でした。その後、佐助在住の方が昭和40年代前半頃、滑川支流近くの水田で採取した「鎌倉メダカ」を大切に育てていることがわかりました。

市ではこの鎌倉メダカ55匹を平成11年8月に譲り受け、市役所敷地内の池で繁殖させ、平成27年度までに、市内の小中学校等に合計1,220匹を配布し、育てています。また、鎌倉自主探鳥会グループでは、飼育環境等の条件を満たせば、希望する市民の方にも配布し、里親になってもらっています。

メダカは河川の水系ごとに「しりびれ」の軟条数の遺伝的な差異が見られます。滑川水系のメダカの軟条数は17.30本で、他市の水系に棲息するメダカとは軟条数が異なるため、「鎌倉メダカ」（写真5-1）と呼ばれています。



写真 5-1 鎌倉メダカ

●特定外来生物対策

〈環境保全課〉

台湾リスやアライグマなどの特定外来生物は、その繁殖力の高さなどから生息域を拡大し、生態系等に重大な影響を与えると懸念されています。このため、市では平成21年4月「鎌倉市クリハラリス(台湾リス)防除実施計画」を策定、また、県においても平成18年4月に「神奈川県アライグマ防除実施計画」を策定し、生態系の保全や生活被害の軽減を図るため、「個体数の削減」等为目标に取り組んでいます。市が主体となり、生活被害に遭った市民を中心に自治町内会等にも呼びかけ、捕獲などを実施しています。また、三浦半島全域に生息範囲を拡大していることから近隣市町と連携して広域的な取組も行っています。平成27年度の市内の有害鳥獣捕獲数は、台湾リス990頭、アライグマ131頭、ハクビシン90頭です。

(3) 野生動植物の生息・生育に重要な場所（ビオトープ）の保全

●ビオトープ

〈市民・事業者〉〈環境保全課〉

ビオトープとは、ドイツ語で、野生の生き物たちが互いに関係を持って暮らしていける空間を指します。本来は幅広い自然生態系のことを指しますが、ここでは人の手で作り出されたものについて記します。

市では、環境教育を目的に平成13年市役所に隣接する御成小学校の児童とともに市庁舎前の池をビオトープとして整備しました。

現在、西鎌倉小学校・鎌倉女子大大船キャンパス・鎌倉女学院の3校においてビオトープが完成しています。



写真 5-2 鎌倉市役所

(4) 生物の多様性を高めるエコアップ

●エコアップ活動

〈市民・事業者〉

生態系を健全に保持するには、第4章で述べられているような都市公園等の整備をはじめとした緑地の確保・保全が大切な条件となってきます。また、下水道の普及による河川の浄化も不可欠なものです。さらに、開発や災害等で失われた自然環境を復元するとともに、生態学的な見地に基づいて、限られた緑地面積の中により多くの野生生物が生息できるよう、生息環境の向上と多様化を図る「エコアップ」にも取り組む必要があります。市内では様々な市民団体が、表5-4のとおり公園や河川などにおいて野生生物の生息環境を整えるなどの活動を行っています。

表 5-4 市内におけるエコアップの活動事例

場 所	目 的 と 作 業 内 容 の 例
源氏山公園	公園のオーバーユースによる野鳥生息地の荒廃を防ぎ、貴重な植物の保護を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥誘致施設の水場の清掃・管理 ・林内の下草刈りの制限等により、生息環境の多様化を図ると共に、アオゲラ・フクロウなどの営巣している木の保全など
佐助稲荷	谷戸環境の保全と復活したゲンジボタルの生息環境の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・水源環境の保全と流れの維持管理 ・水路周辺の草を間引き、開水面を確保することにより、トンボ類の産卵場所を確保
鎌倉中央公園	公園の整備に伴う生息環境の変化の影響を受けやすい動植物をできるだけ保全する。 <ul style="list-style-type: none"> ・カエル類の産卵用に湿地を整備 ・池や湿地の水質・水位の管理 ・トンボ類の産卵場所を確保するために草を間引く。 ・公園内で採種した種子から育てた野草の苗を植え、保護増殖させる。 ・間伐や下草刈りによる雑木林の保全 ・各調整池や湿生花園の取水口の清掃 ・特定外来種のブルーギル等の駆除
佐 助 川	二面護岸された川の水生生物の生息環境の多様化を図り、ヨシノボリの遡上数とモクズガニの生息数を増やす。 <ul style="list-style-type: none"> ・重量ブロックを利用し、生息環境を創出した区域の維持管理作業 ・水質と水生生物の調査 ・草刈り・ごみの清掃
御 谷 川	多自然型河川改良整備が実施された川の生息環境の維持管理、ゲンジボタル・モノサシトンボ・ツチガエル等の保護増殖 <ul style="list-style-type: none"> ・水質と水生生物の調査 ・草刈り ・ごみの清掃
逆 川	ホタルの生息環境の維持管理と保護増殖 <ul style="list-style-type: none"> ・水質調査 ・カワニナの放流、セリを植える。 ・草刈り

2 自然とのふれあい（目標の項目⑪）

目標：海、山、川、池などで自然にふれあい、自然から学び癒される機会を増やします。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度（2015年度）に188ha（再掲）
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度（2015年度）に12㎡（再掲）
生き物観察広場の数（小・中学校）	平成27年度（2015年度）に10箇所追加

自然には、生態系の保持、環境の保全や資源の提供など、様々な働きがあります。その一つに私たちに潤いや安らぎを与えてくれるという働きがあります。私たちは自然と触れ合うことにより、自然から様々な知見を得るとともに自然の大切さを学ぶことができます。

また、市民団体等によるボランティア活動が環境保全や環境教育を進める上で大きな力となっています。**平成27年度末で、生き物観察広場の数（小・中学校等）は3箇所です。**

（1）ふれあいの場の確保

●鎌倉中央公園

<市民・事業者><公園課>

自然とのふれあいや農作業体験などができるようにしました。平成9年6月に修景池周辺の約8.5ha、平成16年4月には更に約15.2haが開園しました。園内には庭園植物園や食材園、子供の森、田畑や湿地など、自然を生かし緑と水が中心になった施設を配置しています。

公園化される以前からこの場所では市民団体が独自に環境保全活動を行っていましたが、開園後も引き続き、自然観察会、農芸体験などを通じて、積極的に公園の環境保全や市民に対する環境教育に寄与しています。鎌倉中央公園で環境保全・環境教育に取り組んでいる「山崎・谷戸の会」は、平成20年度に特定非営利法人となり活動を発展させています。（110ページ参照）

①市民による農業体験

（公財）鎌倉市公園協会と「山崎・谷戸の会」が協働して自然や農業に対する理解や関心を深めるため、市民を対象に農業体験を実施しました。

田んぼ体験（4月5日～3月20日）は延べ446人、畑体験（4月5日～3月27日）は延べ405人の参加者がありました。



写真 5-3 市民による農業体験

②教室・講座の開催

(公財)鎌倉市公園協会主催で表5-5のとおりミニ園芸教室や、大人の講座・こどもの講座を開催しました。

講座では、樹木の剪定や自然観察を通じて、自然に対する関心を深めてもらうことを目的としています。

表 5-5 鎌倉中央公園の教室・講座の開催

	開催日	テーマ	対象と参加者数
ミニ園芸教室	4月11日～3月27日の72回	樹木の剪定、害虫防除法など	延べ578人
大人の講座	4月3日～3月20日の29回	自然観察会、木っこリース、土つきリースなど	延べ383人
こどもの講座	4月18日～2月20日の11回	こどもエコパーク、ちびっこチャレンジなど	小学生など、延べ317人

●鎌倉広町緑地

<公園課>

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりある樹林等について、その生物相の豊かな自然環境の保全・活用を図るため、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」として整備することとなり、平成17年度から事業を進め、平成27年4月より用地取得が完了した部分(約48ha)について開園しました。基本コンセプトを、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出を目指す、古都の自然ふれあい都市林～広町の森」として、現在では、世代を超えた多くの市民が市と協働で田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全活動に取り組んでいます。

また、里山の身近な生き物とのふれあいの場や環境教育の場としての価値が高く、保全を前提とした上で、自然環境の容量に応じた活用を図っていきます。



写真5-4鎌倉広町緑地

●市民農園の整備

<産業振興課>

市では、市民が野菜や草花の栽培を通して自然とふれあい、農業への親しみと理解を深めるため、「大船地区市民農園」を開設しています。利用者は公開抽選により決定し、1世帯当たり1区画(概ね30㎡)を23ヶ月間利用することができます。また、今泉台地区の土地所有者が、平成23年度に開設した市民農園の支援を図りました。現在の市が開設する市民農園の区画数及び面積は、表5-6のとおりです。

表 5-6 市民農園の区画数及び面積

	区画数	面積(m ²)
大船地域	65	3,599
合 計	65	3,599

●ハイキングコース

＜観光商工課＞

表5-7のとおり、自然とのふれあいが楽しめる3つのハイキングコースを紹介し、多くの人に利用されています。

表 5-7 ハイキングコース

No	コース名	経 路	距離 (k m)
1	天園ハイキングコース	建長寺—天園—瑞泉寺	約5.5
2	葛原岡・大仏ハイキングコース	浄智寺—葛原岡神社—高德院(大仏)	約3.0
3	祇園山ハイキングコース	高時腹切りやぐら—祇園山—八雲神社	約1.5

(2) 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実

●自然の中で行うスポーツ・観察会等の振興

＜スポーツ課＞

市民の皆さんがともに自然とふれあう機会を楽しむものとして、表5-8のような催しを実施されています。

表 5-8 自然の中で行うスポーツ・観察会等

催 し 名	実施日 (参加人数)	実施主体
材木座海岸 子どもの基礎体力づくり教室 「砂浜でかけっこ」	平成27年5月16日、23日、30日 3回 (1回雨で中止) 22人	市民活動部
鎌倉中央公園子ども教室 子どもの基礎体力づくり教室 「山野でかけっこ」	平成27年11月7日 1回 10人	市民活動部
鎌倉中央公園おとな教室 「青空の下で健脚づくり」	平成27年11月12日、19日 2回 10人	市民活動部
腰越地区スポーツ振興会 「歩こう会」	平成27年12月6日 1回 350人	市民活動部
深沢地区スポーツ振興会 「健康ウォーク」	平成28年2月13日 1回 109人	市民活動部
玉縄地区スポーツ振興会 「歩け歩け大会」	平成27年11月29日 1回 40人	市民活動部
植木地区スポーツ振興会 「あるけあるけ」	平成27年5月31日、9月12日 2回 60人	市民活動部

小坂地区スポーツ振興会 「秋の歩こう会」	平成27年11月29日 1回 15人	市民活動部
関谷小学校地区スポーツ振興会 「健康ウォーク」	平成28年2月14日 雨天中止	市民活動部
富士塚地区スポーツ振興会 「ウォーキング」	平成27年11月28日 1回 39人	市民活動部
七里ガ浜地区スポーツ振興会 「健康ウォーク寺社めぐり」	平成27年5月23日、11月28日 2回 36人	市民活動部
西鎌倉地区スポーツ振興会 「歩く会」	平成27年5月24日、10月18日 2回 21人	市民活動部
今泉岩瀬地区スポーツ振興会 「紅葉狩り山歩き会」	平成28年2月21日 1回 55人	市民活動部
山崎地区スポーツ振興会 「歩こう会」	平成27年6月21日、12月13日 2回 雨天中止	市民活動部
マリンスポーツ初心者体験教室 (ウインドサーフィン・ヨット・ スタンダップパドルボード)	平成27年6月28日 2回(午前・午後) 52人	市民活動部
健康ウォーク 「歩け鎌倉」	平成27年3月1日 1回 53人	市民活動部

●環境にやさしい観光の推進

＜観光商工課＞

良好な環境を保全するため、鎌倉を訪れる観光客に対し、公共交通機関の利用と「歩く観光」をアピールし、環境にやさしい観光を推進しています。なかでも、歩いてまわりたくなるような道づくりを推進するため、自然、歴史、文化等のテーマ性をもったモデルコースとして11コースの「かまくらの道」を選定し、市民・観光客へのPRに努めています。

また、「かまくらの道」のリーフレットをはじめ、観光マップ「鎌倉」や毎月発行する「かまくら四季のみどころ」、観光商工課ホームページにおいても、草木の持ち帰り禁止や、ごみ・タバコの投棄禁止を明記するなど、環境保全の呼びかけやマナー啓発に取り組んでいます。

●わくわく花フェスタ・鎌倉中央公園フェスティバルの開催

＜市民・事業者＞＜公園課＞

(公財)鎌倉市公園協会が主催して、平成27年4月29日に鎌倉中央公園において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及・啓発を図るため、花と緑をテーマとした「わくわく花フェスタ」を開催し、参加者は約4,500人でした。

また、平成27年7月25日～27日の3日間、午前7時30分から午前8時30分まで「おはよう花市」を開催し、参加者は約240人でした。

なお、平成27年10月25日には、防災公園として位置付けられている鎌倉中央公園で、「はしご車乗車体験」や「AED取扱訓練」など、市民に対する防災意識の高揚と緑に関する各種事業のPRを行う「鎌倉中央公園フェスティバル」を開催し、参加者は約2,500人でした。

(3) 自然とふれあうための指導者など人材の養成及び確保

●緑の学校の開講

<みどり課>

緑豊かなまちづくりをめざし、樹木に親しみ、緑の大切さなどの普及を図るために昭和58年度から、毎年度「緑の学校」を開催しています。平成27年度は4月13日から12月7日まで表5-9のとおり10回の講座を開講し、延べ340人の受講者がありました。

※平成20年度から、「緑の学校」は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成20～27年度は（公財）鎌倉市公園協会に委託しました。

表 5-9 平成27年度緑の学校プログラム

	開催日	講座名	場所
1	平成27年4月13日（月）	講義「鎌倉時代の花」	鎌倉生涯学習センター
2	平成27年5月11日（月）	自然観察会「新緑を楽しむ」	鎌倉市役所～佐助住宅地～佐助隧道 ～佐助稲荷～源氏山公園～旗立山頂上 ～寿福寺墓地～巽神社
3	平成27年6月8日（月）	講義「緑との共生」	鎌倉生涯学習センター
4	平成27年6月15日（月）	自然観察会「海辺を歩く」	稲村ヶ崎～音無川～稲村ヶ崎
5	平成27年7月6日（月）	講義「緑の現状」	鎌倉生涯学習センター
6	平成27年9月7日（月）	自然観察会「初秋の散在ガ池を歩く」	散在ガ池森林公園
7	平成27年10月5日（月）	自然観察会「湿地の動植物」	鎌倉中央公園
8	平成27年10月19日（月）	講義 「源実朝の金槐和歌集の花と緑」	鎌倉生涯学習センター
9	平成27年11月16日（月）	自然観察会 「ネイチャートレイル鎌倉横浜」	横浜自然観察の森
10	平成27年12月7日（月）	自然観察会「鎌倉の紅葉」	大塔宮～獅子舞・天園ハイキングコース ～覚園寺～大塔宮

●緑の学校等を通じた指導者の育成

<みどり課>

緑の学校の修了者等を対象に緑化講習会を開催し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者の育成を図っています。昭和61年度からの延べ参加者は992人になります。

平成28年3月21日、緑の学校の受講修了者等を対象に鎌倉中央公園にて自然観察会が行われ、16名の参加がありました。

●緑のレンジャーの育成

<みどり課>

公園緑地等の樹林地を管理するボランティア等の人材養成と確保を目的として、緑のレンジャー（小学校4・5年生を対象としたジュニアレンジャーと大人を対象としたシニアレンジャー）を育成しています。平成27年度の緑のレンジャーの活動は表5-10、5-11のとおりです。

※平成20年度から、当該事業は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成20～27年度は（公財）鎌倉市公園協会へ委託しました。

表 5-10 ジュニアレンジャー平成27年度活動プログラム

	日程	活動内容	活動場所
1	平成27年4月11日(土)	春の生きもの観察会	鎌倉中央公園
2	平成27年5月9日(土)	緑地のパトロールと生きもの観察	鎌倉広町緑地
3	平成27年6月13日(土)	磯の生きもの観察	和賀江嶋
4	平成27年7月11日(土)	池のタニシを数えよう!	鎌倉中央公園
5	平成27年9月12日(土)	野鳥用の巣箱を作ろう!	鎌倉中央公園
6	平成27年10月10日(土)	公園のパトロールとひっつき虫の観察	浄明寺緑地
7	平成27年11月14日(土)	川を調べてみよう! (雨天メニューに変更)	鎌倉中央公園
8	平成27年12月12日(土)	野鳥の巣箱のかけかえ	鎌倉文学館
9	平成28年1月9日(土)	森の手入れを体験しよう!	源氏山公園
10	平成28年2月13日(土)	緑地のパトロールと竹林の管理作業	常盤山
11	平成28年3月12日(土)	早春の里山とカエルの卵	鎌倉中央公園

表 5-11 シニアレンジャー平成27年度活動プログラム

	日程	活動内容	場所
1	平成27年4月25日(土)	講義「自然のしくみ」	鎌倉中央公園
2	平成27年5月23日(土)	講義「森林のはたらき」	鎌倉中央公園
3	平成27年6月20日(土)	緑の作業「道具の使い方」	鎌倉中央公園
4	平成27年7月4日(土)	講義実習「身近な庭木の手入れ」	鎌倉中央公園
5	平成27年7月18日(土)	講義実習「救命講習会」	鎌倉消防署
6	平成27年9月19日(土)	公園・緑地の巡回	散在ガ池森林公園
7	平成27年9月26日(土)	緑の作業「枝払い・間伐」	散在ガ池森林公園
8	平成27年10月3日(土)	緑の作業「造園のプロに学ぶ」	源氏山公園
9	平成27年12月5日(土)	緑の作業「公園管理作業」	鎌倉中央公園
10	平成28年1月16日(土)	緑の作業「OB・OGとの協働」	源氏山公園
11	平成28年2月6日(土)	講義「まとめ」	鎌倉中央公園

シニアレンジャー自主活動

シニアレンジャー講座修了者の有志により、ボランティアによる公園緑地の保全管理活動が実施されているもので、市では、当該活動を支援するため、その育成に係る事業を平成20年度から緑化啓発事業事務委託として公的な緑化推進団体へ委託しており、平成20～27年度は(公財)鎌倉市公園協会に委託しました。

第6章 循環型社会の構築

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）

目標：生産や消費に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用・再生利用等により資源を有効に利用します。

◆目標達成するための指標

一般廃棄物焼却量（家庭・事業所）	平成27年度（2015年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ30%削減
ごみ・資源物の総排出量	平成27年度（2015年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ5%削減維持

わが国は国土が狭く、大都市地域においては土地の高密度利用により、埋立処分に適した土地の確保が困難であることから、これまで増え続けるごみに対応するためには「燃やして埋め立てる」という処理方式を廃棄物行政の基本としてきました。この処理方式は、ごみの減量化や公衆衛生の見地からはすぐれているものの、焼却による大気環境への影響や二酸化炭素の排出による地球温暖化への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、市では、できる限りごみの焼却量を減らし、資源として有効活用できる物を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。平成9年度から、ごみの分別収集方法を従来の3分別（可燃・不燃・粗大）から5分別（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）に変更し、ごみの中から資源となる物を分別して資源化する取組を始めました。当初は飲食用ビン・カン、新聞などの紙類、古着などの布類の分別収集から始め、平成9年7月からは家庭から出る植木剪定材の堆肥化に取り組みました。その後も平成12年11月からはペットボトル、平成16年2月から月2回だった収集回数を増やし資源物の毎週収集を始め、平成17年10月からは容器包装プラスチックの資源化、平成19年4月からは使用済み食用油の資源化、平成24年6月からは布団・畳の資源化、平成27年1月からは製品プラスチックの資源化に取り組んできました。

鎌倉市は、市民の方々のご理解とご協力のもと、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成16年度から5年連続で、リサイクル率日本一（人口10万人以上の都市）を達成しました。平成21年度から5年間は第2位、平成26年度は3位でしたが、依然高い割合を維持しています。

また、平成27年4月1日からは燃やすごみ、燃えないごみを対象に有料化を実施したことで、これらのごみの排出量が大きく削減されました。

計画目標との比較では、**平成27年度末現在、焼却量は34,882トンで、基準年度の平成15年度と比較して8,973トン、20.5%の削減となっています。ごみ・資源物の総排出量は、基準年度の平成15年度と比較して4,951トン、6.9%の減少となっています。**

焼却量は目標値に達しないものの、ごみ・資源物の総排出量の削減率は目標値を大きく上回る結果となりました。

なお、鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量は表6-1のとおりです。

表 6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移 単位：トン

	平成15年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総排出量	71,873 (100)	68,993 (96.0)	67,503 (93.9)	66,004 (91.8)	66,922 (93.1)	63,669 (88.6)
焼却量	43,855 (100)	39,853 (90.9)	38,667 (88.2)	36,622 (83.5)	38,126 (86.9)	34,882 (79.5)
総資源化量	33,249 (100)	32,937 (99.1)	32,497 (97.7)	32,198 (96.8)	32,455 (97.6)	31,015 (93.3)
リサイクル率	46.3%	47.7% ※47.6%	48.1% ※47.8%	48.8% ※48.4%	48.5% ※48.2%	48.7% ※48.4%

() 内は平成15年度を100とした指数。

国のリサイクル率は※印の数値も公表しています。(固形燃料化量及び焼却残渣の山元還元等を含めないリサイクル率)

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

●中が見えるごみ袋での排出及び5分別排出の推進

〈ごみ減量対策課〉

平成9年4月から、ごみと資源物の混入を防ぐなどの理由から、透明・半透明のごみ袋による排出を実施し、同年10月からは、市内全域で従来の3分別収集(燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ)に「危険・有害ごみ」と「資源物」を加えた5分別収集にしています。また、市民の皆さんの利便性の向上と燃えるごみの減量化を推進するため、資源物は、平成16年2月から収集回数を月2回から毎週1回にしています。

現在は、飲食用カン・ビン、ペットボトル、植木剪定材、容器包装プラスチック、紙類、布類、使用済み食用油、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、製品プラスチック、粗大ごみの区分などで、資源物で13品目、ごみで8品目の合計21品目に分類しています。

※「燃えるごみ」は、平成16年2月から「燃やすごみ」に名称変更しています。

●生ごみ処理機の普及

〈ごみ減量対策課〉

生ごみ処理機の普及を図るため、購入費用の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を平成3年4月から実施しています。(助成率は、電動型=75%、非電動型=90%で、1台当たりの限度額は40,000円です。)平成24年7月から、一部の非電動型機種については窓口で直接販売を開始しました(助成率90%)。また、助成制度利用者アンケートを実施し、市民の声をホームページなどに掲載するとともに、生ごみ処理機の購入動機や感想などをたずね、普及施策の参考としました。

更に、生ごみの減量及び資源化を促進し、意識の高揚を図るため、団体に生ごみ処理機を無償貸与するモデル事業を平成23年度から開始し、3団体60世帯に生ごみ処理機を配布しました。なお、生ごみ処理機の助成件数及び台数は表6-2のとおりです。

表 6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数

※平成2年度以前のモニター・既普及台数及び平成23年度のモニターの数値(930台)は累計に含めない。

	平成3年度～ 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累 計
助成件数	14,725	813	1,071	1,120	893	18,694
助成台数	16,371	904	1,181	1,216	961	20,633

※平成2年度以前のモニター・既普及台数及び平成23年度のモニターの数値(930台)は累計に含めない。

●地域における大型生ごみ処理機の設置

〈ごみ減量対策課〉

地域における生ごみの減量及び資源化を図るため、地域のモデル事業として平成23年度に西御門自治会に1台大型生ごみ処理機を設置しました。



写真6-1 西御門自治会の大型生ごみ処理機

●市施設及び事業所の大型生ごみ処理機の設置

〈ごみ減量対策課〉

事業所として自らの責任において生ごみを適正に処理するため、市役所本庁舎及び市立小学校に生ごみ処理機を設置するとともに、集合住宅における生ごみ処理を促すために市営住宅に生ごみ処理機を設置しています。設置状況は表6-3のとおりです。

また、事業所における大型生ごみ処理機の設置モデル事業として、平成23年度に医療法人湘和会湘南記念病院に1台、平成24年度に紀ノ國屋鎌倉店に1台設置しました。平成26年度はイトーヨーカ堂大船店、平成27年度は特別養護老人ホームかまくら愛の郷が、補助金を利用して各1台設置しました。

表 6-3 市施設における生ごみ処理機設置状況

	名 称
市役所	市役所本庁舎
市立小学校	第二小学校、深沢小学校、玉縄小学校、大船小学校、山崎小学校、西鎌倉小学校 七里ガ浜小学校、富士塚小学校
市営住宅	岡本市営住宅
合 計	10施設

●啓発活動の実施

〈ごみ減量対策課〉

ごみの減量、資源化のため、自治会・町内会や各種団体等を対象とした説明会、ごみダイエット展（生ごみ処理機や分別啓発パネルの展示）、ごみの減量に関するキャンペーン（生ごみ処理機の展示など）、施設見学会、保育園・幼稚園児及び小学生・中学生を対象にした環境教育、鎌倉ごみ減量通信の発行などにより啓発活動を実施しています。

活動の実施状況は表6-4のとおりです。

表 6-4 啓発活動の実施状況

啓発事業の名称	平成27年度		
	活動回数等 (A)	参加人数等 (B)	平均参加人数 (B/A)
自治町内会、各種団体等を対象とした説明会	67回	1,654人	24.7人
ごみダイエット展	348日	—	—
ごみの減量に関するキャンペーン等 (イベント、販売店)	14回	—	—
施設見学会	2回		
小学生、中学生を対象にした環境教育	10回	1,029人	102.9人
保育園、幼稚園児を対象にした環境教育	5回	不明	—
ごみ減量通信の発行(特集号含む)	4回	160,000部	40,000部

●廃棄物減量化等推進員の委嘱

<ごみ減量対策課>

ごみの減量・資源化、廃棄物の適正な排出とクリーンステーションの環境保持等のため、推進員を委嘱し、市が実施する施策への協力をお願いしています。平成5年度に25人に委嘱し、その後順次増員し、平成27年度には、224人に委嘱しています。推進員の皆さんは、市と地域とのパイプ役として様々な活動を行っています。

●3R推進事業奨励金交付制度

<ごみ減量対策課>

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生抑制、減量・資源化事業に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付しています。奨励金の対象事業は、ごみの発生抑制、減量・資源化に係る勉強会やイベント、定期的なクリーンステーションにおける分別の啓発、生ごみ処理機の普及の促進などです。平成27年度にご協力いただいた自治・町内会(奨励金交付団体)は131団体でした。

●リユース食器利用費補助金交付制度

<ごみ減量対策課>

限りある資源を有効利用するために、イベントでのごみの発生及び減量を図るとともに、イベントの参加者等に対してリユース意識の普及啓発を図るため、平成23年度からリユース食器の借上げに必要な費用の一部を補助しています。平成27年度の実績は、19件です。

●資源物分別収集の推進

<ごみ減量対策課>

限りある資源を有効利用するために、平成9年度から資源物の収集区分を設け、従来ごみとしていたものの中から資源物を分別収集し、資源化を図っています。

資源物収集量の推移は、表6-5のとおりです。

表 6-5 資源物収集量の推移

単位：トン

項目 \ 年度	平成15年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
紙類等資源物	10,873	8,552	8,534	8,456	8,163
紙パック ミックスペーパー	1,840	2,604	2,479	2,436	2,445
ペットボトル	326	511	514	503	505
容器包装 プラスチック	101	2,163	2,178	2,188	2,501
植木剪定材	3,171	5,162	5,004	5,083	5,241
カン・ビン	2,274	2,095	2,101	2,079	2,023
使用済み食用油	0	38	38	39	44
製品プラスチック	0	0	0	13	83
合計	24,662	21,125	20,848	20,784	20,922

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

※紙類等資源物とは、紙パック、ミックスペーパーを除く紙類及び布類を示します。

●植木剪定材の堆肥化

〈ごみ減量対策課〉

事業者が持ち込む植木剪定材について、減量・資源化を図るため平成4年8月から堆肥化を試行したところ、この堆肥が、有機栽培の専門家や農協から高い評価を得ました。そこで、植木剪定材の堆肥化事業を、緑が多い鎌倉の特色を生かした減量・資源化事業と位置付け、推進しています。クリーンステーションに排出された植木剪定材は、鎌倉市関谷にある植木剪定材受入事業場に運搬され、事業者が直接搬入した物と合わせて、山梨県にある堆肥化事業場に運搬して堆肥化しています。

これらの堆肥は、市内の有機農家に配布するほか、市役所、腰越行政センター、今泉クリーンセンター、深沢クリーンセンター、笛田リサイクルセンター等で市民に無料配布しています。

また、自治会・町内会による様々な催し物会場等でも配布しています。なお、植木剪定材の搬入量と市民堆肥出荷量は表6-6のとおりです。

表 6-6 植木剪定材受入量等の推移

単位：トン

	平成15年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受入量	9,248	11,226	10,867	10,716	10,897	10,989
堆肥出荷量	3,600	1,663	1,636	1,300	1,219	940

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

●飲食用カン・ビン、ミックスペーパーの資源化 〈環境センター〉笛田リサイクルセンター担当

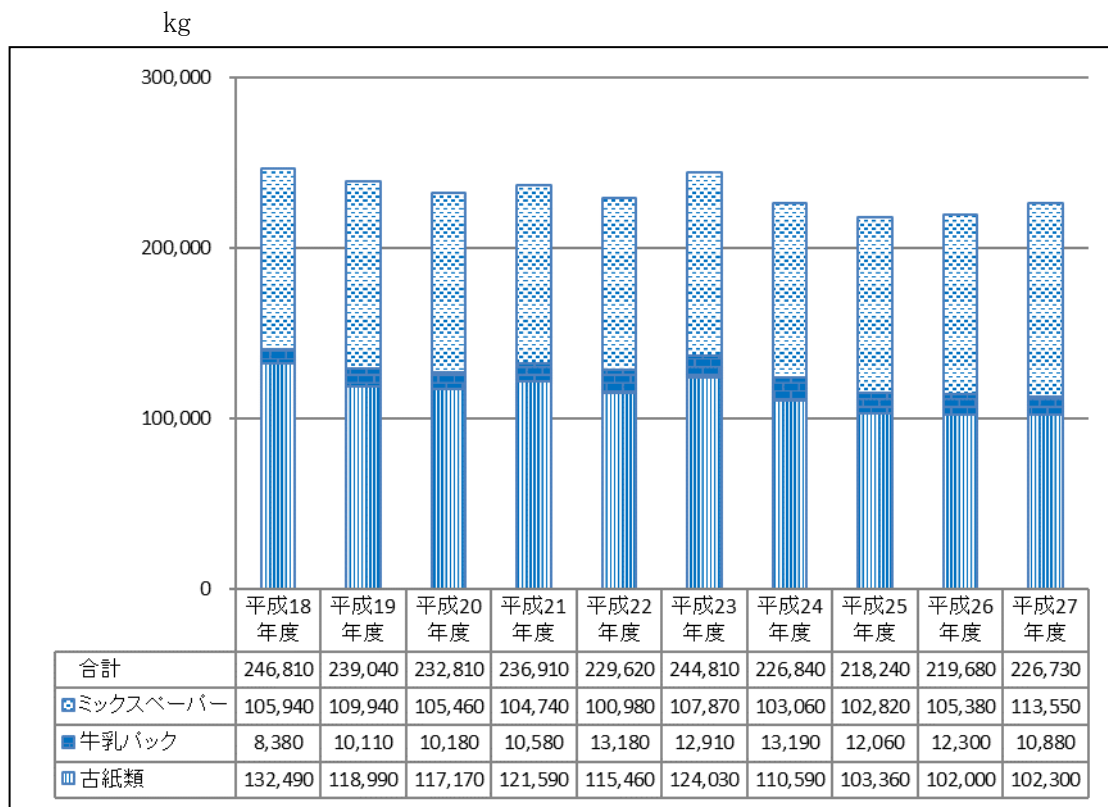
資源循環型社会を形成するため、平成9年度から、カン・ビン、ミックスペーパーの資源化に向けた中間処理業務（選別・圧縮・梱包・保管）を行い、資源化しています。

●オフィス紙ごみの分別収集

＜環境政策課＞

平成3年度から本庁舎で排出される新聞、雑誌、事務用紙等について分別回収を行い、さらに平成7年度からは、シュレッダーごみ、あるいは金属付着の紙、カーボン紙なども回収し、より一層の減量化・資源化を図っています。

また、平成8年7月からは、市の全ての施設で定期的に回収を実施し、燃やすごみとの分別をさらに徹底しています。本庁舎及び本庁舎以外の施設における紙類回収量の実績はグラフ6-1のとおりです。



グラフ 6-1 鎌倉市役所における紙類回収量の推移

●不用品登録制度

＜ごみ減量対策課＞

「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和54年2月から始めた制度です。ご家庭にある不用品を有効に活用するために、平成20年度からは市民活動団体と鎌倉市が、協働事業で行っています。

「譲ります」「譲ってください」を登録すると、その品物の情報をインターネットのページと市役所本庁舎の掲示板などに掲示します。利用状況は表6-7のとおりです。

表 6-7 不用品登録制度利用状況

単位：件

年度	登録件数			成立件数		
	譲ります	譲ってください	計	譲ります	譲ってください	計
平成23年度	926	340	1,266	566	107	673
平成24年度	1,244	210	1,454	666	38	704
平成25年度	1,170	195	1,365	763	37	800
平成26年度	1,408	210	1,618	948	41	989
平成27年度	1,281	217	1,498	928	55	983

●「図書リサイクル」の実施

＜中央図書館＞

図書館では、不要となった本を希望する市民に無料配布し、廃棄処理する本の有効活用を図っています。

表 6-8 図書館不要本の無料配布冊数

単位：冊

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
図書館不要本	22,147	22,423	15,454	17,388	77,412
無料配布した本	15,002	11,052	10,296	8,225	44,575

●不用家具や古着などのリサイクル

＜市民・事業者＞

「特定非営利活動法人 鎌倉リサイクル推進会議」では、笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再使用できるように各種のリサイクルマーケットを開催しています。平成27年度に開催したマーケット等の実績は表6-9のとおりでした。

表 6-9 リサイクルマーケット等の開催状況

	実施日	実施内容	来場者数
リサイクルマーケット こどもリサイクルマーケット	平成27年5月24日、 7月26日、9月27日、 11月22日	出店数 合計158店舗	合計 1,800人
古着・古本 リサイクル市	平成27年3月22日	古着 寄付数 1,375kg 引取数 957kg 古本 寄付数 1,680冊 引取数 1,247冊	合計 400人

(2) 再生資源利用製品・材料の選択促進

●グリーン購入（再掲）

＜環境政策課＞

13ページ第1章 地球環境の保全、1 地球環境、(2) 地球温暖化対策の推進の●グリーン購入・グリーン契約(環境配慮契約)を参照。

2 水の循環利用（目標の項目⑬）

目標：上水の節水のため一度利用した水や雨水の有効利用に取り組むとともに、雨水の地下浸透をすすめます。

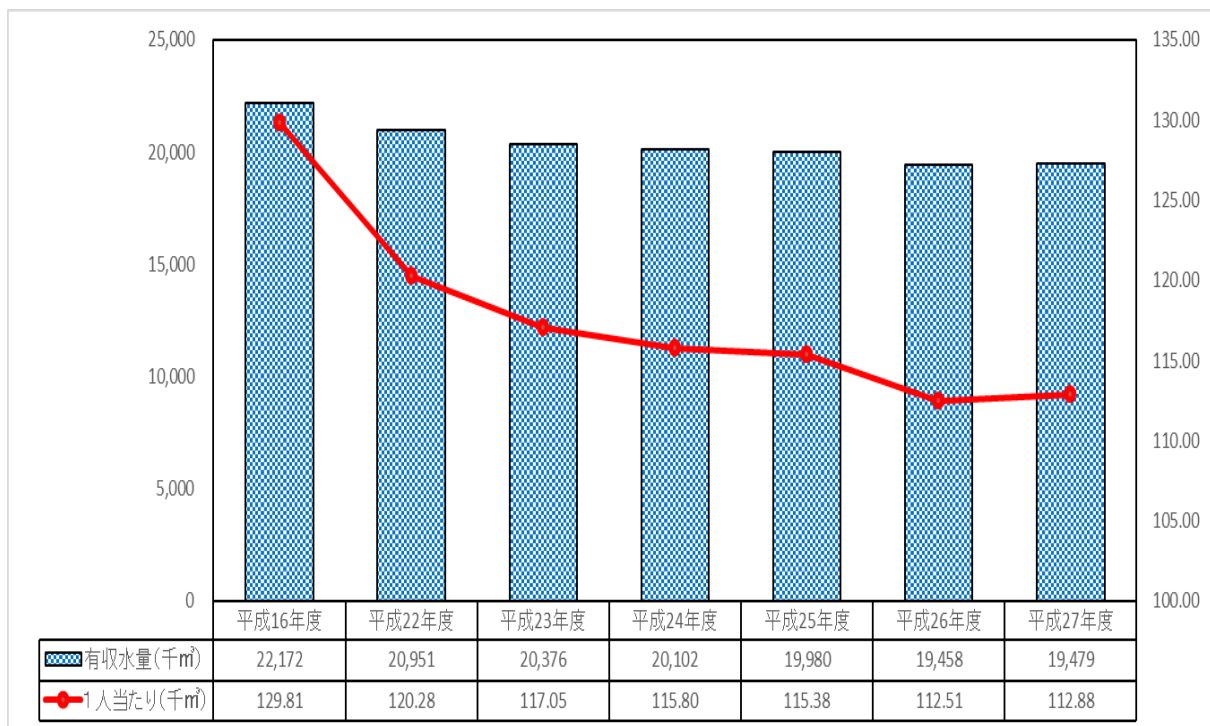
◆目標達成するための指標

上水使用量 (m ³ /人・年)	平成27年度（2015年度）に 平成16年度（2004年度）に比べ5%削減
雨水貯留槽購入費補助件数	平成27年度（2015年度）に延べ380件
浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数	平成27年度（2015年度）に延べ140件

水資源を市域の中で循環利用するため、家庭、事業所、公共施設における節水、雨水の利用や地下浸透に努めるとともに、風呂の水を洗濯に利用するなど、一度使用した水の再利用も勧めています。

特に災害時に避難場所となる施設や普及啓発効果の高い公共施設については、新築・改修時に雨水利用システムの導入を図っています。

平成27年度末、雨水貯留槽購入費補助件数は累計428件、浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数は累計132件です。



グラフ 6-2 鎌倉市内の上水使用量の推移

※神奈川県企業庁水道事業統計年報より

(1) 上水の節水の推進

雨水貯留槽などの雨水利用設備の導入により、植木の散水などの雑用水として有効に利用することは、節水を行う上でも重要です。

鎌倉市では、雨水利用を積極的に進めるため、次のとおり助成制度を実施しています。

●雨水貯留槽の設置

〈環境政策課〉

雨水貯留槽は、屋根に降った雨水を貯めて、庭の散水などに利用し、雨水浸透施設は、雨水を地下に浸透させ、地下水などの水資源を作り出す施設です。

鎌倉市雨水貯留浸透施設の設置に係る補助金交付制度を平成9年1月に創設して、雨水貯留槽及び雨水浸透施設の2つの施設に補助金を交付していました。しかしながら、平成14年度に18件、平成15年度に16件しか交付することができませんでした。このことを踏まえて、平成16年3月に制度の見直しを行い、平成16年度からは、補助対象を雨水貯留槽のみとし、それまで容量によって2段階（100ℓ以上200ℓ未満：補助金限度額25,000円及び200ℓ以上：補助金限度額30,000円）に分けていましたが、100ℓ以上600ℓまでの地上据置型に一本化しました。また、標準工事費を廃止し雨水貯留槽本体購入価格の2分の1か2万円のうちどちらか少ない額を補助額としました。

さらに、1家屋につき2個までとしていたものも、1家屋1個を補助対象にしました。

雨水浸透施設の補助金交付件数は、表6-10、雨水貯留槽の補助金交付件数は表6-11のとおりです。

また、平成27年度末現在、雨水貯留槽購入費補助件数は累計428件です。

※本補助は、計画の指標で示した目標件数を達成し、昨今の状況より雨水の健全な循環が温暖化適応策としての効果が期待できることから、平成27年度をもって本事業を終了しています。

表 6-10 雨水浸透施設補助金交付件数

浸透ますの種類	補助金限度額	平成9～15年度累計(件)
コンクリート製	20,000円	14
合成樹脂製	10,000円	19
合 計		33

表 6-11 雨水貯留槽補助金交付件数

単位：件

平成9～22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
244	54	40	34	29	27	428

●浄化槽雨水貯留施設の設置

〈下水道河川課〉

鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱（平成7年9月）により、公共下水道に接続する排水設備工事の際、不用となる浄化槽に雨水管を接続して、雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付しています。これまでの実績は、表6-10のとおりです。

表 6-12 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数

単位：件

補助金 限度額	平成7年～ 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
40,000円	131	0	1	0	0	132

●市施設における雨水の利用

＜環境政策課＞

鎌倉市では表6-13のとおり、各公共施設で雨水利用を進めています。こうした取組は上水の浄化・配水過程で使われるエネルギーや物質の投入を削減することにつながります。

表 6-13 市施設の雨水利用状況

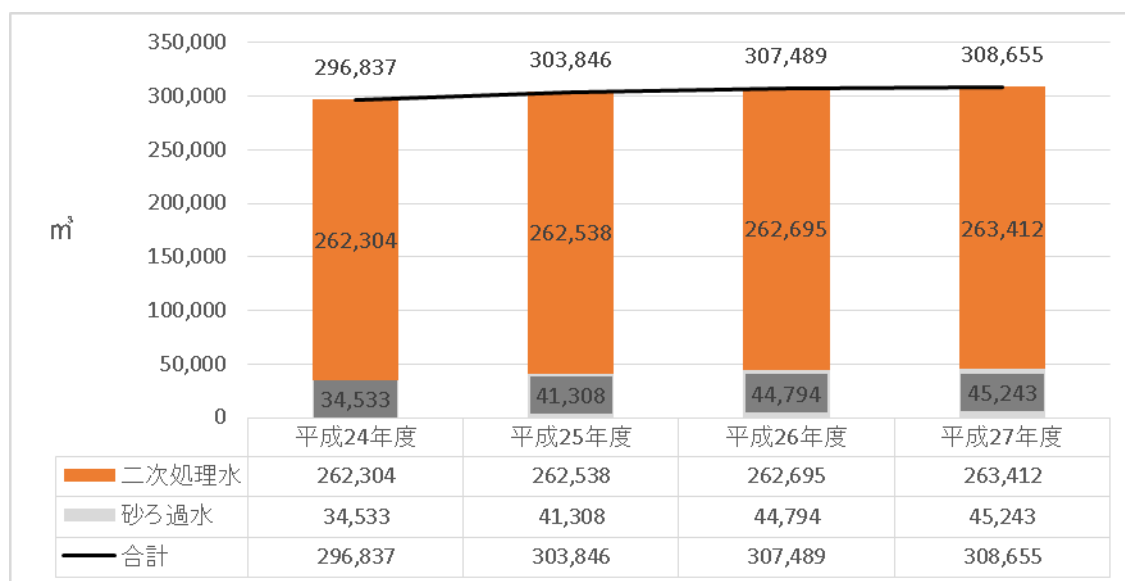
	原 水	供給能力 (m ³)	利用用途
笛田リサイクルセンター	雨水	69	トイレ・散水
中央公園管理事務所棟	雨水	51	トイレ
諏訪ヶ谷住宅集会所	雨水	22	トイレ
台在宅福祉サービスセンター	雨水・地下水	202	トイレ・消火水槽
腰越行政センター	雨水	100	トイレ
合 計		444	

●市施設における水の再利用

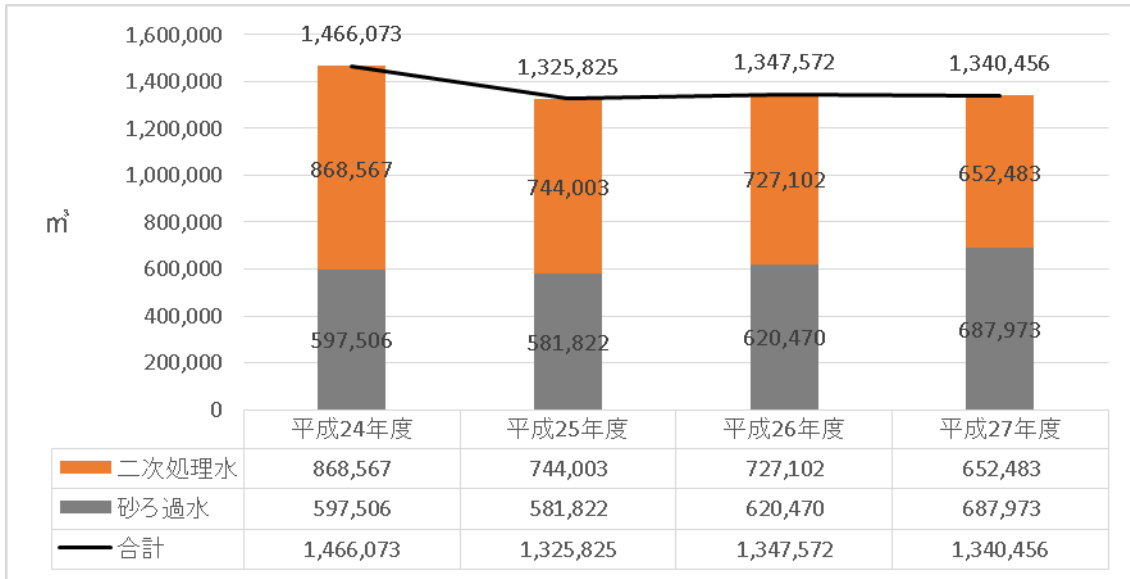
＜浄化センター＞

七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターでは、下水道汚水の処理水を、グラフ6-3及びグラフ6-4のように使用しています。利用状況としては、二次処理水を消泡水として、また、砂ろ過水（処理水を砂ろ過設備に通した水）を汚泥脱水機ろ布洗浄水、雑用水等として利用しています。

さらに、山崎浄化センターでは、鎌倉武道館のトイレ洗浄水して砂ろ過水を利用しています。



グラフ 6-3 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用



グラフ 6-4 山崎浄化センター処理水の再利用

(2) 雨水の地下浸透の推進

近年、開発による都市化が進み自然の恵みである雨水が地下に浸透しにくくなり、地下水のかん養能力が年々低下しています。地下水かん養能力の低下は、地下水の過剰利用とともに地下水位低下の原因となり、地盤沈下を引き起こします。こうした中で、水資源対策、洪水対策、防水対策として雨水の地下浸透の有効性が注目を集めるようになってきました。

3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）

目標：家庭や事業所における省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入を促進します。

◆目標達成するための指標

市役所年間電気使用量	平成27年度（2015年度）に平成23年度（2011年度）に比べて4%削減
市内の電気自動車普及台数	平成27年度（2015年度）に300台
太陽光発電系統連系市域における年間電力量	平成27年度（2015年度）に14,465MWh
市内の家庭用燃料電池設置台数	平成27年度（2015年度）に500台

東日本大震災を契機にエネルギー需給のあり方に関心が高まるなど社会的状況等を踏まえ、平成25年度に鎌倉市環境基本計画第2期改訂版を一部改訂しました。目標の項目⑭「エネルギーの有効利用」の現状と課題、目標を達成するための指標他全般的に見直しを行いました。

目標を達成するための指標に対する平成26年度の達成状況は以下のとおりです。

市役所年間電気使用量は、平成26年度33,238,817 kWhで平成23年度に比べ8.6%減少しています。年ごとの寒暖差に電気使用量が左右されることもあるため、今後も市役所の省エネルギー化を推進します。

太陽光発電系統連系による市域における年間発電量は8,774MWhで平成27年度の指標に対して60.7%です。

表 6-14 市役所年間電気使用量等の推移

目標を達成するための指標		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度 (目標値)
市役所年間電気使用量	平成27年度に平成23年度に比べて4%削減	36,366,043	36,583,160	36,862,888	33,250,668	33,238,817	34,911,401
		-	0.6%	1.4%	-8.6%	-8.6%	-
市内の電気自動車普及台数	平成27年度に300台	59	78	153	182	196	300
		19.7%	26.0%	51.0%	60.7%	65.3%	-
太陽光発電系統連系市域における年間電力量	平成27年度14,465MWh	3,556	4,850	6,351	7,727	8,774	14,465
		24.6%	33.5%	43.9%	53.4%	60.7%	-
市内の家庭用燃料電池設置台数	平成27年度に500台	121	219	365	492	510	500
		24.2%	43.8%	73.0%	98.4%	102.0%	-

※%は平成27年度目標値を100とした指数。(市役所年間電気使用量については、平成23年度に対する増減率)
 ※市内の電気自動車普及台数は平成25年度実績値から統計の信頼性向上のための推計方法の見直しを行った。
 ※太陽光発電系統連系市域における年間電力量は固定価格買取制度情報公表用ウェブサイトの市域の系統連系された設備の発電容量の数値から年間の発電量を推計している。

(1) 事業所における省エネルギーの推進

石油危機を契機として経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械・器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるため、昭和54年にエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」)が制定され、平成10年5月には温室効果ガス排出量削減の観点から、エネルギー使用の徹底した合理化の推進を目的に改正されました。

また、京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び、住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずることとして、一部改正され、平成18年4月1日に施行されました。

さらに、平成20年5月の改正により大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられ、いままで工場や事業所単位だったエネルギー管理が企業単位になりました。それに対応すべく、本市において庁内に省エネルギー検討会を設置し省エネルギーの取組に向けた庁内体制を整備しました。

平成22年度に省エネ法に基づき関東経済産業局から特定事業者として鎌倉市役所、教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場として浄化センターが指定され、使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書を提出しました。

鎌倉市役所全体のエネルギー使用量の把握や、平成22年度から平成26年度の5年間で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努め、平成27年度も引き続き省エネルギーの推進に努めました。

●鎌倉市エネルギー施策推進委員会の設置

〈環境政策課〉

本市のエネルギー施策推進のための取組方針を示し、実現可能な施策から順次事業展開を図り、本市の実情に即したエネルギー施策を的確に推進していくための組織として、両副市長と関係部長6名で構成される鎌倉市エネルギー施策推進委員会を平成24年9月に設置しました。平成25年度は関係部長3名を新たに委員として追加しました。平成27年3月24日に、平成27年度第1回エネルギー施策推進委員会を開催し、「平成26年度エネルギー関連施策の実施状況報告について」「鎌倉市ごみ焼却施設におけるエネルギー活用の検討について」の評価を行いました。

●市施設における省エネルギーの取組

〈管財課〉〈環境政策課〉

市役所では、平成7年から「環境にやさしい事業所」を目指し、空調の適温化、執務時間以外の消灯、省エネタイプの事務機器の導入などによる「エコオフィス化」を進めてきました。鎌倉市役所は、平成16年2月に「かまくらエコアクション21」に参加登録し、温室効果ガスの排出量低減のために、事務室等における電気使用量削減を個別目標の一つに定め、取り組んでいます。本庁舎の電気・ガス使用量は表6-14のとおり、基準年(平成15年度)に比べ平成26年度は、電気使用量が13.5%削減、水道使用量は13.2%、ガス使用量は、平成17年度の途中からボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度を基準年とし、33.2%削減しています。

その他、市役所としてはマイカー通勤から公共交通機関への切り替え、アイドリングストップ運動、ノーカーデー、低公害車の導入など、燃料の節約による省エネルギーの取組も行っています。

表 6-15 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1㎡当たり)

年 度 \ 項 目	電気(kWh/㎡)	ガス(m ³ /㎡)	水道(m ³ /㎡)
平成15年度	110.6 (100.0)	1.46	1.44(100.0)
平成16年度	115.1 (104.1)	1.33	1.34 (93.1)
平成17年度	120.6 (109.0)	3.46	1.34 (93.1)
平成18年度	109.4 (98.9)	*7.48 (100.0)	1.40 (97.2)
平成19年度	113.3 (102.4)	*6.90 (92.2)	1.34 (93.1)
平成20年度	113.7 (102.8)	*6.75 (90.2)	1.19 (82.6)
平成21年度	113.7 (102.8)	*6.57 (87.8)	1.26 (87.5)
平成22年度	115.2 (104.2)	*6.28 (84.0)	1.31 (91.0)
平成23年度	84.7 (76.6)	*5.26 (70.3)	1.25 (86.8)
平成24年度	92.7 (83.8)	*5.56 (74.3)	1.34 (93.1)
平成25年度	95.9 (86.7)	*5.01 (66.9)	1.32 (91.6)
平成26年度	95.7 (86.5)	*5.00 (66.8)	1.25 (86.8)
平成27年度	96.5 (87.3)	*4.01 (53.6)	1.10 (76.4)

()内は平成15年度を100とした指数

* 平成17年度途中から、ボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度を基準年として、指数100とします。

●市施設における省エネルギー機器等の導入

<環境政策課>

①公共施設の蛍光灯をLED等に変更する事業

平成24年度は、コストメリットが出る条件として、週5日以上かつ1日16時間以上、週7日かつ1日12時間以上の点灯がある蛍光灯を対象として選定を行い、平成26年度に市施設照明のうち、コストメリットが見込まれる10施設（4行政センター、鎌倉生涯学習センター、消防本部他4施設）の照明合計2,164本のLED化を実施しました。

②防犯灯のLED等省エネ型化事業

平成24年度に、市内の防犯灯約17,000本をESCO事業等により、LED化することについて検討しましたが、防犯灯の把握・管理が不十分であること、防犯灯の所有・管理が自治体でないことなどの課題があるため、継続して他市事例を踏まえつつ、鎌倉市での実現可能性を検証することとしました。

平成25年度は、引き続き検討を行い、最終的にはESCO事業等により防犯灯をLED化することを決定し、平成26年度には自治町内会への周知を行いました。

平成27年度は、防犯灯を維持管理する自治・町内会等157団体から合計16,001灯の防犯灯の移管を受け、このうち14,512灯についてLED型防犯灯への交換工事を平成27年9月から平成28年2月末にかけて実施しました。なお、残りの1,489灯については、既に自治・町内会等でLED化されたものであったため、交換の対象外です。

③公共施設へのデマンドメーター導入事業

契約電力が500kW以上の5施設（本庁舎、鎌倉芸術館、名越クリーンセンター、山崎浄化センター、七里ガ浜浄化センター）については、デマンドメーターが設置されており、デマンド管理が行われています。

また平成26年度には、太陽光屋根貸し事業により市内3小中学校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校）にデマンド計測器を設置しました。平成27年度は導入なし。

●省エネルギー等の利用促進

＜建築住宅課＞

鎌倉市では、新設・改修工事において、LED照明器具の使用、廊下・トイレの照明を人感センサーにより点灯及び、節水器具（節水型便器、自動水洗等）の採用等、環境負荷の低減を考慮した設計に心がけ、省エネルギー製品を積極的に採用しています。

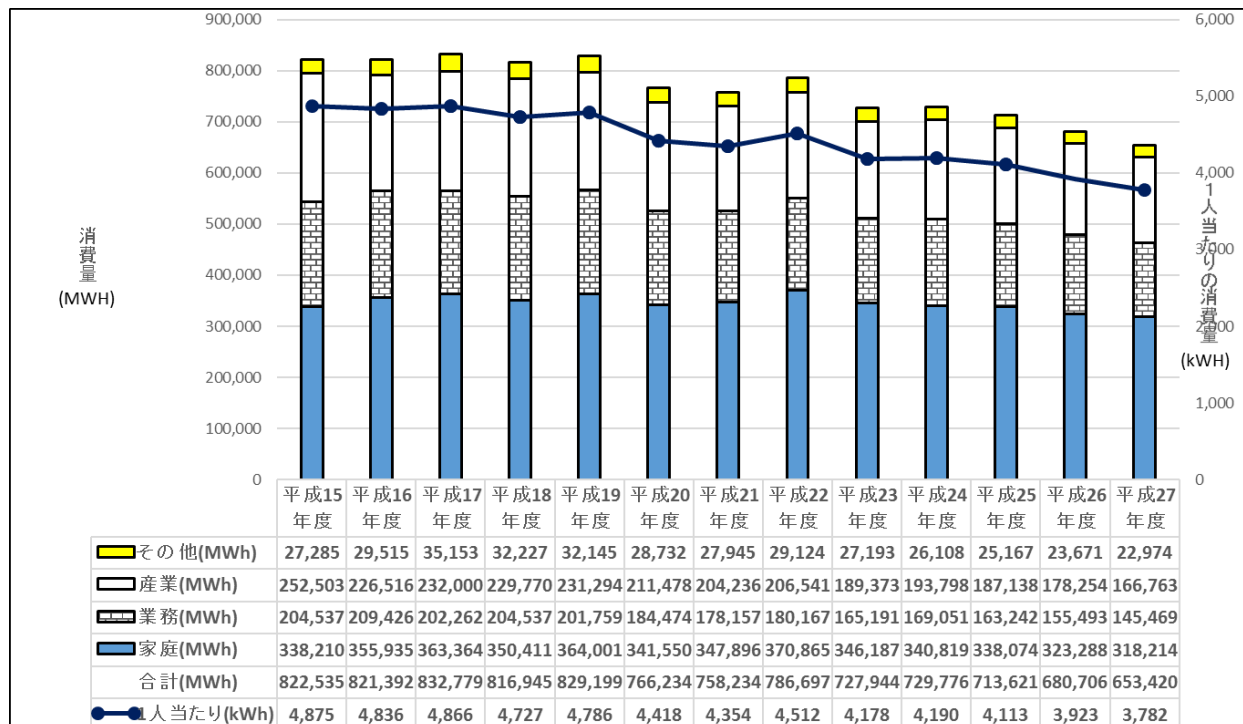
（2） 家庭における省エネルギーの推進

●省エネルギーの普及啓発

＜市民・事業者＞＜環境政策課＞

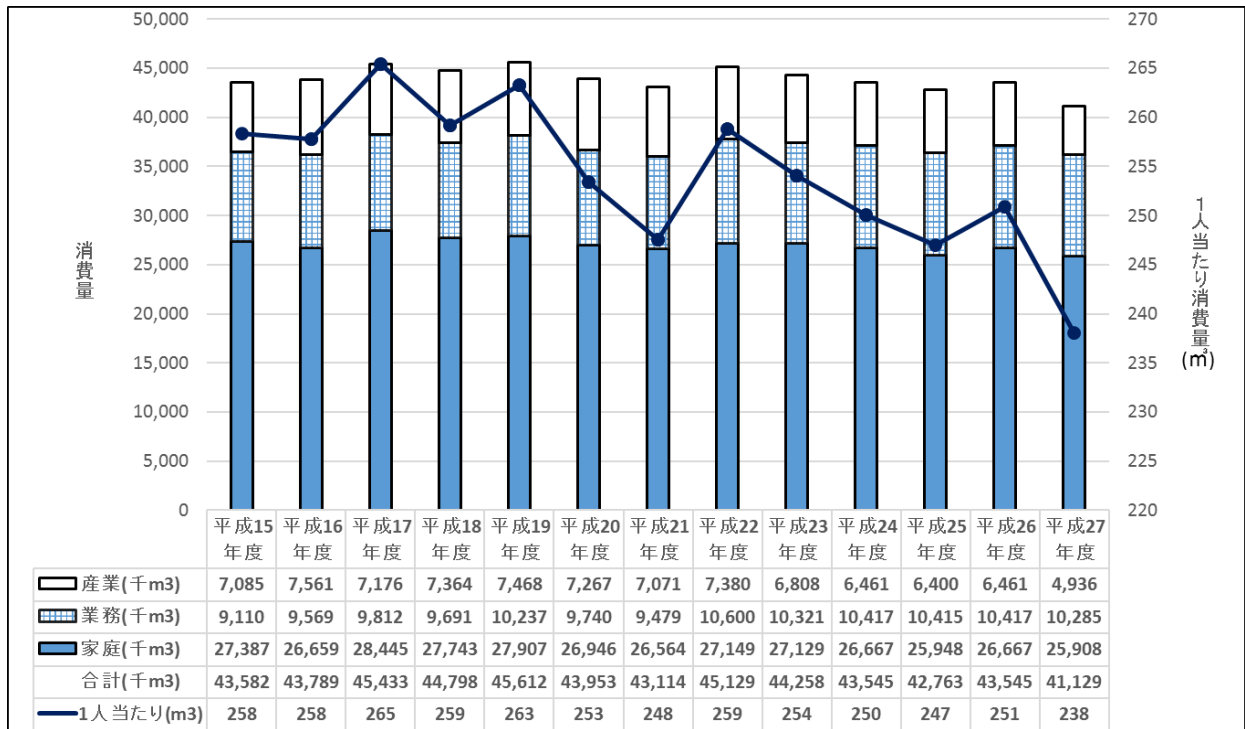
鎌倉市では「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を平成20年3月に策定、平成23年3月に改訂をし、同計画を推進するため市民、事業者、環境保全団体の各主体で構成された「かまくら環境保全推進会議」のエコライフ認識プロジェクトにおいて省エネルギーを含めた地球温暖化対策の取組の重要性の認識を高めるため、緑のカーテン設置による省エネ対策のために緑のカーテン栽培講座を開催し、ゴーヤ苗の無料配布や、映画会、イベント、パネル展示、環境学習等、広報紙やホームページなどによる情報提供による普及啓発を行いました。

鎌倉市域における用途別の電力・ガス消費量の推移はグラフ6-5及びグラフ6-6のとおりです。



グラフ 6-5 用途別年間電力消費量の推移（過去10年）

東京電力(株)藤沢支社資料より推計（参考値）



グラフ 6-6 用途別年間ガス消費量の推移

東京ガス(株)神奈川西支店資料より

(3) 再生可能エネルギー等の導入

再生可能エネルギー等とは、太陽、風力、バイオマス、水力、地熱、海洋資源などから生成される「再生可能エネルギー」のうち、その普及のために支援を必要とするものを指します。地球温暖化の原因になる二酸化炭素の排出抑制のため、「省エネルギー」対策と平行して「再生可能エネルギー等」の導入を進めていくことも重要です。

長期的な視点で見た場合、再生可能エネルギー等の導入による環境負荷の低減が期待されますが、他のエネルギーと比較してコストが高く、しかも太陽、風力などは自然条件に左右されます。今後、導入や利用等を促進させるため、技術開発や普及のための取組が進められています。

●再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費の補助

＜環境政策課＞

平成21年度から、地球温暖化の防止に向け、また再生可能エネルギー・省エネ機器等の普及を図るため、住宅用太陽光発電システムなど再生可能エネルギー・省エネ機器等の設備を設置する市民を対象に設置費用の一部を補助する制度を設けています。平成26年度は制度内容を改め、HEMS機器の設置を必須とし、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車充電設備を設置する世帯に対して補助を行いました。また、27年度には、電気自動車の購入に対する補助を新たに加えました。

表 6-16 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数

	平成21, 22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
件数(件)	105	105	200	133	27	39	609

●市施設における再生可能エネルギー等の導入

<環境政策課>

①市施設における廃棄物エネルギーの導入

市の施設では表6-17のとおり、廃棄物エネルギーを有効利用するための設備を導入しています。

表 6-17 廃棄物エネルギー導入施設

施設名	設備	導入時期
名越クリーンセンター	施設内給湯	昭和58年2月

②市施設における再生可能エネルギー等（太陽光発電）の導入

平成24年度は、再生可能エネルギーの導入促進、学校教育の活用、非常用電源確保などの有効利用を図ることを目的として、太陽光発電屋根貸し事業を実施することを決定しました。対象施設は、建築面積が、1,000㎡以上、昭和56年以降の建築、新耐震・耐震補強済みの建物等の条件により、適地として小中学校4校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校、岩瀬中学校）を選定しました。

平成25年度は、上記4校を対象施設として、屋根の使用を希望する事業者を8月から公募し、選考委員会によるヒアリングを経て10月に事業者を決定しました。発電出力は4施設合計で217.98kWの発電量設備を導入済みです。年間発電量は約23万5千kWhと推計されます。（約70世帯分の電力）

屋根貸しによる使用料収入が年間約24万円あるほか、屋根の防水工事が事業者の負担で実施されました（小坂小、植木小、手広中は全面塗布防水、岩瀬中は一部塗布防水）。また、非常時には発電された電気を市が無償で使用できるなどの利点があります。太陽光発電屋根貸し事業によって設置された設備を含む、市の施設での太陽光を有効利用するための設備の導入状況は表6-18のとおりです。

表 6-18 再生可能エネルギー等（太陽光発電）導入施設

施設名	発電容量	平成27年度の 発電量	設備	導入時期
鎌倉中央公園	18W	測定不可	外灯 1基	平成8年一月
市営諏訪ガ谷ハイツ	90W	測定不可	外灯 5基	平成8年一月
笛田リサイクルセンター	4 kW	4,304kWh	系統照明	平成9年2月
たまなわ交流センター	9 kW	測定不可	館内電力	平成10年5月
深沢中学校	10kW	1,065kWh	校内電力	平成22年3月
防災備蓄倉庫	約60W	測定不可	倉庫内換気・照明	平成22年一月
第二中学校	3.35kW	測定不可	校内電力	平成23年2月
第一子ども会館・たいいち子どもの家	2.16kW	168kWh	館内照明ほか	平成24年12月
植木小学校	42.90kW	52,528kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年9月
小坂小学校	42.12kW	52,203kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年9月
岩瀬中学校	51.84kW	61,133kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年8月
手広中学校	81.12kW	91,731kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年10月

③市施設における再生可能エネルギー等（太陽熱）の導入

市の施設では表 6-19のとおり、太陽熱を有効利用するための設備を導入しています。

表 6-19 再生可能エネルギー等（太陽熱）導入施設

施設名	設備	導入時期
今泉さわやかセンター	太陽熱利用（給湯）	昭和62年3月
笛田リサイクルセンター	太陽熱利用（給湯・暖房）	平成9年2月
御成小学校	太陽熱利用（暖房）	平成10年3月
腰越行政センター	太陽熱利用（暖房）	平成11年2月

●再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業 <環境政策課>

再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業は、国の交付金を活用して市の施設に再生可能エネルギーや未利用エネルギー、蓄電池等を導入し、防災拠点の機能向上を図り、災害に強いまちづくりを進める事業です。この基金を活用して市の施設に太陽光発電設備や蓄電池の設置を実施しました。

表 6-20 グリーンニューディール事業

施設名	設備	容量・規格	導入時期	平成27年度発電量
玉縄行政センター	太陽光発電設備 蓄電池	10 kW 10 kW	平成26年度	10,726kWh

●電気自動車（EV）の普及促進 <環境政策課>

電気自動車はガソリン車に比べて環境負荷の少ない移動手段として、低炭素社会の構築に向けて普及が期待されています。市ではEVを4台公用車として新たに導入することを決定し、平成24年度に4年リースにより導入しました。また、1,500W電源供給装置を既存のEV2台と併せて6台に搭載しました。この装置を使用すれば、EVのバッテリーから電力供給ができるため、災害等の際に非常用電源として活用できます。またさらなる普及を図るため、本庁舎に設置している急速充電器を無料開放しています。

さらに平成24年度からは、電気自動車を所有する市民を対象に本庁舎（土・日曜日、休日）と鎌倉芸術館の駐車場の無料利用券を交付する「鎌倉市電気自動車利用時の駐車場料金の免除事業」を実施しています。平成27年度における駐車場利用券交付者数は、44名。交付者の駐車場利用回数は鎌倉市役所駐車場が44回、鎌倉芸術館が134回でした。なお、電気自動車の購入を促進するため、「再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金」の中で補助対象としたことから、本事業は平成27年度をもって廃止しています。



写真 6-2 電気自動車からの電気供給

第7章 環境教育の推進

1 環境教育（目標の項目⑮）

目標：環境保全の重要性を認識し、自ら意欲的に行動し、活動の場を広げていけるよう、体系的な環境教育を推進します。

◆目標達成するための指標

環境教育推進計画の運用 環境教育アドバイザー等派遣人数	平成27年度までに延べ1,700人
--------------------------------	-------------------

持続可能な社会を構築していくためには、すべての人が様々な場所で環境保全に向けた実効性のある取組を実践することが必要であり、このためにはすべての人を対象とした環境教育の充実が不可欠であることから、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）」が制定され、平成23年には協働取組の推進等を盛り込み、題名を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正されました。

自然的環境と歴史的環境に恵まれた本市では、環境に対する市民の意識が高く、幅広い分野で市民による自発的な環境保全活動が行われています。

今後は、地域の身近な環境に関する環境教育を推進するとともに、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働や、地球温暖化問題など地球環境を視野に入れた環境教育について、なお一層充実させることが必要です。

本市では、平成19年12月に「鎌倉市環境教育推進計画」を策定し、学校等へ環境に関する専門的な知識を有する環境教育アドバイザーを派遣するなど、環境に関する講習会を実施し環境教育の推進を図っています。（※「鎌倉市環境教育推進計画」は平成27年度までが計画期間であったため、平成28年3月に「鎌倉市環境教育行動計画」を策定し、平成28年度以降、同計画を推進しています。）

平成27年度末、環境アドバイザー等の派遣人数は延べ1,989人です。

（1）環境教育をする場、素材の整備

●生涯学習ガイドブック

＜教育総務課＞

毎年発行している「生涯学習ガイドブック」には、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、どんなことでも学べるように、講座・催し物、自主学習グループ・サークル、生涯学習指導者などの情報が掲載されています。また、この生涯学習ガイドブックでは、自然や環境の分野にかかわりのある講座・催し物・グループ等の情報についても紹介しています。

●教育資料の刊行

＜教育センター＞

学校における学習資料など、環境分野の教材の充実に努めています。小学校3・4年生社会科学習資料「かまくら」や中学校社会科学習資料「私たちの鎌倉」、中学校理科学習資料「鎌倉の自然」において、市の環境政策の概要や市内に生息する動植物・地質などについて紹介しています。

●子ども酸性雨調査

〈環境保全課〉

子どもたちが調査を通じて大気環境の実態を学習し、大気保全の重要性を理解することを目指し、市内の小中学校等を対象に酸性雨調査を平成9年度から毎年実施しています。平成27年度は、15の小中学校等、420名が参加しました。

調査の結果、酸性雨のpHはここ数年横ばいの状況が続いています。児童・生徒たちからは、「自分たちで酸性雨を調査できるのがすごいと思った。」「何が原因で変化するのか知りたい。」「酸性雨の問題が身近なことなんだと思った。」などの感想が寄せられました。

酸性雨調査結果はパンフレットにまとめ、調査に参加していただいた生徒へ配布するなど環境学習の資料として使用しています。

表 7-1 子ども酸性雨調査参加者数とpH平均値

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
参加者数(人)	778	794	962	479	420
pH全校平均値	5.4	5.3	5.7	5.4	5.4



写真 7-1 酸性雨パンフレット

(2) 啓発の推進、環境教育の実践

●広報かまくら

〈秘書広報課〉

市の情報提供媒体として、原則毎月2回発行している広報紙「広報かまくら」があります。平成27年度中の主な環境関連情報記事として、クリーンアップかまくら開催、清掃施設の理化学検査結果、光化学スモッグへの注意喚起、防犯灯のLED化事業の推進、腹膜透析実施者・ストーマ装具使用者に有料袋を配布、生ごみ処理機直接販売、電気自動車利用者の駐車場料金免除、環境調査の結果、こちら環境通信局(連載)、かまくら環境白書発行、新ごみ焼却施設の建設候補地の選定、ごみ焼却施設基本計画への意見募集、ごみの持ち込み事前予約制、環境ポスター募集などを掲載しました。

●鎌倉ごみ減量通信

<ごみ減量対策課>

鎌倉市のごみ減量・資源化施策の紹介する鎌倉ごみ減量通信を、年3回の通常号、また、年1回特集号を発行しました。

●J:COM湘南

<秘書広報課>

ケーブルテレビ「J:COM湘南」の「鎌倉市からのお知らせ」として、毎月1日～15日、16日～その月の末日の各約15日を1サイクルとして1日4回、週28回の放映を行い、市の環境政策などの様々な情報について紹介しています。平成27年度中の環境関連情報の放送として、新ごみ焼却施設の建設候補地の選定、スマートエネルギー都市・鎌倉などを放送しました。

●かまくらFM

<秘書広報課>

かまくらFMの市政情報番組「かまくらじお」でも、市の環境政策などの様々な情報について放送しています。放送は月曜日～金曜日は1日6回、土・日曜日は1日2回です。

●市ホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)

<秘書広報課>

インターネットを活用し、環境関連など様々な情報を発信しています。従来、紙媒体で提供していた情報から電子情報への切り替えによる紙資源の節減などを通じて循環型社会の形成に役立っています。

また、生活環境のページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/seikatsu/index.html>) では、「鎌倉市の環境政策」、「環境調査データ集」などのデータのほか、その時々々の環境トピックスも掲載しています。あわせて環境計画のページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/seikatsu/kankyouseisaku/kankyokeikaku/index.html>) では、「かまくら環境白書」などの各計画について掲載しています。

なお、ごみ・リサイクルのページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/gomi/index.html>) でも、「資源物とごみの分け方・出し方」などを掲載し、循環型社会の形成に向けて情報を公開しています。

●facebookページ(鎌倉市役所日記) (<https://www.facebook.com/kamakuracity.hisyokoho>)

<秘書広報課>

主に行政情報をお知らせしている鎌倉市役所日記は、省エネに関する講座、市内の清掃・環境保全活動などを掲載しています。鎌倉市役所日記自体の更新頻度は、市役所開庁日であれば1日1回以上ですが、環境に関する催し物の開催日時等によって、随時更新しています。

●秘書広報課twitter (https://twitter.com/kamakura_koho)

<秘書広報課>

市ホームページのトップページある「お知らせ」欄や広報かまくらに掲載された情報を、秘書広報課のtwitterにも掲載しています。twitterには掲載できる文字数に限りがあるので、市ホームページのアドレスを掲載し、詳細は各ページで確認できるようにしています。

●Youtube (<https://www.youtube.com/user/KamakuraOfficial>)

<秘書広報課>

市の公式アカウントで、J:COM湘南で放送していた市政情報番組「鎌倉市からのお知らせ」や市長記者会見などを掲載しています。環境政策などの様々な情報についても、引き続き掲載しています。

●市民便利帳

<秘書広報課>

市民便利帳は市役所の窓口などの行政情報や日常生活に役立つよう作成された冊子で、2015-2016年版は平成28年2月に発行しました。冊子中ほどにある特集ページでは、ごみ減量への取り組みを掲載し、特集ページに続いて行政ページでは、資源物の収集方法や生ごみ処理機の助成制度などを掲載しています。

●環境に関する図書館資料の充実

<中央図書館>

鎌倉市図書館には、環境をテーマとした資料が3,832点(図書3,491点、雑誌212点、AV資料129点)(平成28年3月現在)あり、市民の環境学習を支援しています。

●学校における環境教育の取組

〈教育指導課・環境政策課〉

身近な自然環境や生活環境等に興味を持ち、環境保全に対する認識を深めたり、行動力等を身に付けたりするという、いわゆる「生きる力」の育成に視点を置きながら、地球環境の問題や、リサイクル、ごみ問題などをテーマにして、市内小・中学校において、総合的な学習の時間での環境教育・学習の充実を図っています。また、私立学校、公立高等学校においても環境教育の推進を図っています。

表 7-2 公立小・中学校における環境教育の取組

学 校 名	内 容	学 年
第一小学校	ビオトープづくり	全学年
	海・野山で自然と触れ合う	1～3年
	稲、野菜、花の栽培	1～5年
	環境学習（ごみとリサイクル）	3・4年
	地域清掃（クリーンかまくらキャンペーン）	3年
第二小学校	稲、野菜、花の栽培	1～6年
	環境学習（ごみ問題・リサイクル）	4年
	酸性雨調査	6年
御成小学校	環境学習（ごみの分別）	全学年
	環境学習 水の学習	4年
	野菜の栽培・無農薬野菜について	1～4年
稲刈カ崎学校	稲・野菜の栽培	3～5年
	生物の飼育	3年
	牛乳パックリサイクル	全学年
	湧水・川・海の調査	3・4年
	地域の自然調査	3・4年
七里ガ浜小学校	生物の飼育、稲・植物の栽培と収穫	全学年
	広町の自然と触れ合う	1～5年
腰越小学校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	生物の飼育	3年
	上下水道について	4年
深沢小学校	稲・野菜・草花の栽培と収穫	全学年
	環境学習（酸性雨について）	6年
	環境学習（ごみ問題）	4年
	地域の自然調査	4年
	谷戸の活動	6年
小坂小学校	稲の栽培	5年
	野菜の栽培・収穫	若竹級
	湧き水・水の学習	3・4年
	環境学習（環境政策課出前授業：ゴミについて）	4年
玉縄小学校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	農家の訪問と調べ学習	3年
	環境学習（出前授業・ごみ問題）	4年
山崎小学校	地域の自然観察	4・5・6年
	稲・野菜の栽培	1～6年
	生物の飼育（カイコの飼育）	3年

学 校 名	内 容	学 年
西鎌倉小学校	稲・野菜・花の栽培	1・2・5年
	自然との触れ合い・観察	1・2年
	生物の飼育	2年
	環境学習（資源循環課出前授業・浄化センター・クリーンセンター見学）	4年
	ごみと水について	5年
今泉小学校	稲の栽培	5年
	野菜の栽培	2・5・6年 年
	環境学習（出前授業・ごみの話）	4年
	環境学習（出前授業・地球温暖化）	5年
富士塚小学校	稲・野菜・花・へちま栽培	1・2・5年
	牛乳パックリサイクル	全学年
	植物栽培、畑づくり	1・2・5年
富士塚小学校	中央公園の自然と触れ合う	1年
	環境学習（水・ごみの調査・学習）、グリーンマップづくり	4年
	落書き消し	6年
関谷小学校	稲・野菜・草花の栽培	全学年
大船小学校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	環境学習（ごみについて）	4年
	水について	5年
植木小学校	野菜の栽培	1・2・5・6年
	ごみの分別収集を通じてごみ問題を考える	全学年
第一中学校	環境学習（修学旅行やキャンプで自然や環境保全の必要性について）	2・3年
	海の教室	1年
第二中学校	グリーンコースの整備	全学年
	身近な自然環境の保全活動	1・3年
	作物の栽培	1年
御成中学校	さつまいも栽培、学校林の手入れ	1年
	南斜面の整備	2年
腰越中学校	作物の栽培・収穫	1年
	海や川の清掃	全学年
深沢中学校	校地緑化活動	全学年
手広中学校	エコ新聞づくり	1年
	地域清掃活動、リサイクル活動	全学年
	学校緑化・緑のボランティア	全学年
大船中学校	「郷土」をテーマとする調査・体験活動	全学年
玉縄中学校	環境をテーマとした調べ学習	1年
岩瀬中学校	地域の自然環境をテーマとした調べ学習	1年
	自然学習（里山の下草刈り）	3年

私立学校における環境教育の取組

学校名	鎌倉女子大学中・高等部	代表者	部長 志摩 尚平
住所	鎌倉市岩瀬 1420	TEL	0467-44-2113
FAX	0467-44-2209	担当者	中澤彩子、水上隆太、小柳まゆみ

取組状況

鎌倉女子大学中・高等部では、学校農園を活用した環境教育を平成18年から行っています。28年度もサツマイモ、ジャガイモ、ダイコンなどの作物栽培に挑戦し、農園で育てた作物を自分たちで調理して食べる活動を通して、「命を頂く」ということの本当の意味を学びます。

作物を食害する害虫対策としては、木酢液や竹酢液を使用し無農薬栽培を心がけています。また土に触れ自分たちの手で耕す中で、土壌の分解を担うミミズなどを見ることも貴重な経験となります。このように、作物栽培の初めから終わりまでの一連の過程に携わることにより、作物栽培の大変さや収穫する喜びを味わうことができます。



ジャガイモの土寄せ



サツマイモの収穫



サツマイモの調理



ダイコンの間引き

学 校 名	北鎌倉女子学園中学校・高等学校	代表者	瀧本 聡
-------	-----------------	-----	------

取組状況

鎌倉三大緑地のひとつである台峯緑地に囲まれ、自然に恵まれた本校では、中学1年生を中心として、その豊かな自然を利用して環境教育を行っています。まず、中学1年生時に学習する理科では「身近な植物の観察」を校内の広い野外にて行います。近頃の子どもたちにとっては珍しい様々な「野草」を観察することができます。また夏には野辺山合宿を行い、登山を通して北鎌倉とは大きく異なった自然に接しています。そして学年末には「北鎌倉の景観を後世に伝える基金」のボランティアの方々に講師をお願いして、北鎌倉山歩きを行います。身近に自然を感じることができ、耕地から自然に戻った遷移も実際に見ることができます。こうして一年を通して自然本来の姿を理解し、人間と自然の共存を学ぶ機会としています。

他に中学3年生が水質調査（COD）を学校周辺の野外、小袋谷川にて行います。そして生物実験室には、以前鎌倉市よりいただいた「鎌倉メダカ」が飼育展示されています。また科学部は、環境保全課で主催している酸性雨調査に毎年参加しています。高校1年生は学園内の芝地の植生調査も行っています。



中学1年 山歩きの様子

学 校 名	鎌倉女学院中・高等学校	代表者	錦 昭江
取組状況			
<p>中1</p> <p>「富士五湖周辺自然観察」で、2泊3日で次のような研修を行い、環境学の基礎として、自然に関心を持ってもらいました。</p> <p>第1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士湧水の里水族館にてワークシートを用いた淡水魚の観察 ・ インストラクターの解説を聞きながら、青木ヶ原樹海ウォーク <p>第2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトルを使って山中湖の生物を採集 ・ 山中湖畔に落ちている釣り糸の回収 ・ 山中湖をきれいにするための方法について話し合い、班ごとに発表 <p>第3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県環境科学研究所及び生物多様性センターの見学 <p>中3</p> <p>「環境」という授業を1年間行い、環境問題について班ごとに調べ、次のようなテーマで発表してもらいました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミとリサイクル ・ エネルギー問題 ・ 地球温暖化 等 <p>高2</p> <p>4泊5日の「フィールドワーク沖縄研修」で、事前のリサーチや事後のレポート提出を通して、沖縄の自然や環境問題について学びました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前リサーチでは、授業や書籍、インターネットで沖縄の環境問題について学びました。 ・ 4泊5日の研修ではマングローブの観察や海洋生物の観察を通して沖縄の自然を体験的に学びました。 ・ 事後のレポートでは、さんご礁の被害など海洋生物の問題について報告しました。 ・ 英語の授業の中で環境問題に取り組み、カナダの活動家のビデオを観て自分たちの意見を発表し合いました。 <p>高3</p> <p>英会話の授業の中で、4技能を使いながら、プレゼンテーションするプロジェクトの中に環境問題を取り上げ、ディベートをするグループがありました。</p> <p>中学生</p> <p>次の「土曜講座」で自然観察の仕方を学びました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ビーチコーミング」では、材木座海岸の漂流物を観察 ・ 「バードウォッチング」では、鎌倉八幡宮周辺の鳥の観察 			

学 校 名	鎌倉学園中学校・高等学校	代表者	竹内 博之
<p>取組状況</p> <p>本校では環境問題への取組の一環としてゴミの分別、清掃指導を生徒に行ない、その実施をさせています。また、問題意識を高めるためにホームルームの時間を使ってゴミにまつわる話をしていきます。それに加えて理科や国語の時間に授業の内容と関連づけて地球の温暖化、環境破壊といった内容の教育ビデオを見せたり、教材として取り上げたりして生徒たちが環境問題に関心を持つことも行なっています。体験学習としては中学1年生と2年生で6月の海開き前に鎌倉の材木座と由比ヶ浜の海岸清掃を実施しています。また、年に数回クラス単位で、道徳教育の一環として北鎌倉から本校までの通学路の清掃を実施しています。生徒たちにいかに多くのゴミが落ちているかを知ってもらうとともに自分たちはゴミを捨てないという意識を持ってもらおうと思っています。その他、環境問題に関心を持ってもらうために中学生には夏休みの宿題として美化に関するポスターの作成を課します。高校生ではインターアクト同好会や生徒会が中心となってボランティア活動の一環として鎌倉の通学路や海岸の清掃、さらに標識を磨くなどの活動もしています。</p>			

公立高等学校における環境教育の取組

学 校 名	神奈川県立大船高等学校	代表者	校長 鈴木 隆広
<p>取組状況</p> <p>大船高等学校は、六国見山の中腹に位置し、遠くには富士山や丹沢の山々が、近くには大船の街が一望できます。学校周辺は緑が多く、鳥の鳴き声も聞こえる静かで環境のよい学校です。そんな本校における環境教育に関するさまざまな取組みの中から、次の3点を紹介させていただきます。</p> <p>○ ごみの分別と資源化の取組みを地道に継続しています</p> <p>大船高校生徒会組織の一つである美化委員会では、年間を通して校内のごみの分別、リサイクル紙の回収、校内美化の促進などに取り組んでいます。今年度は特にごみの分別に力を入れ、美化委員が作成したポスターを掲示して意識の向上に努めています。</p> <p>各教室には燃えるごみ、プラごみ、缶、ペットボトル、紙パックなどのごみ箱とともに、リサイクル紙の回収箱を常設しています。紙ごみは捨てればごみだが、回収すれば資源となるという意識を一人でも多くの生徒が持ち、ごみの減量化などの環境問題に関心を持ってもらえるよう取り組んでいます。</p> <p>○ 家庭科では、環境に関する課題解決授業をおこなっています</p> <p>2年次には、夏休みに全生徒が自らの生活の中に課題を見つけ、解決に取り組む「ホームプロジェクト」をおこなっています。「捨てない魚料理」「ハッカで目指せクールな夏」「地産地消で夏バテ防止」など、今年度も環境問題に対する生徒自身の取り組みや工夫などに関するレポートが提出されました。それをお互いに発表し合うことで知識や体験を共有し、環境に関する諸問題や解決策等への更なる取組みのきっかけとなればよいと考えています。</p> <p>○ 保健の授業で、環境問題について学習しています</p> <p>2年次の保健の授業では、大気汚染や水質汚濁と健康への影響、産業廃棄物やごみの処理、食品衛生の問題などについて学習しています。特にごみ処理の問題では、処理の限界が近づいていること、ごみを資源として再利用すること、そのためにはごみの分別が重要であることなどについて学び、環境問題への関心や意識を高めています。グループ学習では、鎌倉市のごみ処理問題を具体例としてあげ、生徒に考えさせています。</p>			

学 校 名	神奈川県立鎌倉高等学校	代表者	真壁 広道
取組状況			
1) 公民科			
【現代社会】			
① 身近な問題から地球環境問題を認識し、先進国や発展途上国の主張の相違を踏まえ、環境問題に対する世界的取り組みや自分たちの環境に対して考察しました。また、わが国におけるナショナル・トラストのさががけとして、地元“鎌倉風致保存会”の活動についても触れ“Think Globally, Act Locally!”の意義について理解を深めました。			
② 資源・エネルギー問題に関して、資源の有効利用やエネルギーの効率的利用、循環型社会形成推進基本法と関係法を通じて、リサイクルの大切さや自分たちにできることは何かを考えました。			
③ 経済分野に関しては、特に企業の社会的責任(CSR)を取り上げ、ISO14000シリーズの取得、環境保護活動、環境配慮型商品の生産およびゼロエミッションなど、現代の企業が利潤追求を目的とするだけでなく、環境にも配慮した行動を求められる時代になっていることを認識しました。また、市場の失敗の中で、外部不経済の典型的な例としての、環境汚染、環境破壊を取り上げ、社会的費用をどのように負担すべきかを考察しました。			
【政治・経済】			
日本国憲法の基本原理である「基本的人権の保障」についての学習で、特に新しい人権としての環境権を取り上げ、いくつかの判例を通して問題点や対策を考察しました。			
2) 理科			
【生物基礎】			
「生態系とその保全」の単元で、環境保全や生物多様性の重要性について考察した。			
【化学基礎】			
「酸・塩基」の単元で、身近な物質のpHについて学習し、そのうえで酸性雨についてその性質と環境への影響について学習した。			
3) 英語			
【コミュニケーション英語Ⅱ】			
教科書の Inspired by Nature の文を読み、生物の構造や機能を模倣して新しいテクノロジーや製品を生み出す「バイオミメティクス」について学んだ。学んだ知識をもとに、「持続可能なエネルギー」との関連した新しい製品を生徒たちがデザインし、英語でポスターセッションを行った。製品をデザインする際には、どの国をターゲットにするのか、どのような環境問題を解決できるのかを考えた。			
4) 保健・体育			
【保健】			
「社会生活と健康」の単元において、私たちを取り巻く自然環境やそれを良好に維持するしくみや社会制度などを学習します。具体的には、①大気汚染、②土壌汚染・水質汚濁、③健康被害の防止と環境対策(健康被害を防ぐための認識と自らできること)④環境衛生活動のしくみと働き(環境汚染物質の発生を抑えるための社会的な対策)について理解を深めます。また、現代の環境問題と、それに対する取り組みについて、各自が調査し、レポートにまとめて発表を行います。			

5) 家庭科

【家庭基礎】

- ① 生徒の利用も多いコンビニエンスストアでは、食品の廃棄量は、全国で年間1,000億円規模であり、1ヶ月で1日分の売上高と等しい廃棄が出ている現状をふまえ、賞味期限や消費期限について正しく理解させ、家庭の味の重要性や食材選びの方法などを考えさせる授業を展開した。
- ② 環境にかかわる表示マークなどを提示し、消費者として、生活の中で意識し積極的に利用することで循環型社会を目指すことを展開している。

6) かまくら学

「かまくら学」とは、1年生の「総合的な学習の時間」を中心に実施され、「鎌倉」を学習の素材として豊かな教養を身に付けることを目標としている。鎌倉に関する講演会を開催して鎌倉に関する知識を深め、研究テーマを設定し、夏休みの予備調査や秋の「かまくら探索」などの学習を経て、1月に研究レポートを完成させる。

「かまくら学」の中の「協働メニュー」の活動では、市内のさまざまな市民団体の活動を1年生全員が実際に体験し市民活動について学ぶプログラムを設定している。その中でも史跡の草刈りや森林の手入れ、里山の再生など、地域との協働による環境保全活動の参加することで、鎌倉の自然や食文化、地形など、鎌倉の環境に関する研究テーマにつながる活動である。特に近隣の広町の森の保全活動には100名近い生徒が夏休みから冬休みのまでの間に参加している。

7) ボランティア活動(ボランティア委員会・地域貢献活動)

- ① ボランティア委員会の活動を中心に鎌倉風致保存会の活動に参加し、市民によって守られている鎌倉の自然について学ぶ機会を持った。
- ② 地域貢献の活動として、海岸清掃を中心とした地域清掃を行なった。

●夏休み子ども向け自然観察会

＜環境政策課＞

子どもたちが身近な動植物や地域の自然に触れ、環境について考えるきっかけづくりをすることにより、継続した環境保全行動の実践につなげることを目的に夏休み自然観察会を開催しています。

平成27年度は、小学生（幼稚園年長、年中含む）16名（保護者7名）が参加しました。



写真 7-2 夏休み子ども向け自然観察会

●環境教育の人材派遣

＜環境政策課＞

平成19年4月1日に体系的な環境教育の推進を図るため、学校等の環境教育の場へ環境に関する専門的な知識を有する又は活動経験を有する環境教育アドバイザーを派遣する制度を創設しました。平成27年度は、市内の小中学校、その他の団体に延べ36回環境教育アドバイザー等を1,710人派遣しました。

表 7-3 環境教育の人材派遣実績

	平成19 ～23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
回数 (回)	137	38	42	42	36	295
派遣人数 (人)	942	246	262	322	217	1,989
参加人数 (人)	10,423	2,361	2,317	2,277	1,710	19,088

●環境出前講座

＜環境政策課＞

主に小中学校からの要望に基づく環境出前講座を実施しました。講師は市職員と事業者で、平成27年度は2回開催し、受講者数は合計10人でした。

平成26年度は表7-4、表7-5のとおり実施しました。

表 7-4 環境出前講座実績

	平成21 ～23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
回数 (回)	26	6	6	4	2	44
受講者数 (人)	1,561	261	210	156	10	2,198

表 7-5 環境出前講座 平成27年度の内訳

No.	月日	対象	人数	場所	内容
1	7月13日	第二中学校	5	第二小学校	エネルギーの有効活用と電気自動車について
2	10月27日	箱根町立箱根中学校2年生	5	鎌倉市役所	ごみ問題について 鎌倉市の環境について
合計			10		

●環境保全に関する作品コンクール

＜環境保全課・みどり課・下水道河川課＞

夏休みの自由研究として、平成7年度から毎年、市内の小学校4～6年生と中学生を対象に環境保全に関するポスターの「作品コンクール」を実施しています。

平成27年度は「緑」（小学生4～6学年、中学生対象）と「まちの美化」（中学生対象）という二つのテーマで実施しました。応募作品（ポスター）は、緑に関するものが473点、まちの美化に関するものが410点で、その中から「緑」では40点、「美化」では26点が優秀作品として選ばれました。

小中学生及び一般の方を対象に9月10日の「下水道の日」にちなみ、公益社団法人日本下水道協会及び(株)日本水道新聞社主催で、「下水道いろいろコンクール」が実施されました。

鎌倉市下水道週間の取り組みとして、小学生から大人までを対象に下水道の役割を知っていただくために市が独自に作成した、ポスターを鎌倉市立の小中学校25校に掲示しました。

●環境保全関連講座の開催

＜青少年課＞＜教育総務課＞

市民を対象に、環境保全に関心を持ってもらうため、表7-7のとおり講座を開催しました。

表 7-6 環境保全関連講座開催状況

講座名	開催期日・主催	参加者数
鎌倉市の緑の保全と創造	平成27年7月7日 鎌倉生涯学習センター	28人
福島その後…低線量汚染を忘れることなく、明るい気持ちで生活！	平成28年3月5日 腰越学習センター	33人
おもしろ実験教室「環境」	10月24日（土） 鎌倉青少年会館	13人
楽しい科学実験教室「地球」	11月7日（土） 玉縄青少年会館	26人

●消費生活移動教室の開催

〈市民相談課〉

身近な生活知識（食の安全、住生活、金融商品の知識など）をテーマに取り上げて、学習の場を提供しています。平成27年度に開催した環境問題に関連した教室等の状況は表7-8のとおりです。

表 7-7 消費生活移動教室の概要（環境問題関連）

講座名	内 容	参加者
夏休み子ども教室 実験してみよう！台所排水の環境への影響・飲み物の甘さ	飲み残し、食べ残しによる排水が環境に与える影響を学ぶ。また、ジュースなどに含まれている糖分の量を実験によって確認する。	38人
夏休み子ども教室 あんどん作りで、LEDを学ぼう！	LED電球を使ったあんどんを作成する。LED電球の特徴や白熱電球、蛍光灯との違いを学び、省エネに対する意識を深める。	親子 15組 30人

●こどもエコクラブ

〈市民・事業者〉 〈環境保全課〉

次世代を担う子どもたちに対する環境保全活動・学習の場として、平成7年度から環境省が主唱して都道府県や市町村との連携で始まった「こどもエコクラブ」があります。こどもエコクラブは、子どもたちが自発的に楽しく継続的な活動を行うことを目的としています。

なお、市内のクラブ数は、表7-9のとおりです。

表 7-8 こどもエコクラブ登録数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
クラブ数	2	1	1	1
メンバー数	55人	46人	46人	45人

(3) 各主体の連携

「環境共生都市の創造」に向けた具体的な目標を達成していくためには、市民、事業者、滞在者、市のそれぞれが環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を理解することが重要です。市民団体等の協力を得て、環境教育・学習を推進するとともに、自発的な環境保全行動の取組を活性化し、その活動を広げ、地域社会全体に定着させていかなければなりません。

●環境保全団体活動に対する支援

〈環境保全課〉

市では、市内の環境保全団体の自発的な活動を促進するための支援策として、環境保全に関する学習会等を行う場合に講師を派遣する助成のほか、活動における通信費の負担を軽くし、より多くの環境保全情報を提供するため、環境保全団体の会員の方への会報などを郵送する通信助成を行っています。さらに、環境保全団体を実施する催しについての後援も行っています。後援の内容は、後援名義の使用承認、催しの施設提供、「広報かまくら」への掲載及び必要な電話の取次ぎなどです。なお、これまでの実施状況は表7-10のとおりです。

表 7-9 環境保全団体に対する支援の実施状況

年 度	通信助成		講師派遣助成		後 援	
	団体数	支援実績	団体数	支援実績	団体数	支援実績
平成24年度	5	737通	—	—	4	5回
平成25年度	4	501通	—	—	3	3回
平成26年度	4	413通	—	—	1	1回
平成27年度	4	310通	—	—	1	1回

●市内環境保全団体等の活動状況

〈市民・事業者〉

市内には、自然保護、美化、環境教育など環境保全に関する様々な活動を行っている市民団体があります。

これらの団体から平成26年度の活動内容を報告内容をしてもらい、原文のまま掲載しました。

団体名	鎌倉を美しくする会	会員数	26名	代表者	高田 晶子
活動目的	バス停ベンチ維持活動・落書きゼロの美しいまちづくり				

【活動の内容】

バス停ベンチ維持活動と周辺見回り

- ・深沢バス停ベンチ一部破損。ボランティア団体やローズのご協力で補修出来ました。
- ・長崎県議会議員の方がバス停ベンチ視察に迎え、ミーティング、現場案内をしました。
- ・鎌倉学園インターアクト部の協力で円覚寺前バス停ベンチ5台を磨きました。(恒例)

落書き(貼り紙含む)発見と除却活動

- ・通年パトロール。平成21年度スタートした市との「落書きのないまちづくり」協働事業は7年経過。10年以上書いている少数の常習犯の犯行が大胆、エスカレート傾向にあり、腰越海岸擁護壁、七里ヶ浜海岸擁護壁、由比ヶ浜海岸擁護壁等に大量の落書きをするなど翻弄されました。
- ・しかし、協力し合うネットワークも築かれ、県、東電、事業者、市民の努力が効を奏し、発見次第対処する仕組みも出来、鎌倉市では常に落書きゼロが保持しています。
- ・七里ヶ浜海岸擁護壁の大量落書きは七里ヶ浜高校の野球部生徒さんの協力を得て消去しました。落書きは早期発見、早期消去に尽きます。日常のパトロールも欠かせません。

平成21年度～平成27年度地区別落書き(貼り紙を含む)件数一覧表

	鎌倉地区	腰越地区	深沢地区	大船地区	玉縄地区	合計
平成21年度	262	113	9	95	21	500
平成22年度	270	74	13	38	22	417
平成23年度	215	259	12	165	28	679
平成24年度	227	182	23	140	30	602
平成25年度	227	71	16	105	13	432
平成26年度	477	32	30	53	1	593
平成27年度	485	23	27	41	37	613
地区別合計	2163	754	130	637	152	3836
%	52.06	22.68	3.2	18.49	3.37	100

- ・約半数が鎌倉地区、全体の約4分の1が腰越地区、2001年当初手がつけられないほどひどかった大船地区は約5分の1と商業地域の割には少なくなっています。

啓発美化活動

- 落書きされない街づくりまち磨き：かまくら認知症ネットワークと連携で、鎌倉駅地下道壁のタイルを水拭きしピカピカ磨きをしました。
- 5月3日～5日若宮大路とその周辺：観光客が特に多い連休に散乱ごみ防止の活動をしました。報告書を市長はじめ観光協会、商工会議所、関連部署に発信しました(恒例)。

H28年度版環境白書の送付は不要です

団体名	かまくら環境会議	会員数	32名	代表者	大道不二子
活動目的	自然保護、調査活動、環境啓発、環境学習支援、学習会、情報発信				

【活動の内容】

- 鎌倉市の河川維持管理協力団体として、扇川の生物・水質調査を原則として奇数月の土曜日に、水部会を中心に年4回実施しました。その他、ホテルの観察会を2回（扇川 関谷川開催しました。また、扇川の清掃及び草刈を1回行いました。
- 2月に学習会 講師 鎌倉市職員「ゴミの有料化と分別について」開催しました。
- 3月に見学会 環境教室「鎌倉の緑地を廻る」を開催しました。
- 大気中の窒素酸化物測定を6月と12月に年2回実施しました。
- NPO センターフェスティバルに展示参加し会のアピールをしました。
- まち美化運動連絡会に参加し、美化活動に協力しました。
- 4月と9月に神戸川環境調査を実施しました。
- かまくら環境保全推進会議に団体委員として参加し、市の環境政策推進に協力しました。
- 「扇川だより」を発行しました。
- 会報「エコ・コミュニティ」を2回発行しました。
- 石原谷戸と関谷川の環境調査を2回実施しました。
- 6月14日に総会を開催し、総会終了後、20周年を迎えた環境会議の今後について話し合を持ちました。「川の調査の報告集」を作成したらという提案がありました。
- 5月と12月に海岸調査を実施しました。
- 7月に神戸川の川遊びを行いました。（腰越小学校4年生）
- 8月に赤手カニ観察会に参加しました。（豆腐川）
- 10月に関谷小学校環境教室に参加しました。
- 行政主催の環境教室に協力しました。

【活動の成果】

- 扇川の水質・生物データを市に提供し、共有することができました。
- 環境教育では、市民や子供達への支援をすることで、啓発の一端を担えました。
- 行政や企業、また他の市民団体との協働により、意識の共有ができました。
- 環境保全やまち美化に貢献できました。
- 「よへい屋敷谷戸の会」にアドバイザーとして参加しました。

団体名	特定非営利活動法人 山崎・谷戸の会	会員数	235名	代表者	相川 明子
目的	鎌倉中央公園の貴重な谷戸景観や多彩な動植物を保全する市民活動				
<p>【活動内容】</p> <p>「鎌倉中央公園」第一工区開園(1997年)以来、運営協力してきた谷戸ボランティアの会10団体の各活動を継承し、準備会議を重ね2004年4月に全面開園に合わせて行政との協働で本会を発足させました。2008年4月より特定非営利活動法人団体となりました。</p> <p>当会は7つの活動班①田んぼ班(湧き水を利用した伝統的作業の米作り)②畑班(根菜・豆・麦等を中心に、堆肥を利用した循環型の無農薬農法)③雑木林管理班(下草刈りや間伐などの雑木林の手入れなど)④農芸班(農産物・谷戸資源の加工)⑤自然遊び班(農作業の手伝いを含む子どもの自然遊び)⑥生態系保全班(動植物の観察や調査、小動物が住みやすい環境作り)⑦植物育成班(谷戸に自生する植物の保護、育成)を設け、この班活動を中心に鎌倉中央公園内の谷戸において、昔ながらの農林作業や保全作業を行いながら、谷戸の景観と自然生態系を守り育て、里山の復活再生を目的としています。</p> <p><年間の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・7つの班により、季節に応じた保全活動を実施(270回) そのうち、70回は公園協会との協働事業 ・事務局の運営(木曜を除く毎日6時間、交代制で実施)、一般市民、各種団体の問い合わせ対応・案内、行政交渉、広報活動、各メディアからの取材対応、谷戸パトロール、各班の平日補助作業等 ・谷戸まつりを開催し(年2回)、公園で収穫した農産物や加工品を会員・一般市民に頒布 ・会報の発行(年6回) 谷戸塾開催(全56回 内訳: 田んぼ・畑・雑木林管理班の作業各49回、谷戸講座7回実施) 環境省主催モニタリングサイト1000里地調査・事務局員向け勉強会開催 <p><行政、公園海浜課、公園協会との協働など></p> <p>鎌倉市共催10周年フォーラム開催、10周年フォーラム展示(地下ギャラリー)、公園利用者懇談会出席(1回)、鎌倉中央公園管理運営協議会出席(1回)、3者協議に出席(4回)</p> <p><主要事業及び公園協会との協働事業></p> <p>理事会(3回)、谷戸まつり(2回)、お泊り里山体験、活動連絡会議の開催(1回/月)、「ホテルの紙芝居」とパトロール、春の七草・どんど焼き</p> <p><体験学習の受け入れなど></p> <p>鎌倉市環境政策課・環境アドバイザーに登録し、学校との連携を深めています。毎回、事前に学校、担当者間で打合せ、実施後は担当者・体験学習スタッフ間で反省会を行い、活動記録を作成しています。子ども達のふりかえり(感想文)と活動記録をもとに、活動の充実化に努めています。深沢小学校5年生 特別支援教室ひだまり 富士塚小学校5年生 風致保存会主催の中学生保全活動(深沢中3年生 玉縄中3年生) その他、深沢小学校教員補助作業、鎌倉市保育士講座、富士塚小教員補助作業を行いました。</p> <p><他団体の受け入れなど></p> <p>自然環境復元協会主催 若手ボランティア(かまくらレンジャーズ 親子レンジャーズ 企業日立グループ保全活動受け入れ)・PHD研修生 谷戸体験・かまくら子育て支援グループ懇談会と共催 かまくらママ「Sカレッジ「サトイモとどろんこ」・青空自主保育「やんちゃお」保全活動・青空自主保育「にこにこ会」保全活動・青空自主保育「なかよし会」保全活動・県職員研修・鎌倉市職員研修・かまくら認知症ネットワーク「かまくら散歩」・JR東日本「鎌倉山崎・森人の会」保全活動・「命を守る南相馬防潮堤」プロジェクト 鎌倉山崎・森びとの会 保全活動 日本環境教育フォーラム シニア自然大学講座</p> <p><他団体への訪問・交流・会議出席など></p> <p>山崎の夏祭り協力・深小ふれあい広場にて炊き出し・かまくら子育て支援グループ懇談会・鎌倉女子大共催の「かまくらパパ・ママカレッジ」に展示発表・長寿社会のまちづくり・テーマ型ワークショップ」鎌倉市主催 参加・神奈川県自然保護協会 50周年記念交流会 参加</p> <p><PR・展示活動></p> <p>NPOセンターフェスティバル参加・鎌いち場参加・NPOセンター地下道ギャラリー展示・かまくら子育て支援グループ懇談会鎌倉女子大共催の「かまくらパパ・ママカレッジ」にパネル展示</p> <p><取材・掲載></p> <p>鎌倉FMで毎月第2第4水曜日の朝「おはよう かまくら」にライブ出演・KCTV(年間数回)</p> <p><農産物の寄付提供></p> <p>梶原山町内会、寺分丸山子ども会、福島避難者交流会、第3地区社会福祉協議会、高齢者ケア施設など</p>					

団体名	鎌倉の自然を守る連合会	会員数	6自治・町内会会員 4,200世帯	代表者	安倍 精一
活動目的	<p>① 連合会（8自治・町内会）は25年にわたり、広町緑地の開発反対運動を展開し、その開発を阻止し保全を獲得した成果をふまえ、同緑地の都市林公園の構築・管理運営に寄与し、これを次世代に継承していきます。（自治会・町内会の数は、多少の増減あります）</p> <p>② 広町緑地の保全・維持・管理活動に参加・支援し、周辺自治・町内会の住民に、広町緑地の関連情報を提供し、意見を集約し、都市林公園の管理運営に反映させます。</p>				
<p>【活動内容】</p> <p>1) 都市林公園構築に参画——広町緑地の都市林構築に関して、基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計に関与し、広町周辺の連合会加盟自治会・町内会の意見を集約し、反映させてきました。今後とも、よりよい都市林とするため、広町緑地の管理運営に、地元住民の立場で参画していきます。</p> <p>2) 広町緑地に関する加盟自治・町内会の意見吸収し、鎌倉市や関連団体との意見交換を行い、要望の実現を図ります。</p> <p>3) 各種イベントを通して、地域住民や子供達が広町緑地と親しみ機会を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月、「桜と春の草花を愛でる会」を開催。広町の自然や桜・草花などに親しむ機会を設けます。 ・毎年6月、各自治会でを行う「ホタル鑑賞会」の開催の支援を行います。 ・毎年秋、「広町で遊ぼう」を開催。子供達が広町の自然と遊ぶ機会を作り、当連合会内及び隣接の子供会にも、呼びかけ、親子で参加する機会を設けます。例えば、西鎌倉住宅地自治会の子供会も参加しました。 ・月1回、「広町ウォーク」を開催し、時節に応じ変化する広町の自然に親しみ、観察する会を行います。一般の人々が参加できる機会を作ると共に、緑を守る活動に参加する人の裾野を広げたいと思います。今後共、上記の各イベントは、加盟自治会以外の人々の参加も受け入れながら活動していきます。 <p>4) 広報活動——</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連合会ニュース」を年2～3回発行し、加盟自治会・町内会全世帯（約4,200世帯）に配布しています。「連合会ニュース」は、連合会の最も有力な広報活動になっています。ホームページも設置しています。 ・「広町の森ガイドブック」を2012年3月発行し、広町緑地の自然、維持活動、緑保全の歴史など、広町緑地全般情報を提供しました。加盟自治・町内会全所帯に、各1冊無償配布し、鎌倉市図書館にも寄贈しました。 <p>5) 広町緑地の保全運動の歴史をとりまとめ、他の地域の自然保護運動に資するよう提供すると共に、次の世代の人々にも伝承するための活動を行っています。</p> <p>①2008年12月、広町緑地開発反対運動の25年間の歴史をまとめた本「鎌倉広町緑地はかくて守られた」を、発刊しました。（編纂：連合会、出版：港の人）。鎌倉市・県・国並びに周辺の学校等に寄贈すると共に、連合会関連の希望者に有償配布しました。（連合会として合計1000冊以上を寄贈及び有償配布しました。）</p> <p>②2015年5月、広町の運動史の詳細版として、「鎌倉広町緑地保全運動史—25年にわたる市民運動の記録と資料」（CD付）を編纂し発行しました。これは、鎌倉市・県・国及び全国の県立図書館等（国立国会図書館を含め計63冊）並びに主な大学（計70冊）などに合計150冊を寄贈しました。①の本と共に、広町緑地保全運動の記録を、次の世代にも伝えると共に、全国の緑・環境保全に関わる人々への参考に提供しました。</p> <p>6) 渉外活動——必要に応じて各自治・町内会との交流をはかると共に、市や関連団体との情報交換を行います。</p> <p>7) 広町緑地の保全・維持・管理活動への協力——広町5つ会（田んぼの会、畑の会、森の会、自然観察の会、散策路の会）に、広報等で支援・協力しています。実作業は、各個人がボランティアとして参加しています。</p> <p>【活動の成果】 — 上記の【活動内容】と同じ内容を、毎年実施しています。 以上</p>					

団体名	鎌倉広町緑地友の会	会員数	199人	代表者	大橋 圭介
活動目的	ナショナルトラスト運動で鎌倉のみどりを保全する				
【活動の内容】					
1. 保全に関する事業					
<p>平成27年1月には、「NPO法人鎌倉広町台峯の自然を守る会」として集めてきた基金のうち、450万円を鎌倉市緑地保全基金に寄附をしました。</p> <p>平成27年4月からは、広町緑地の美しい自然とそれを守るボランティア活動を、多くの市民に紹介するイベントを実施しました。</p> <p>また、近くの幼稚園・保育園の園児と保護者に、環境教育として自然観察、田畑の農作業を体験してもらった。また、それらの体験を作文に書いてもらって、作文コンクールを行いました。</p>					
2. 普及・研修事業					
<p>市後援名義使用承認をいただき、イベントとして「大山桜を訪ねるハイキング」「大桐と藤の花を訪ねるハイキング」「ゲンジボタル観察会」「半夏生を訪ねるハイキング」「広町の歴史散歩」等々の行事を実施しました。参加者からは、トラスト寄付をいただき、これを少額ではありましたが、鎌倉緑地保全基金に寄附をしました。</p> <p>広町「収穫祭」が11月に開催されてますが、これに協賛しました。</p>					
3. 交流・協力に関する事業					
<p>神奈川県に6つのみどりの少年団があり、そのうち1つは鎌倉みどりの探偵団で、会員は200余名おります。その毎月の行事に協賛・支援をしました。</p>					
【活動の成果】					
<p>イベント参加者や始めて子供の行事に参加した方々が、喜んでトラスト寄付を下され、またボランティア活動に参加下さいました。</p>					

団体名	鎌倉の海を守る会	会員数	役員20名 (会員システムをとっていないため)	代表者	河合 涼太
活動目的	鎌倉の海浜とその周辺の自然環境及び景観を保全しできるだけ人工の手を加えず後世に伝えることを目的とする。				
<p>【活動の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 会報発行年2回（4月、12月）。 • 5/6 ビーチクリーンアップ：会の活動で最も長いものの一つ。1997年以来、市内海岸全域で年2回行っています。 • 5/23 浜の植物を楽しむ会：七里ガ浜海岸の鎌倉高校前駅から稲村ヶ崎公園までの間と隣接地を歩いて、市内海岸でほとんど失われた浜の植物群落を観察しました。海と陸の接点に生育し潮風や飛砂を防ぐ役割を担っている海岸性植物の重要性を知り、分布状況をモニタリングして、より多くの方に関心をもってもらうことを目的としています。 • 磯の自然観察会：姥ヶ谷の磯で、海に親しむ機会の少ない方々を対象に磯の観察方法などをわかりやすく解説、会員の指導のもと生物を観察、海藻で押し葉を製作するものです。鎌倉在住で小さいお子さんを持つ家族の参加が多く、鎌倉の海の豊かさや身近な自然の大切さ、保護の重要性を理解するきっかけになっています。毎年5～6月の大潮の週末に行っていますが、平成27年度は該当する日に磯が海面から出ないと予測されるため実施しないことになりました。 • 7/14～20 活動発表展示：鎌倉駅地下道にて会の活動を発表しました。ビーチクリーンアップのごみのデータや、浜の植物を楽しむ会など、活動の様子をパネル・写真などを交えて展示しました。 • 7/20・8/4 豆腐川アカテガニ観察会：夏の繁殖時期に河口に下りてくるアカテガニの生態について学び、大潮の満潮の時間帯に行われる放仔(産卵)の様子を観察しました。 • 9/23 ビーチクリーンアップ：秋のビーチクリーンアップでは、世界ゴミ調査キャンペーンの一環で回収ゴミの集計もあわせて行っています。 <p>【活動の成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ビーチクリーンアップ：5月の参加人数1040名、配布ゴミ袋数は、可燃ゴミ袋756枚、不燃ゴミ袋545枚。9月の参加人数792名。配布ゴミ袋数は、可燃ゴミ袋564枚、不燃ゴミ袋549枚。 • 浜の植物を楽しむ会：参加者1名。鎌倉高校付近の海岸は、国道134号の擁壁補強工事のため浜が狭まった。工事で鉄柱の入れられた場所に以前生育していたハマヒルガオやテリハノイバラはみられなくなり、海岸植物は鉄柱と擁壁の間にわずかに残るのみとなった。工事前に県藤沢土木により移植され昨年秋までは生育していた海岸植物は、観察会時にはみられなくなっていた。姥ヶ谷付近では、西田幾多郎碑前の、砂を凝固剤で固める処理が数年前におこなわれたスロープで、植物が復活し始めていた。 • 豆腐川アカテガニ観察会：参加者7/20が13名、8/4は7名。7/20は潮が満ちてこないために波が河口に届かず、見られるカニの数も少なかったが、観察対象を絞った1匹が川の中で放仔する様子を見ることができた。8/4は数匹を対象に観察を続けたが放仔は見られなかった。 					

団体名	認定NPO法人 鎌倉広町の森市民の会	会員数	782人	代表者	平岩 由夫
活動目的	① 鎌倉広町緑地(「都市林公園」)について、市民の意見を集約して事業に反映し、後世に伝える。 ② 広町緑地の保全・維持管理・利用に積極的に参画・参加及び支援し、市民主体の自立した運営組織の確立を目指す。 ③ 都市林の維持管理活動を通じて自然環境の保全に取り組み、生物多様性の重要性を広く啓発する。 ④ 広町緑地の諸活動を通じて、次世代の育成と青少年の環境教育を支援する。				
【活動の内容】 1. 活動方針(基本姿勢) <ul style="list-style-type: none"> ① 現場活動の更なる強化及び現場活動要員の育成・強化を図る ② 会員とのコミュニケーションの充実と組織・財政基盤の強化を図る ③ 都市林公園の市民主体の一体的な維持管理保全の体制を確立するため「5つの会」と共同で関係管理団体と協力し、指定管理受託体制の確立を推進する。 ④ 保全活動及び利用者の「安全確保のための体制」を推進する。 ⑤ 近隣の自治会及び関連団体等とのコミュニケーションを充実し、その意見の反映と活用を推進する 2. 活動内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市、広町緑地関連市民団体との連携により設立した「5つの会」の保全活動を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 樹林地の手入れ、植樹、等―「広町森の会」(2回/月) ② 田んぼ復元の拡張と谷戸の乾燥化防止を推進―「広町田んぼの会」(4回/月) ③ 畑の復元の拡張と作物の多様化―「広町畑の会」(4回/月+α) ④ 樹林地及び谷戸の動・植物の観察と生育環境の整備―「広町自然観察の会」 ⑤ 緑地内の散策路の整備と樹名板の設置の推進―「広町散策路の会」(2回/月) ⑥ 各会による協働活動:収穫祭の開催、谷戸の乾燥化対策、等 (2) 市民の会の独自の活動を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公園事業への市民の意見の反映及び維持管理活動のための用具の購入・管理 ② 緑地保全・維持管理のための「広町パトロール」(2回/週) ③ 活動リーダー・要員育成のための「広町から学ぶ会」(2回/月) ④ 「かまくら緑の探偵団」の運営(定例会:1回/月)と次世代の育成 ⑤ 各種イベントの開催(数回/年)と広町緑地のガイド(随時) ⑥ HP 広報等広報啓発、市民の会ニュース(隔月)、広報誌:広町の風(季刊)、広町花図鑑の発行 ⑦ 「広町緑地への道順と散策マップ」を西鎌倉駅と御所谷入口に設置 ⑧ 小・中・高校の生徒を対象とする「環境教育(総合学習など)」への協力(随時) ⑨ 理事会開催(1回/2ヶ月)、五つの会連絡会(1回/2ヶ月) 					

- (3) 4月開園した広町緑地都市林公園の維持管理に向け、市民主体の自立した管理運営をするため「5つの会」と共同で一体として活動する体制を整備した。

[活動成果]

1. 保全・維持管理の活動の活発化と体制の強化
 - ① 谷戸の田んぼ、畑の復元の拡大。森の手入れの区域の拡大
 - ② 植樹祭、田植祭、収穫祭などを通じて子供や一般市民の参加が増加
2. 近隣小学校、中学校及び高校の生徒の環境教育の受入れの定例化
3. 「5つの会」と一体になった「鎌倉広町の森市民の会」に体制を強化し、指定管理関連業務を推進する体制を確立した。「安全管理委員会」も設置し、ボランティア活動グループ「広町5つの会連絡会」の設置や近隣自治会・関連団体との懇談の推進を進めた。
4. 広町緑地ガイドの強化のため一般市民向け「広町 里山さんぽ(藤と大桐・やまゆり・ゲンジボタル・ヘイケボタル、蝶、野鳥等の鑑賞)」を継続している。
5. 広町緑地の管理を、市民の会と鎌倉公園協会が共同して運営するパートナーズが行うこととし、市民の会が「5つの会」を運営し、その行う事業の範囲を定め、谷戸風景に配慮した田んぼと畑の保全と活用、外周部を除く樹林地内及び園路沿いの除草と枝払い、ホタル、カエル類、ホトケドジョウ及び水環境等の自然環境調査、園路等施設のパトロール、施設の清掃及び簡易的な修繕等を、市に提出した事業計画書により、都市公園法の手続きに準拠して行うこととした。

団体名	鎌倉自主探鳥会グループ	会員数	150名	代表者	岩田 晴夫
活動目的	自然観察、自然保護、水質・動植物調査、環境教育、エコアップ作業、政策提言				
【活動の内容】					
<p>私達は、(公財)日本野鳥の会の神奈川支部の趣旨に基づき、野鳥を通じて自然に親しむと共に、自然の保護と住環境のアメニティーの向上をはかることを目的として活動を実施しています。</p>					
<p>① 一般市民対象の定例自然観察会「鎌倉自主探鳥会」を毎月2回実施しています。 自然観察の精神と方法の普及、自然観察会リーダーの養成、地域的な自然保護活動の促進、都市公園と緑地のエコアップ(生息環境向上)を図ること等が目的です。コースの途中、佐助川の清掃・エコアップ・水質と水生生物調査、佐助稲荷のエコアップ(1993年5月～)、源氏山公園の野鳥用水場の清掃、台峯緑地と鎌倉中央公園の動植物調査やエコアップ(1993年5月～)等の作業を実施。</p>					
② 源氏山公園の野鳥誘致施設の管理(1984～)をしています。					
③ 鎌倉市傷病鳥獣保護搬送システムへの協力を委託されています(1993～)。					
④ 平成6年以降、鎌倉市から鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)指導員の委嘱を受け、鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)の活動を年間10回指導しています。					
⑤ 鎌倉市道水路管理課から道路・河川維持管理協力員の委嘱を受けています(1997～)。 佐助川のエコアップ活動・水質調査・水生生物調査・清掃・草刈り等を実施しています。					
⑥ 鎌倉中央公園の管理運営協力団体として、鎌倉中央公園の管理に対し、既存の野生動植物ができるだけ保全されるように、基礎データを提供すると共に、具体的な方法を提示し、エコアップ作業と環境モニタリング調査を実施しています。					
⑦ 「鎌倉の海岸動植物の生息分布調査」をかまくら環境会議・鎌倉市緑のレンジャー指導員と協力し、鎌倉市の後援を得て実施(1996～)し、海岸動植物の保護策を提言しています。					
⑧ 神奈川県藤沢土木事務所による坂ノ下の災害復旧工事後のモニタリングを継続実施し、貴重種の保護と管理上の留意点を助言しています。					
⑨ (財)日本野鳥の会の全国一斉ガンカモ調査に協力(1月)しています。					
⑩ 鎌倉市内を春秋に通過するタカ類の渡り調査、鎌倉市内の自然環境台帳作り、酸性雨調査、河川の水質と水生生物調査、緑地のモニタリング調査等を実施しています。					
⑪ 自然保護団体や自治会・学校関係の自然観察会等に講師を派遣しています。					
⑫ 鎌倉メダカの系統保護を図ると共に、市役所前のビオトープ池の管理・モニタリング調査に協力しています。					
⑬ 鎌倉市のアライグマとタイワンリスの防除実施計画に協力しています。					
⑭ 神奈川県藤沢土木事務所による柏尾川の護岸整備工事に際し、野生動植物の生息環境保全の面から助言を行なっています。					
⑮ 貴重種に指定されている野鳥の繁殖環境保全に係わる自然環境調査を実施。					
⑯ 環境省が絶滅危惧II類(VU)に指定し、保護マニュアル作成のため実施中の生態調査に協力。					
【活動の成果】					
<p>鎌倉中央公園の湿性花園内に既存動植物の保全区域を維持している。主要緑地における環境モニタリング調査と湿地環境のエコアップ作業を継続しています。近郊緑地保全地区や開園後の夫婦池公園等の自然環境調査結果から、神奈川県と鎌倉市の管理・整備に対しアドバイスし、既存の野生動植物の保全に寄与しました。ニホンザル・イノシシ・キツネ等の“離れ”個体に係る情報をまとめ、県と市の関係機関に提供しました。</p>					

団体名	鎌倉ボランティアクラブ	会員数	1176名	代表者	中村 和夫
活動目的	まちの美化活動				

【活動の内容】

1. まちの美化活動

三菱電機(株)鎌倉製作所及びインフォメーションシステム統括事業部、関係会社(6社)*1の有志を募り、通勤で利用している工場周辺道路を隔週で清掃する「通い道クリーン活動」を行っています。本活動は03年度より開始し、従業員の美化活動への意識の高揚を図っています。

また、鎌倉市が共催する「クリーンアップ鎌倉2015」にも有志を募り積極的に参加しています。

【活動の成果】

(1) 定量的な成果

①通い道クリーン活動 : 2015年度 合計1,176名参加

②クリーンアップ鎌倉 : 2015年度(春・秋) 合計187名参加

(2) 環境への効果

タバコの吸殻やゴミを拾う清掃活動により、工場周辺の美化維持及び公共河川の汚染防止が図れています。また、鎌倉市の美化活動にも貢献しています。

(3) その他の成果

クリーンかまくら条例の「事業者の責務」を実践することにより、従業員へのより一層の条例周知へとつながっています。



*1: 関係会社

三菱電機エンジニアリング(株)

三菱プレジジョン(株)

三菱スペース・ソフトウェア(株)

三菱電機特機システム(株)

菱電湘南エレクトロニクス(株)

菱栄テクニカ(株)

団体名	NPO 法人鎌倉リサイクル推進会議	会員数	130 名	代表者	大貫 玲子
活動目的	ごみ発生抑制、減量や資源化の市民意識の啓発、廃棄物の再利用促進活動を推進				
<p>【活動の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆かわら版の発行（毎月） ◆ホームページの毎月更新 ◆鎌倉市の市民啓発活動への協働参加 10 回 ◆リサイクルに関する相談アドバイス等 <p>○展示部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆常設展示(通年) ◆リサイクル作品展 10 月 16 日～11 月 6 日 ◆鎌倉地下道ギャラリー展示 6 月 2 日～6 月 8 日 ◆鎌人いち場 (5/31) クリスマス展示 (11/9～12/24) 年末年始展示 (12/24～2/3) <p>○環境部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆かわら版（行事予定とその内容案内）毎月発行 ◆鎌倉リサイクル通信「ラ・ラ・ラ」（会の活動紹介）25 号発行（年 1 回発行） ◆情報シート NO. 58 号発行（リサイクルに役立つ情報提供）年 1 回発行 ◆研修：エコプロダクツ（12 月） ◆回収拠点：ペットボトルキャップのリサイクル 765kg(1～12 月) ◆見学会 鎌倉資源回収協同組合（布類、紙類）、笛田リサイクルセンター ◆学習会 映画「もっと減らせる家庭ごみ」 <p>○イベント部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆リサイクルマーケット（年 4 回 5・7・9・11 月） ◆こどもリサイクルマーケット（7 月リサイクルマーケットと同時開催） ◆古着・古本リサイクル市（年 1 回 3 月） ◆リメイク作品販売コーナー（5、7、11 月） <p>○生活の知恵部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全 213 教室を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量教室 10 回 ・リサイクル手芸教室 55 回 ・衣類お直し教室 22 回 ・裂き織り教室 27 回 ・手軽な織物教室 15 回 ・修理修繕教室 6 回 ・衣類リフォーム教室 27 回 ・リサイクル工作教室 15 回 ・布ぞうりづくり教室 9 回 ・その他教室 27 回 <p>（注：活動内容は鎌倉市からの受託事業と自主事業を合計したものです）</p> <p>【活動の成果】</p> <p>事業実績は受託 175 回・2,393 人、自主事業 105 回、3,071 人、併せて 280 回の事業を実施し、参加人数は延べ 5,464 人でした。</p> <p>[特記事項：不用品登録協働事業（愛称：リユースネットかまくら）] 本会と NPO 法人シチズンネット・鎌倉市の三者による協働事業。 市民の「譲ります」「譲って下さい」の情報をインターネットに公開。 その橋渡しの活動。 登録申し込み 1,498 件 ・応募 1,917 件 ・成立 983 件</p>					

●古着古本などのリサイクル

特定非営利活動法人 鎌倉リサイクル推進会議では笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再利用できるように、各種のリサイクルマーケットを開催しています。

平成 27 年度の開催したマーケット等の実績は表のようでした。

表 リサイクルマーケット等の開催状況

イベント名	実施日	実施内容	来客者数
リサイクルマーケット・こどもリサイクルマーケット	平成 27 年 5 月 24 日、 7 月 26 日、9 月 27 日、 11 月 22 日	出店数 合計 158 店舗	合計 1,800 名
古着古本リサイクル市	平成 28 年 3 月 27 日	古着 寄付数 1,375 kg 取引数 957kg 古本 寄付数 1,680 冊 取引数 1,247 冊	400 名

団体名	湘南・省エネネットワーク	会員数	8名	代表者	前島 仁
活動目的	地球温暖化防止および省エネルギーの広報・教育・普及・調査等の推進				

【活動の内容】

1. 広報事業：活動発表

- ・家庭で毎月の省エネテーマをチェック項目として記載した**省エネカレンダー**を制作して配布しました。
- ・**神奈川県**の**市民環境活動報告会**で「低炭素なまちづくり」に向けて、家庭での省エネを地域で取組む活動を発表しました。
- ・「**家庭における省エネルギーへの取り組みを促進する事業**」の実施結果を5月16日に発表しました。
- ・**省エネ講演会**を8月29日に鎌倉芸術館で開催し、外部講師を招いて家庭の省エネルギーの進め方の講演と省エネ照明の説明を受けました。
- ・**かながわ地球環境賞**を会員の五味一雄氏（前代表）が県知事から受賞しました。神奈川県民センターで開催された地球温暖化対策推進員年次大会で実践活動内容を発表しました。また、地域新聞のタウンニュース誌にもプロフィールが紹介されました。

2. 教育事業：環境教育・出前講座

- ・**環境教育**を私立清泉小学校で5年生3クラス（約100名）を対象に出前講座として「地球温暖化防止と省エネルギー」を講義しました。生徒たちは大変熱心に興味深く聴講しました。
- ・**省エネ実験キット**（白熱電球-蛍光灯-LED ランプ）を制作して体験学習の教材として活用しました。

3. 普及事業：省エネ説明会・報告会の開催

- ・**省エネ説明会**を6月28日に鎌倉芸術館で「家庭での省エネを地域で取組む低炭素社会づくり」をテーマにして開催し、ガスの省エネ講義、市民の太陽光発電・燃料電池設置事例などを紹介しました。また、省エネシートの記入要領を説明して参加者に省エネへの取り組みを促進しました。
- ・**省エネ報告会**を3月27日に鎌倉芸術館で開催し、省エネチャレンジに参加された方からの報告内容を集計・評価した結果を報告しました。また、家庭で工夫されて省エネを実践された方や模範的な取り組みをされた方から省エネ実績・実施内容などについて紹介されました。

4. 調査事業：調査と団体交流

- ・省エネチャレンジに参加された方から報告された**省エネシート**を集計して、省エネ実績・実施内容などについて調査した結果、冬季の省エネを進めることが困難な課題が多くあることが明らかになりました。
- ・クレジット認証について、Jクレジット、排出量取引など**経済的インセンティブ方策**を調査しました。
- ・**省エネ交流会**を12月6日に鎌倉芸術館で開催し、静岡県掛川市の「NPO おひさまとまちづくり」、「NPO 茅ヶ崎自然エネルギーネットワーク」を招聘して、取組事例の活動紹介などを情報交換しました。

5. 地域貢献：神奈川県・鎌倉市への協力

- ・神奈川県が公募した「新アジェンダ21かながわ」改訂素案のパブリックコメントに意見陳述しました。
- ・鎌倉市のかまくら環境保全推進会議、鎌倉市立大船中学校改築検討協議会の委員として参画しました。



私立清泉小学校での出前講座の光景



省エネ交流会の光景

団体名	かまくら桜の会	会員数	40名	代表者	高柳 英麿									
目的	鎌倉市の木であるヤマザクラを中心に、市内の桜の保持、育成、市民へのPR活動を行う。													
<p>【活動の内容】</p> <p>◆植樹 かまくら桜の会は、市内の桜を大切に思い活動しているグループと個人が集まり、平成20年に発足しました。以来、行政や日本花の会、日本さくらの会のご指導を頂き、市内各所に植樹を行っています。27年度は下記の場所に植樹をしました。</p> <table border="0"> <tr> <td>・11月12日・・・市体育館横、鎌万前</td> <td>ヤマザクラ</td> <td>5本</td> </tr> <tr> <td>・11月19日・・・鎌倉宮境内</td> <td>桐ヶ谷桜</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>・11月20日・・・葛原岡神社</td> <td>ヤマザクラ</td> <td>20本</td> </tr> </table> <p>◆若宮大路の桜手入れ 若宮大路に植えたサクラの手入れを、毎月第2木曜日と第3土曜日に行っています。若宮大路は「日本の桜100」にも選ばれた場所ですが、近年特に弱った木が目立ちます。そのような場合は専門家の指導を頂いて適切な処置をとり、管理する藤沢土木事務所へ連絡をするなどしています。</p> <p>◆視察・見学 鎌倉市内をはじめ他の市町村の緑や自然環境の様子を知ること、また会員同士の親睦を深めるために行なっています。4月に若宮大路観桜会、4月上旬は各地域の桜まつり、埼玉県・慈光寺の桜の観賞などの催しを行い、会員や参加者に好評でした。</p> <p>◆講演会 2月24日・・・「鎌倉の桜 映像とトーク」(生涯学習センター) 3月15日・・・「さくらの講演会」(建長寺)</p> <p>【活動の成果】 市内にはたくさんの桜愛護の会、桜愛好家のグループがあり、それぞれが地域で活動しているので、活動の様子について報告発表を行い、改めて互いに協力できる点の確認、勉強になる活動の様子を知ることが出来ました。今後も植樹をはじめ、先進地を見学したり、桜の文化を楽しみながら学んでゆきたいと思います。</p>						・11月12日・・・市体育館横、鎌万前	ヤマザクラ	5本	・11月19日・・・鎌倉宮境内	桐ヶ谷桜	10本	・11月20日・・・葛原岡神社	ヤマザクラ	20本
・11月12日・・・市体育館横、鎌万前	ヤマザクラ	5本												
・11月19日・・・鎌倉宮境内	桐ヶ谷桜	10本												
・11月20日・・・葛原岡神社	ヤマザクラ	20本												

団体名	鎌倉のごみ減量をすすめる会	代表者	高田 晶子
発 足	平成23年(2011年)11月	会員数	12名
活動目的	行政・事業者・市民が協働してごみ減量をすすめる		
【活動の内容】			
1. 市民への啓発活動			
(1) 講演会			
<ul style="list-style-type: none"> • H27年5月に鎌倉市が主催し、市民と事業者が参加したシンポジウム「ごみの少ない鎌倉をめざして～わたしたちができること～」で事例報告をおこないました。 			
(2) ごみ減量講話キャラバン			
H24年秋以降、自治会・町内会および市民グループ向けに、家庭でのごみ減量についての講話と家庭での生ごみ処理のワークショップを行っています。H27年度末までに累計で48回行い、延べ1,260人の参加がありました。			
(3) スーパー店頭でのごみ減量・資源化キャンペーン			
H27年度に7回行われたスーパー店頭におけるごみ分別・資源化キャンペーンでは、前年度までの協力から一歩ふみこみ、企画や運営で市と協働する形がとれるようになりました。			
(4) その他の啓発活動			
鎌人いち場の「知る場」で、市と協働でごみ分別・資源化啓発のブースを出展しました。			
2. 事業者への啓発活動			
一般廃棄物多量排出事業所に対する鎌倉市の訪問視察には、H24年度以来当会メンバーが訪問に同行し、事業者ごとの減量や資源化の取り組み状況把握を行っています。H27年度は7事業所の訪問に同行しました。			
3. 市との協働			
<ul style="list-style-type: none"> • H27年5月に市環境部と一緒に武蔵野市を訪問し、事業系ごみ量を大幅に削減した方法についてのヒアリングを行いました。 • H26年4月に京都市ならびに三鷹市事例を参考にして策定したごみ行政における市と市民の協働推進計画は、市の全面的協力のもとで順次実行に移されつつあります。 			
4. その他			
<ul style="list-style-type: none"> • ごみ減量講話キャラバンで繰り返し質問されることを判りやすく盛り込んだ「ごみの分け方・出し方」のパンフレット(カラーの裏表1枚)を制作して、ごみ減量キャラバンおよびスーパー店頭キャンペーンなどで配布しました。 • 市がH28年3月に発行したごみ減量通信「生ごみ処理機特集」の企画と編集に参加しました。 			
以上			

第8章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

環境共生都市の創造に向けて、環境基本計画に掲げられた施策を市民、事業者、滞在者、市が協働して推進していく必要があります。このため、次の体制が整備されています。

●鎌倉市環境施策推進協議会

〈環境政策課〉

鎌倉市環境基本条例第18条第1項に基づき、市の環境保全施策推進のための全庁的な体制として「鎌倉市環境施策推進協議会」が組織されています。この協議会は、副市長を会長とし、教育長、全部長等で構成され、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、鎌倉市役所エコアクション21などの環境保全施策を推進しています。

●かまくら環境保全推進会議

〈環境政策課〉

鎌倉市環境基本条例第18条第2項に基づき、市・市民・市民団体・事業者等が協働するための体制として「かまくら環境保全推進会議」が組織されています。この会議は、環境基本計画や環境保全行動指針に基づき市民、事業者、市が協働して、環境保全施策を積極的に推進するための組織で、平成9年8月1日に設置されました。委員の構成としては市民10名、環境保全団体の代表5名、事業者3名の計18名で構成されています。